

平成30年9月25日会議資料

田原市立地適正化計画について（案）

目 次

序 論 立地適正化計画の概要

第1章 計画の策定にあたって

1 立地適正化制度の概要	1
2 計画策定の目的	3
3 目標年次	3
4 対象区域	3
5 計画の位置づけ	4

第2章 関連計画の整理

1 改定版第1次田原市総合計画	5
2 田原市人口ビジョン	7
3 東三河都市計画区域マスタープラン	8
4 改定版田原市都市計画マスタープラン	10
5 第2次田原市地域公共交通戦略計画	12
6 田原市公共施設等総合管理計画	13

第3章 市街地の形成過程

1 都市の形成過程	15
2 市街化区域の変遷	15
3 区画整理事業	19
4 人口集中地区の変遷	20

第1部 都市構造の現状分析と課題の整理

第1章 都市構造の現状分析

1 人口	25
2 土地利用	40
3 公共交通	47
4 災害区域	51
5 産業	54
6 都市機能の分布	59
7 地価	77
8 財政状況	78

第2章 都市構造の課題の整理

1 都市構造の現状のまとめ	81
2 課題の整理	84

第2部 立地適正化に関する基本的な方針

第1章 立地適正化計画の基本方針

1 立地適正化の方針	87
2 都市の将来像	88
3 まちづくりの目標	89
4 目指すべき都市の骨格構造	91
5 居住及び都市機能の誘導方針	93

第1回会議（本日） 協議

第2回会議以降 協議

第3部 居住誘導区域

第1章 居住誘導区域の設定方針

第4部 都市機能誘導区域

第1章 都市機能誘導区域の設定方針

第2章 誘導施設

第5部 誘導施設

序論

序 論

第1章 計画の策定にあたって

1 立地適正化計画制度の概要

(1) 都市再生特別措置法改正の背景

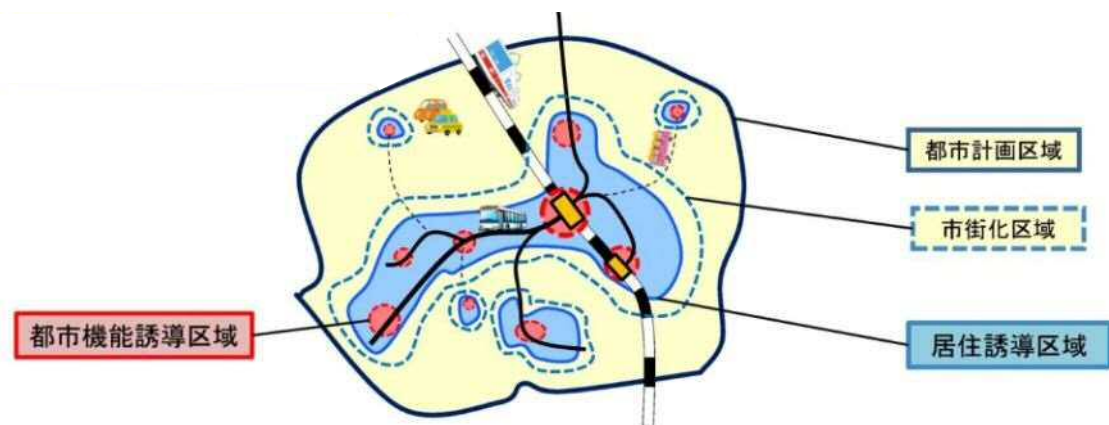
多くの地方都市では、これまで人口の増加やモータリゼーションの進展を背景に市街地の拡散や拡大の一途をたどってきましたが、今後は急激な人口減少や少子高齢化の進展が見込まれています。居住が低密度化すれば、医療・福祉・商業等の生活サービス（都市機能）の提供が困難になるなど、日常生活の維持に影響を及ぼすことが考えられます。

このようななかで、今後の都市づくりは、人口減少と少子高齢化を背景とし、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、若年層にも魅力的なまちにすること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること等を推進していく必要があります。実現するためには、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考え方に基づいて進めていく必要があります。

都市再生特別措置法は、こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となって都市づくりに取り組むため平成26年8月に改正され、居住や都市機能の緩やかな誘導など具体的な施策を推進するために「立地適正化計画」が制度化されました。

このような背景のもと、これまでの都市計画制度のツールについても、調整区域の規制、都市計画施設の見直し、民間活力を活用した開発など、取組の高度化を図るとともに、立地適正化計画制度においては、これまで都市計画の中で明確には位置づけられてこなかった各種の都市機能に着目し、これらを都市計画の中に位置づけ、その「魅力」を活かすことによって、居住を含めた都市の活動を「誘導」することで都市をコントロールする新たな仕組みを構築していることに留意し、視野を広げて取り組むことが必要です。

図 立地適正化計画制度のイメージ



出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

(2) 立地適正化計画に定める事項

立地適正化計画では、おおむね次に掲げる事項を記載するものとされています。また、その他必要となる施策についても必要に応じて定めます。

【計画の区域】

計画の対象範囲を画するものであり、都市全体を見渡す観点から都市計画区域全体を計画の区域とすることが基本となります。

計画の区域内に居住誘導区域と都市機能誘導区域等を定めるとともに、居住誘導区域のなかに都市機能誘導区域を定めることが必要となります。

【基本的な方針】

まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像について定め、その実現のための主要課題を整理し、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現するうえでの基本的な方向性を定めます。

【居住誘導区域】

人口減少のなかにあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域で、市街化区域内に定めます。

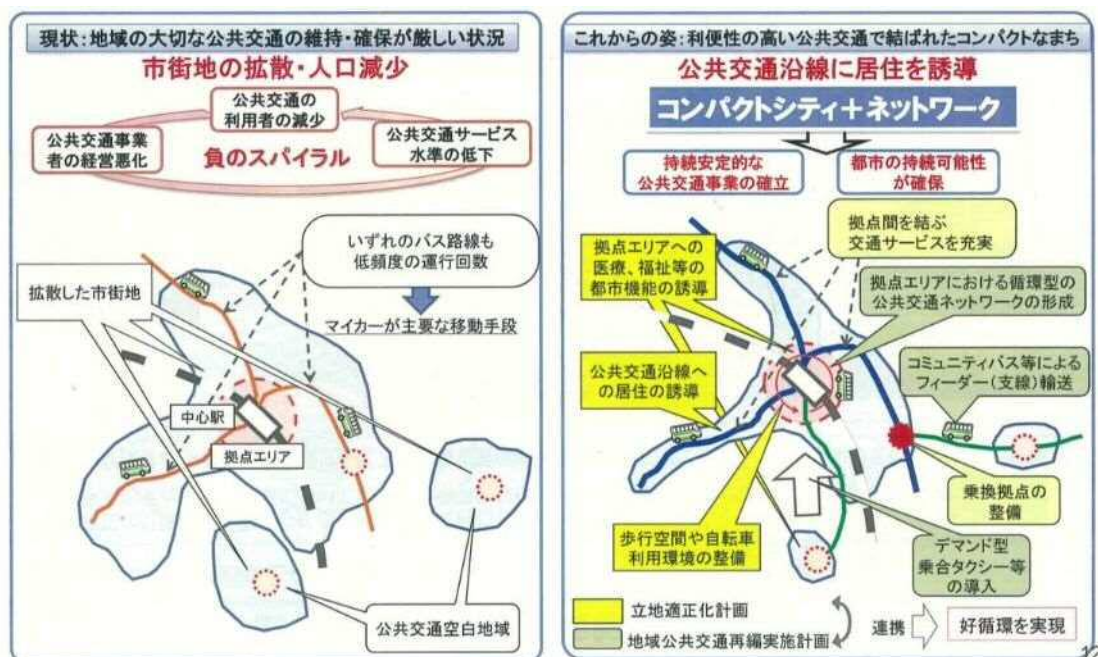
【都市機能誘導区域】

医療・福祉・商業等の都市機能を、都市の中心拠点や地域拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で、居住誘導区域内に定めます。

【誘導施設】

都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を指し、当該区域に必要な施設を誘導施設として設定します。

図 コンパクトシティ・プラス・ネットワークのイメージ



出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

2 計画策定の目的

全国的な人口減少・少子高齢化の傾向と同様、田原市でも平成17年をピークに人口減少に転じ、少子高齢化が進んでいます。併せて本市は、二度の市町村合併で公共施設を多数所有しており、今後、財政規模が縮小するなかで、施設の維持更新に係る財政負担が増加すると予想されます。また、人口減少によって低密度な市街地が形成され、利用者の減少によって既存の都市施設の維持が困難になると予想されます。

このような社会構造の変化に対応した、都市機能の誘導によるコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、平成26年8月に施行された改正都市再生特別措置法で制度化された「立地適正化計画」の策定について検討する必要があります。

そこで、本市の都市構造の評価を行い、将来の都市構造の見直しを立て、それらを基に立地適正化計画の策定し、改訂版田原市都市計画マスタープランで掲げる『多極ネットワーク型のコンパクトシティ』を推進することを目的とします。

3 目標年次

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる「市町村マスタープランの高度化版」であるとともに、将来の目指すべき都市像を実現する「戦略」としての意味合いを持つことから、目標年次を、改訂版田原市都市計画マスタープランと同じ平成47年度（2035年）までの期間とします。

目標年次：平成47年度（2035年）

4 対象区域

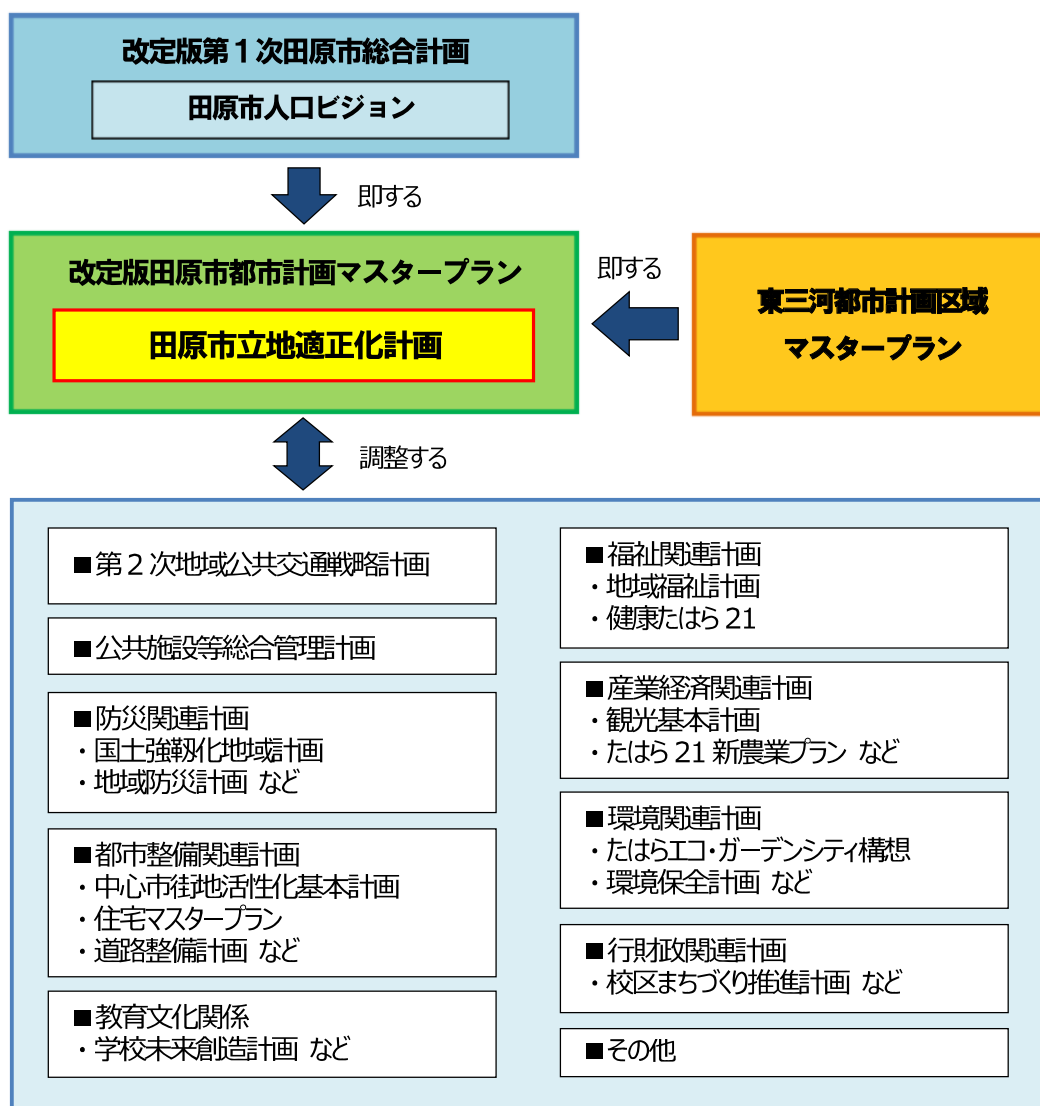
立地適正化計画の対象区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となることから、本市の都市計画区域全域を対象区域とします。なお本市は都市計画区域と行政区域が等しいため、対象区域は、本市全体（都市計画区域全域／19,112ha）とします。

対象区域：田原市全域（19,112ha）

5 計画の位置づけ

立地適正化計画は、市町村の総合計画、都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村マスタープランとの調和が保たれたものでなければなりません。また、立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つことから、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部とみなされるものとされています。

そのため、田原市都市計画マスタープランと同様に、本市の最上位計画である「改定版 第1次田原市総合計画（2013～2022）」、愛知県が定める「東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東三河都市計画区域マスタープラン）」に即し、かつ本市の関連計画等との整合を図り定めます。



第2章 関連計画の整理

1 改定版 第1次田原市総合計画

平成18年度に策定した「第1次田原市総合計画」を改定し、市民一人ひとりの幸福の創出に主眼を置いた10年先を見据えたまちづくりの指針として、平成25年3月に「改定版第1次田原市総合計画」を策定しました。

■まちづくりの理念

みんなが幸福を実現できるまち

■将来都市像

うるおいと活力のあるガーデンシティ

■まちづくりの方針

- 1 「市民の幸福感」を根幹に据えたまちづくり
- 2 多様な主体との連携により成長し続けるまちづくり
- 3 参加と協働による持続可能なまちづくり

■土地利用の方針

- (1) 地域の個性の発揮
- (2) 広域ネットワークの構築
- (3) 災害への備えと対応
- (4) 効率的で賑わいのある市街地の形成

■都市基盤の整備計画

- (1) 幹線道路等の充実
- (2) 港湾の振興
- (3) 水環境の整備

土地利用概念図



■目標人口フレーム



■基本計画／重点プロジェクト

- 1 人が人を支える協働の体制づくりプロジェクト
- 2 地域の安心安全向上プロジェクト
- 3 ふるさと人材育成プロジェクト
- 4 地域の活力創出プロジェクト
- 5 快適で賑わいのある市街地づくりプロジェクト
- 6 環境と共生する地域づくりプロジェクト
- 7 持続可能な行政基盤構築プロジェクト

■基本計画／都市整備分野

■主要プラン

- ・美しく、安全で快適な道路環境の維持
- ・使いやすく適正な公共交通の仕組み構築
- ・田原市の自然を活かした美しい景観の形成
- ・災害に備えたライフライン・都市基盤づくり

■市民協働モデル事業

グリーン・クリーン・道づくりプロジェクト

■施策

- 1 交通基盤の整備
- 2 公共交通の整備
- 3 港湾・河川・海岸の整備
- 4 市街地の整備
- 5 地域・住環境の整備
- 6 上下水道の整備
- 7 自然環境の保全
- 8 緑と景観の保全

2 田原市人口ビジョン

■策定目的：本市は「消滅可能性都市」として挙げられなかったものの、長期的には総人口及び若年女性人口ともに大幅な減少が予測されており、将来に亘って活力を維持していくためには、本市における人口減少を最小限に止める必要があります。

成果を生み出すまでに長い期間を要する人口減少対策・人口増加の取組を着実に推進するため、人口の現状の整理と予測される将来人口の姿を明らかにし、今後の取組の方向性を示すための「人口ビジョン」を策定します。

■計画期間：2040年度を目標（2015～2040）

■将来人口：総合計画の目標年次である2022年度に64,000人を維持、2040年度に60,000人以上を目指す

■出生率：2040年には合計特殊出生率を人口置換水準（2.07）まで上昇させることを目指す

■社会動態：社会動態が均衡することを目指す

■田原市における人口の将来展望



社人研推計準拠：田原市の2005年から2010年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計。

田原市の将来人口(展望)：出生率は、社人研推計準拠をベースに、合計特殊出生率が上昇した場合のシミュレーション。合計特殊出生率は、2015～2024年1.66、2025～2039年1.8、2040年2.07。

人口移動は、2022年時点で64,000人程度、かつ、2040年時点で60,000人程度の維持に必要な移動数を独自に設定。

3 東三河都市計画区域マスタープラン

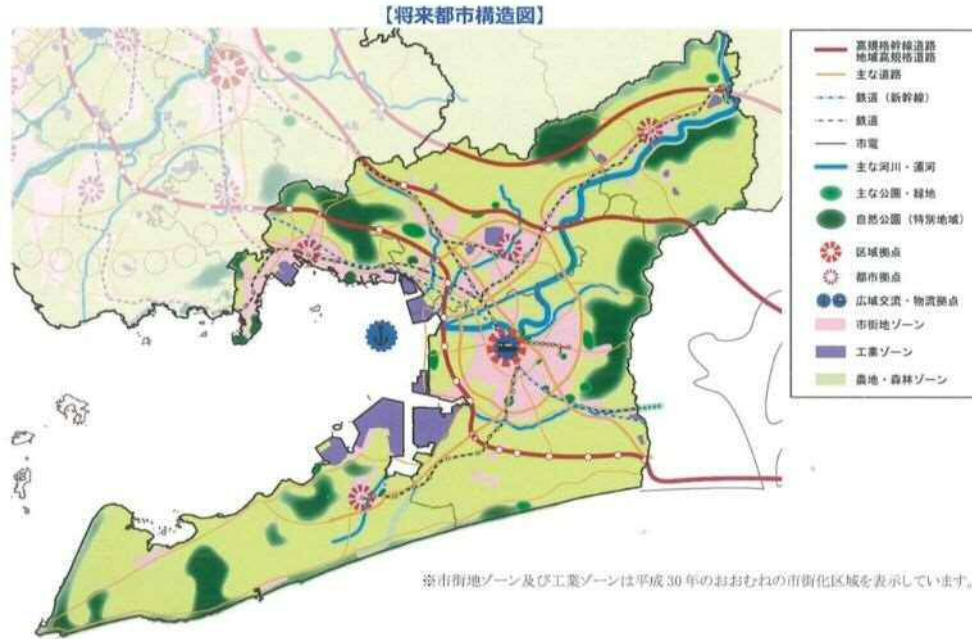
■東三河都市計画区域：豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市と新城市の一部

■計画期間：基準年次を平成30年として概ね20年

(ただし、市街化区域の規模などは、平成42年を目標年次)

■都市づくりの基本理念：

「自然や歴史を活かし、多様な産業が育まれ、豊かな暮らしを実感できる都市づくり」



■都市づくりの目標

①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた主な目標

- 主要な鉄道（軌道）駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
- 都市機能が集積した拠点周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。
- 北東部や半島部の人口密度が低い集落地などでは生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の立地や地域住民の交流・地域活動などを促進する場の形成を目指します。

②リニア新時代に向けた地域特性を最大限生かした対流の促進に向けた主な目標

- 豊川稲荷をはじめとする歴史・文化資源、ラグーナ蒲郡をはじめとするレクリエーション資源や豊かな自然環境などの多様な地域資源を生かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。
- リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。
- 遠州・南信州などとの圏域を超えた広域連携や奥三河と連携した広域観光の促進を図るため、新東名高速道路の活用や三遠南信自動車道などの広域幹線道路の整備促進を目指します。

③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた主な目標

- 自動車産業をはじめとする既存産業の高度化や次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域幹線道路の利便性が高い地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- 経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。

④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた主な目標

- 災害危険性の高い地区では、防災・減災の観点から土地利用の適正な規制と誘導を図るとともに、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。
- 都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリエーション化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。

⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標

- 中央部や南部の農地、北部から東部、渥美半島南部の樹林地などの緑地では、無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。
- 公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。

■主要な都市計画の決定等の方針（抜粋）

1 土地利用

- 住宅地については、公共交通が利用しやすい鉄道（軌道）駅やバス停の徒歩圏、市役所などの徒歩圏を中心に住宅地を配置し、自動車に過度に頼らない歩いて暮らせる生活圏の構築を進め、集約型都市構造への転換を図ります。
- 商業地については、主要な鉄道（軌道）駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区に商業・業務、医療、福祉などの都市機能の集約を進め、機能の充実を図るとともに、集約型都市構造への転換を図ります。
- 工業地については、東名・新東名高速道路などのインターチェンジ周辺、主要な幹線道路の周辺や三河港の臨海部など、交通の利便性が高く物流の効率化が図られる地域や既に工場が集積している工業地の周辺に配置を促進します。
- 市街化区域における農地は、県民の農とのふれあいの場、防災空間、良好な景観や都市環境を形成するオープンスペースとしての多面的な機能を発揮することが期待されることから、宅地化を前提とせず、地域特性に応じて都市農地として保全および活用を図ります。
- 災害の発生の恐れのある土地の区域、優良な集団農用地など農用地として保全すべき一団の区域、優れた自然環境などのために保全すべき土地の区域については、原則として市街化を抑制します。
- 地域環境の保全や改善又は地域活力の向上に貢献すると認められる地区や地域コミュニティの維持、創出に資する地区では、必要に応じ地区計画などを活用することにより地域の実情にあった適正な土地利用を図ります。
- 計画的に市街地整備を行う地区は、農林漁業などとの調整を行い、その整備の見通しが明らかになった段階で、住居系市街地については東三河都市計画区域で想定した人口の範囲内で、また産業系市街地については東三河都市計画区域で想定した産業規模の範囲内で、随時、市街化区域に編入します。

2 市街地開発事業

- 土地区画整理事業については、自然環境との調和に配慮した都市的な土地利用の増進と良質な住宅地や工業地の供給を促進します。
- 市街地再開発事業については、集約型都市構造の構築を図るため、中心市街地や鉄道（軌道）駅周辺を中心に土地の有効利用や高度利用が可能となるよう、民間活力を最大限に活かして都市機能の更新を促進します。
- これらの事業の実施にあたっては、中心市街地の活性化、密集市街地の防災性の向上、魅力ある拠点の形成、まちなか居住の促進に重点をおきます。

4 改定版 田原市都市計画マスタープラン

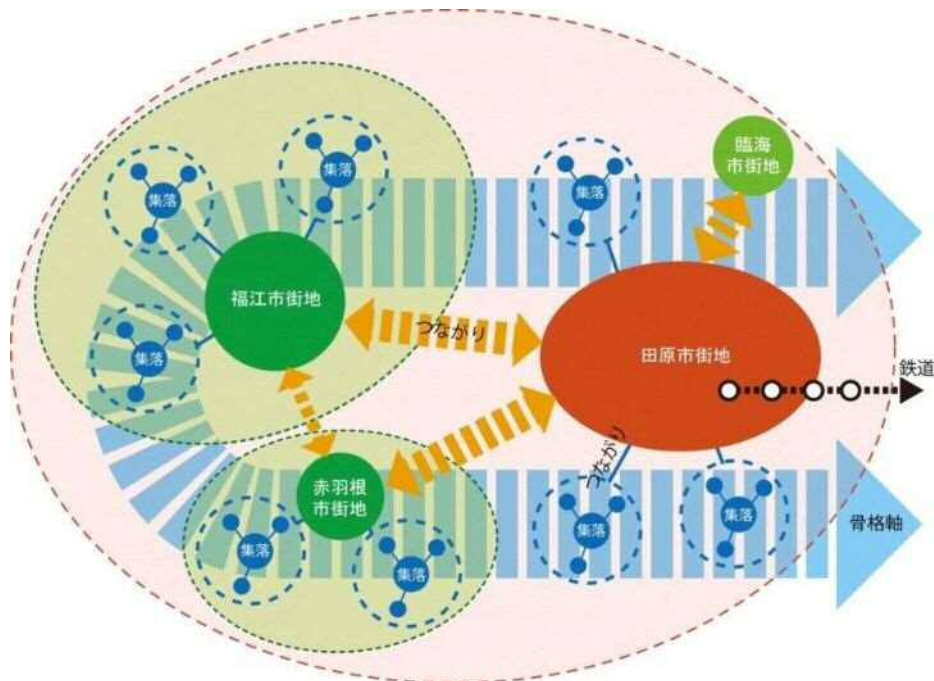
平成20年度に「田原市都市計画マスタープラン」を策定し、都市計画による都市づくりを進めてきました。しかしながら、本格的な人口減少・少子化時代の到来に対し、人口減少をできる限り抑制しつつ、本市において今後起こりうる問題、課題に向き合い対策を検討するとともに、より一層災害に強いまちづくりを進めるため、平成28年3月に「改定版 田原市都市計画マスタープラン」を策定しました。

■都市づくりの理念

街と町をつなぎ 豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ

■都市づくりの方向

市街地（街）と集落（町）等が機能を適切に分担しながらネットワークによってつながれ、それぞれの市街地と集落が共に生き続けられる**多極ネットワーク型のコンパクトシティ**を目指します。



■都市づくりの目標

- 地理的条件を克服する広域ネットワークづくり
- 地震・津波等の災害に対応した安心・安全な都市づくり
- 地域特性を活かした拠点にふさわしい市街地（街）づくり
- 将来も持続可能な集落（町）づくり
- 渥美半島の豊富な地域資源を活かした観光・交流づくり
- 住民等が主体となって進めるまちづくり

■将来都市フレーム

まち・ひと・しごと創生法に基づく“田原市人口ビジョン”で、都市計画マスタープランの目標年次である平成47年（2035年）の将来人口（展望）を61,384人と設定していることから、本計画においてもこの目標人口を人口フレームとして設定します。

5 第2次田原市地域公共交通戦略計画

■計画期間 平成26年度～平成34年度

■将来像 「だれもが安心して移動できるまち」

■公共交通の目標

全体目標：まちづくりの基盤となる公共交通の確立

- ・実現目標1 多様な移動ニーズに対応する公共交通の実現
- ・実現目標2 まちづくりを促進し、まちの魅力を高める公共交通の実現
- ・実現目標3 市民の幸福に貢献する公共交通の実現



本市の公共交通網は、「幹線乗合交通」を基軸とし、その範囲外を「コミュニティ乗合交通」「有償パーソナル交通」「政策交通」が順次補完（役割分担・連携）し、更にこれらを企業送迎・助け合い活動が補うことで市民等の移動を確保します。



- ★幹線乗合交通：渥美線、伊良湖本線・支線、フェリー等
- ★コミュニティ乗合交通：ぐるりんバス、地域乗合タクシー
- ★有償パーソナル交通：タクシー、福祉有償運送、貸切バス等
- ★政策交通：市街地循環バス、スクールバス等
- ★その他移動機能：企業送迎・助け合い移動等

6 田原市公共施設等総合管理計画

公共施設（建築物）の管理に関する基本的な考え方

①目標（計画期間20年）

施設保有総量を圧縮しながら施設区分ごとに係る費用を今後10年間で20%、次の10年間で10%削減します。ただし、適正化の進捗状況や人口構成、社会情勢等を考慮し、計画期間の中間で目標の見直しを行います。

②点検・診断等の実施方針

現在実施している法定点検（12 条点検、電気保安点検、消防設備等）を確実に実施するとともに、継続的な利用が見込まれている公共施設（建築物）については、予防保全型維持管理の視点に立ち、劣化が進む前に計画的に点検や劣化調査・診断を行います。

③維持管理・更新等の実施方針

公共施設（建築物）は、計画的に維持管理・修繕・更新を行うことを基本とし、ライフサイクルコストの軽減・平準化を図ります。

維持管理・修繕については、予防保全の実施により性能・機能の保持・回復に努めるとともに、「田原市建物維持管理マニュアル」により、日常的な維持管理の情報や点検・修繕などの履歴の管理・蓄積を行い、劣化の進行を未然に防ぐ取組を実施します。

更新については、長寿命化・複合化・機能転換・用途変更・集約化・廃止など個別施設計画に定める方向性を踏まえて実施していくものとしますが、その際、積極的に民間資金等を活用する（PPP/PFI）など効果的・効率的な手法を検討します。

④安全確保の実施方針

点検・診断の結果、施設の危険度が高いと判断された公共施設（建築物）は、原則、危険の除去を行い安全確保に努めるとともに、同種の施設を早急に点検し、事故の未然防止に努めます。

⑤耐震化の実施方針

田原市地域防災計画に位置付けられた風水害避難所や地震避難所に指定されている公共施設（建築物）の耐震化は100%完了していますが、一部、非構造部材の耐震化を行う必要があるため、この耐震化を推進します。

⑥長寿命化の実施方針

公共施設（建築物）は、良質な行政サービスを提供する拠点であり、その本来の目的に沿った機能が常に確保されている必要があります。そのため、施設や設備の劣化の状態を把握する仕組みを構築するとともに、劣化の状況に応じて、適切な時期に適切な改修・修繕等を行い、施設の長寿命化による公共施設（建築物）の更新費用、ライフサイクルコストの削減を図ります。

⑦ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設（建築物）の改修等を行う際は、高齢者、身体障害（聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）等様々な人が使いやすく、移動しやすい施設整備を図ります。

⑧統合や廃止の推進方針

《機能の最適化》

行政サービスに対する市民サービスの変化に伴い、稼働率の低くなった公共施設（建築物）や時代に対応した機能を持たない公共施設（建築物）が発生しており、現在の行政サービスと公共施設の質と量をマッチさせる必要があります。

しかしながら、単純に財政的な制約を理由に老朽化した施設や利用率の低い施設を閉鎖して、サービスを大幅に低下する事態は回避しなければなりません。今後は、現在と将来の公共施設に求められるサービスニーズを把握することにより、それに見合った「機能の最適化」を図ります。

表 機能を重視した最適化・適正化を図るための施設配置基準

区分	施設の配置基準等	例示
広域施設	○近隣自治体と連携した利用を基本とする施設	ごみ処理施設など
市域施設	○市域全体の利用を基本とする施設 ○それぞれの用途における事業実施拠点として位置付けられる施設については、用途毎、市域に1～2施設程度の配置を基本とする	総合体育館、文化ホール、 斎場、資源化センター など
地域施設	○複数の地域にまたがった単位での利用を基本とする施設 ○利用が少ない施設については、用途に関わらず市域施設への統廃合、他の目的への転用による機能重複の解消を目指すことを基本とする	福祉センター、図書館、消 防署 など
コミュニティ 圏域施設	○小学校区や中学校区などの利用を基本とする施設 ○地元やその周辺市民の文化・スポーツの活動拠点となる施設については、用途ごとに適正な配置とすることを基本とする	市民館、小・中学校 など

《まちづくりの観点》

少子高齢化社会が今後も進んでいくことが予測されている中、機能の転換や統廃合、見直し等を行う際には、中心市街地や赤羽根市街地、福江市街地に施設を集約するなど、施設の配置やまちづくりの上での役割等に配慮するとともに、他の公共施設（建築物）や民間の施設等の利用や複合化による機能維持を検討します。

《財産の有効活用》

土地や建物などの市有財産は、市民共有の財産ですが、現在所有する全ての財産を将来にわたり保有し続けることは困難になるため、今後は「保有する財産」から「活用する財産」という発想を転換し、財産が生み出す収益を増大させていくことが重要です。そのため、用途廃止や統廃合・集約化による空き公共施設（建築物）は、売却や貸付を行うなど財源確保の手段として有効に活用します。

⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設（建築物）の管理を総合的かつ計画的に実施するため、企画部門、財政部門、技術部門等の各部署間で情報共有を図り、全庁で本計画の実施に取り組むとともに、職員1人ひとりのスキルアップを図るため、職員研修を定期的に実施します。

※別にインフラ施設の管理に関する基本的な考え方あり

第3章 市街地の形成過程

1 都市の形成過程

■三町合併の経緯

戦後、地方自治法の施行を経て、昭和28年には、町村合併促進法が施行されました。これを受け、昭和30年1月には田原町、野田村、神戸村の合併により田原町が新設され、同年4月には、田原町が杉山村（現豊橋市）の一部であった六連地区を編入することにより、合併前の田原町の区域となりました。同じく同年4月、福江町、伊良湖岬村、泉村の合併により渥美町も誕生しました（昭和の大合併）。なお、赤羽根村では、昭和33年に町制を施行して赤羽根町となりました。

その後、田原・赤羽根・渥美による3町の時代が50年近く続きましたが、合併特例法の改正を背景とした平成の大合併により、平成15年8月20日、田原町が赤羽根町を編入合併するとともに市制施行を行い「田原市」となり、さらに、2年後の平成17年10月1日、渥美町の編入合併により新「田原市」が誕生しました。

2 市街化区域の変遷

（1）区域と呼称

本計画内では、旧3町の区域をそれぞれ田原地域、赤羽根地域、渥美地域と呼称します。

また、市街化区域をそれぞれ田原市街地、臨海市街地、赤羽根市街地、福江市街地と呼び、4つの市街地を総称する場合は、市街地と呼称します。

区域	呼称
旧3町の区域	田原地域、赤羽根地域、渥美地域
市街化区域	田原市街地、臨海市街地、赤羽根市街地、福江市街地
4つの市街地の「総称」	市街地
中心市街地活性化法に基づいて定められた中心市街地活性化基本計画の区域	中心市街地（田原市街地内）



(2) 市街地の面積

東三河5市でみると、田原市の市街化区域面積は新城市に次いで少なく、1,715haとなっています。また、都市計画区域面積に対する市街化区域面積の比率で見ても、新城市(4.5%)に次いで低く、9.0%となっており、すでにコンパクトな市街地が形成されています。

表 市街化面積の状況(東三河5市)

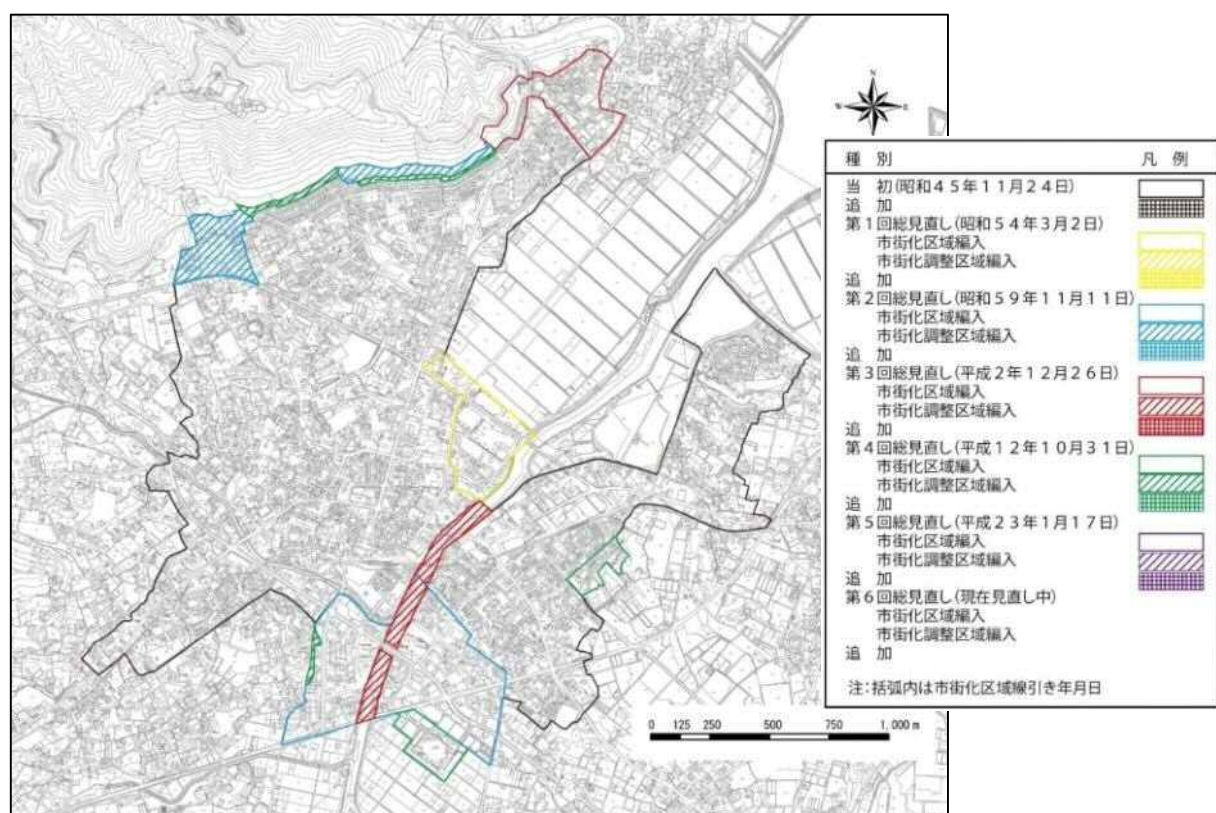
市名	都市計画区域面積 (ha)	市街化区域面積 (ha)	割合 (%)
豊橋市	26,186	6,184	23.6
豊川市	16,114	3,520	21.8
蒲郡市	5,692	2,051	36.0
新城市	11,794	536	4.5
田原市	19,112	1,715	9.0

出典：平成28年度愛知県都市計画基礎調査

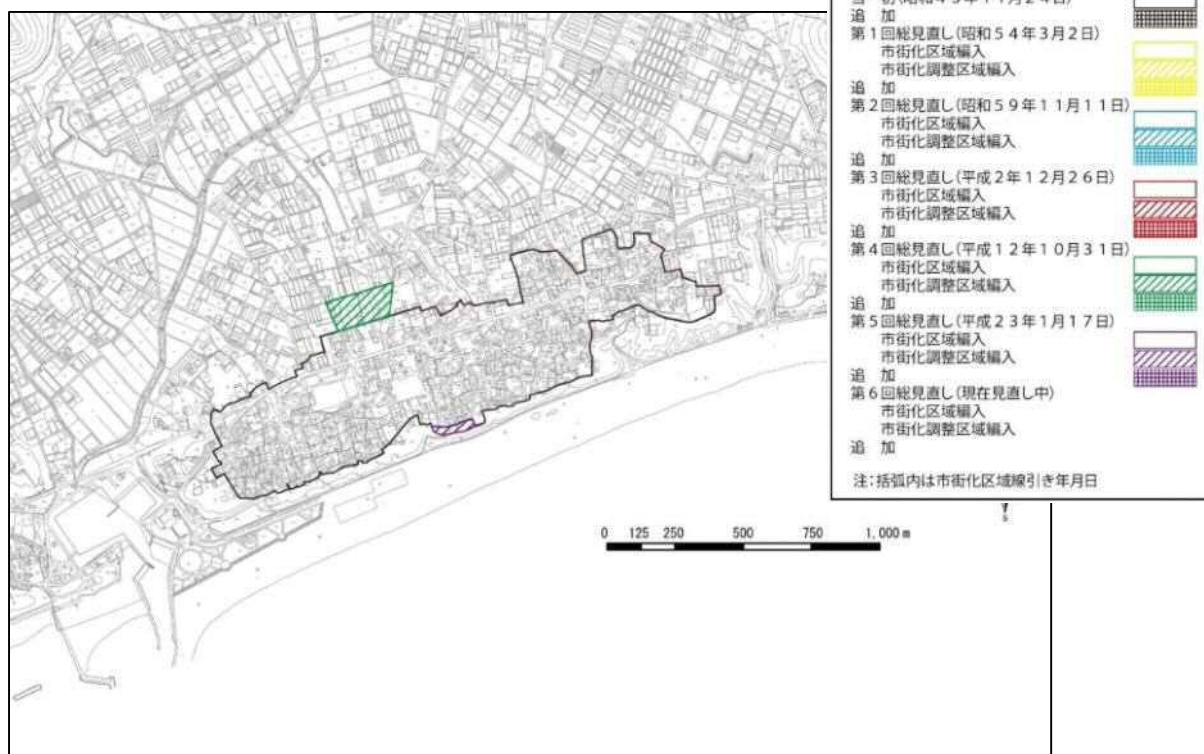
(3) 市街地の変遷

4つの市街地における市街化区域の変遷に関する図を示します。

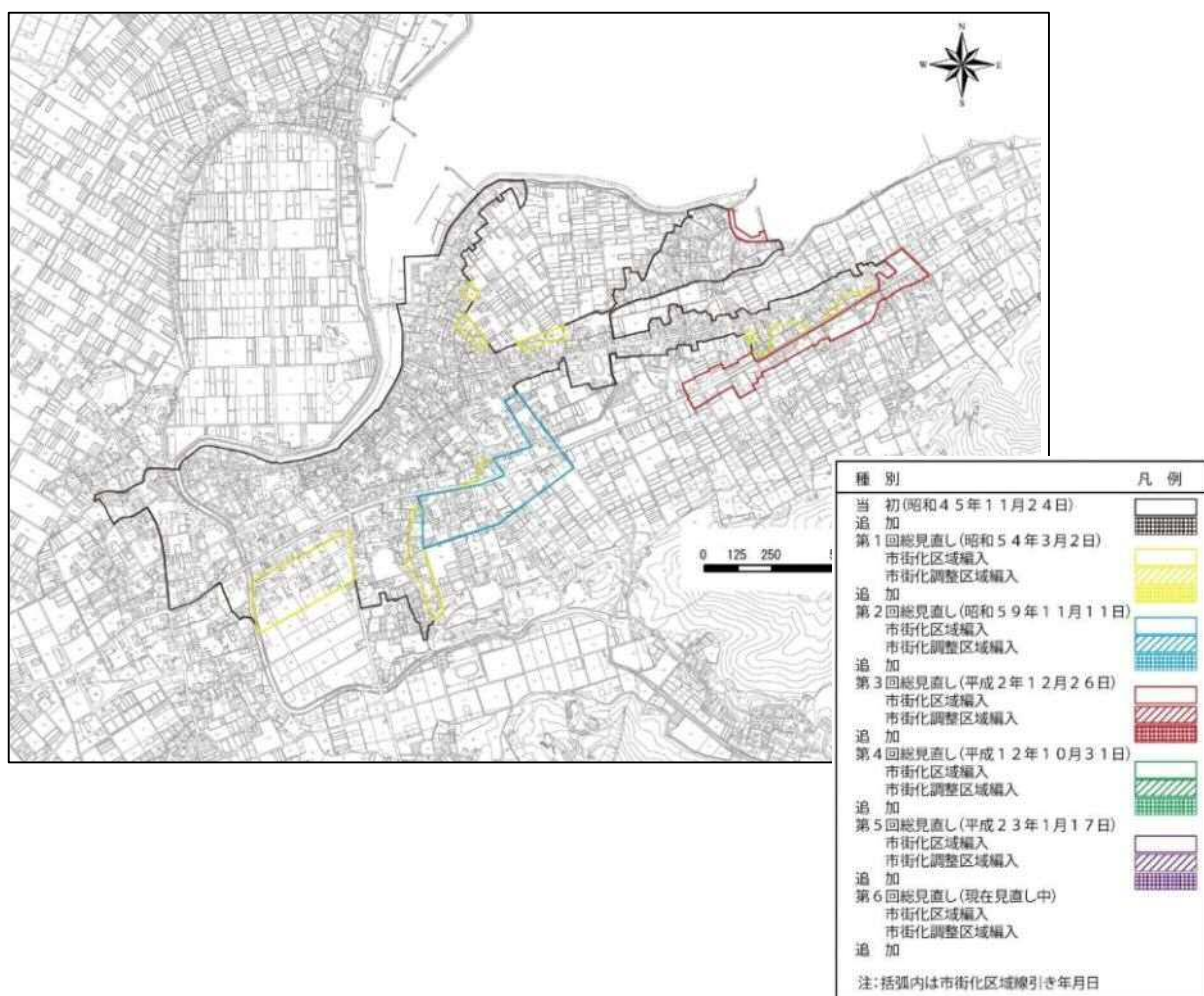
①田原市街地



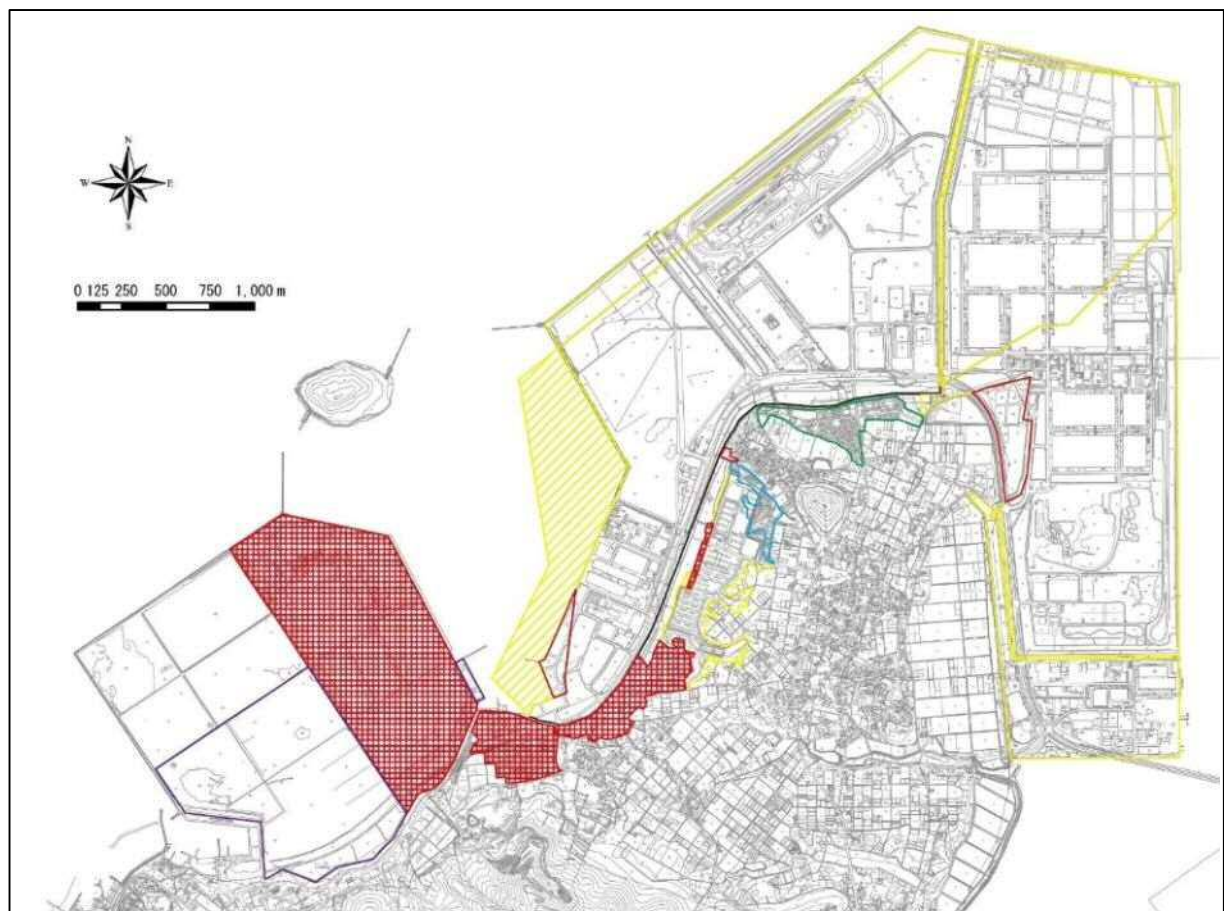
②赤羽根市街地



③福江市街地



④臨海市街地



種 別	凡 例
当 初 (昭和45年11月24日)	
追 加	
第1回総見直し (昭和54年3月2日)	
市街化区域編入	
市街化調整区域編入	
追 加	
第2回総見直し (昭和59年11月11日)	
市街化区域編入	
市街化調整区域編入	
追 加	
第3回総見直し (平成2年12月26日)	
市街化区域編入	
市街化調整区域編入	
追 加	
第4回総見直し (平成12年10月31日)	
市街化区域編入	
市街化調整区域編入	
追 加	
第5回総見直し (平成23年1月17日)	
市街化区域編入	
市街化調整区域編入	
追 加	
第6回総見直し (現在見直し中)	
市街化区域編入	
市街化調整区域編入	
追 加	
注: 括弧内は市街化区域編引き年月日	

3 区画整理事業

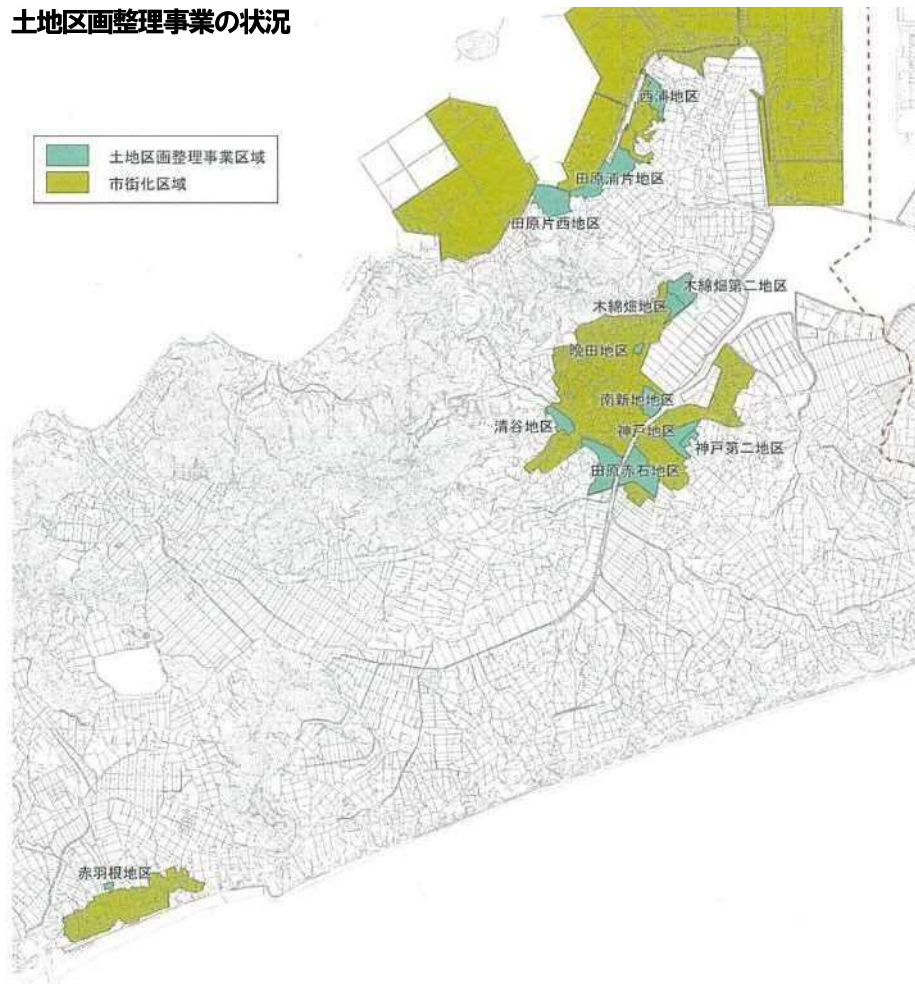
本市の土地区画整理事業は、清谷地区において、組合施行による最初の事業に着手し、その後、組合施行により9地区が完了しており、現在は、浦片地区（18.74ha）と赤羽根地区（2.62ha）が組合施行により、事業を実施しています。

表 土地区画整理事業実施状況

区分	事業主体	施工面積(ha)	事業期間	備考
清谷	組合	6.06	S50-S55	完了
神戸	組合	9.20	S56-S59	完了
南新地	組合	7.84	S57-S60	完了
晩田	組合	1.33	S62-S63	完了
神戸第二	組合	2.35	S61-H1	完了
西浦	組合	7.89	S61-H2	完了
木綿畑	組合	5.18	S61-H3	完了
赤石	組合	35.14	S60-H7	完了
木綿畑第二	組合	8.83	H4-H13	完了
片西	組合	14.95	H7-H19	完了
完了済計		98.77		
浦片	組合	18.74	H20-H31	施行中
赤羽根	組合	2.62	H30-H34	施行中
計		120.13		

出典：田原市街づくり推進課（平成30年4月1日現在）

図 土地区画整理事業の状況



4 人口集中地区の変遷

(1) 人口集中地区（DID）とは

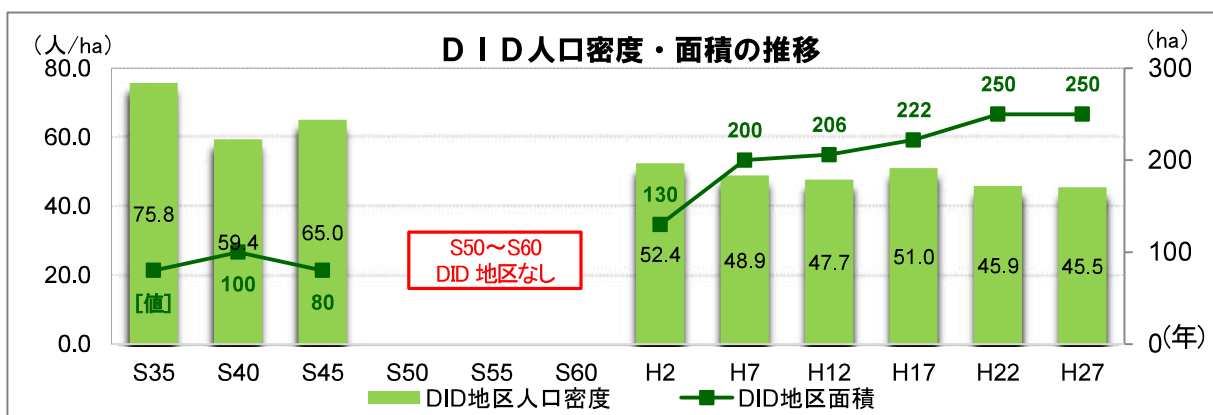
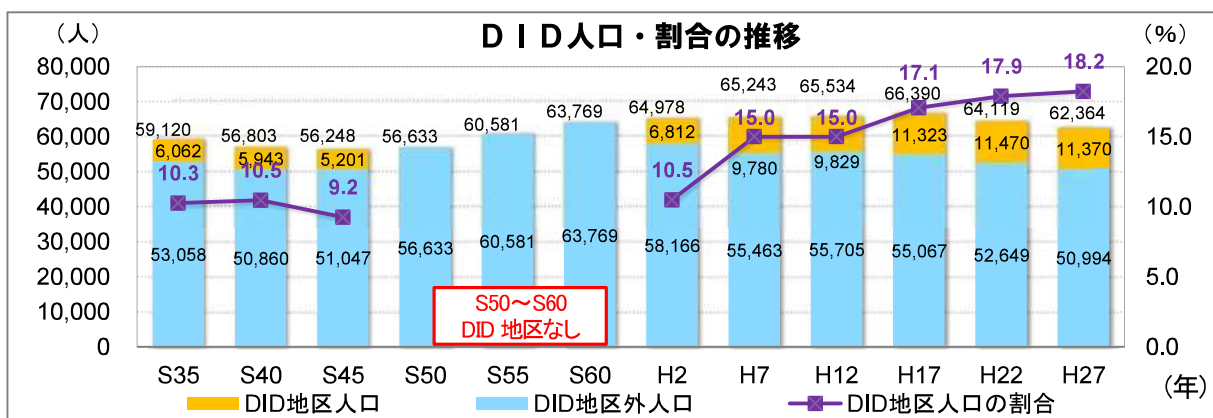
人口集中地区（DID）とは、総務省統計局の定義に「1. 原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上（40人/ha以上）の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2. それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域を「人口集中地区」とする。」となっています。

人口集中地区（DID）は、統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたものであり、昭和35年国勢調査以来、各回の調査毎に設定されています。

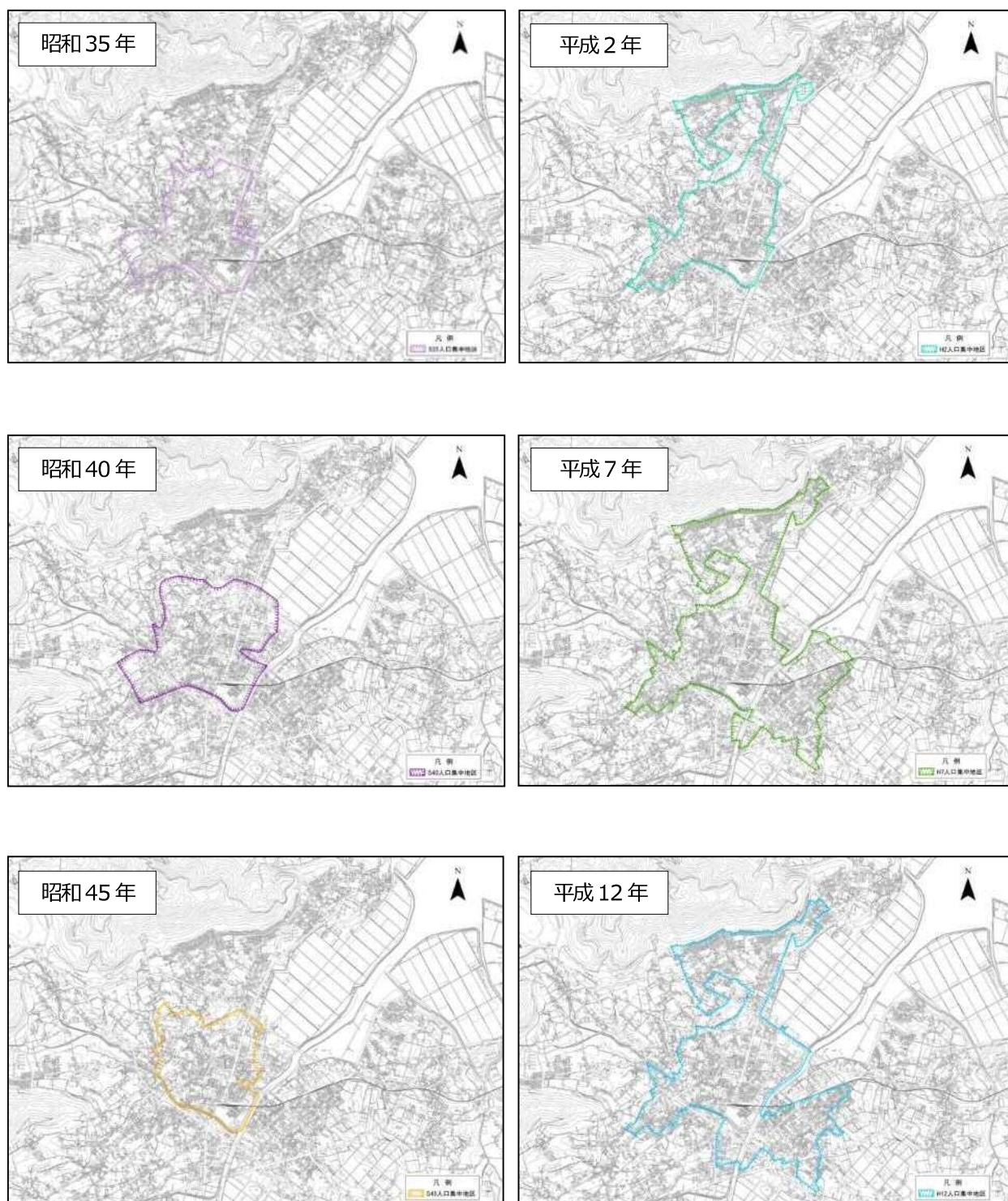
(2) 人口集中地区（DID）の変遷

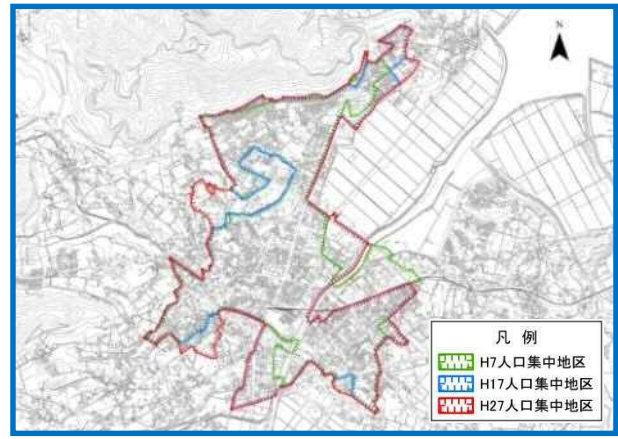
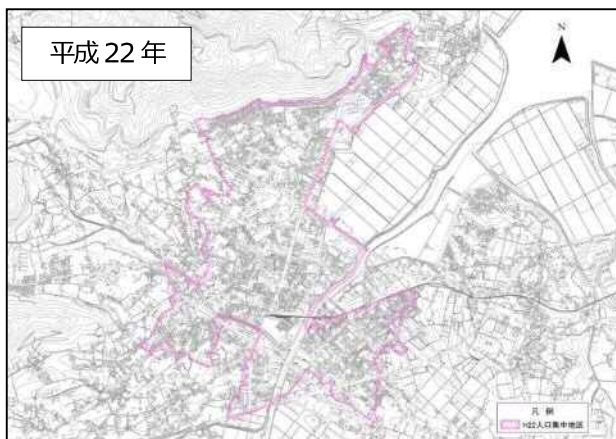
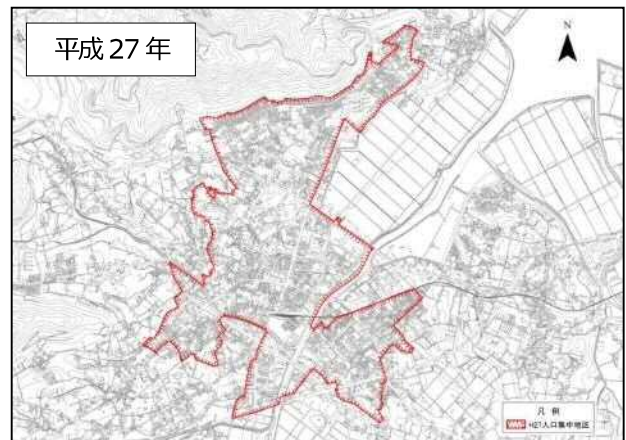
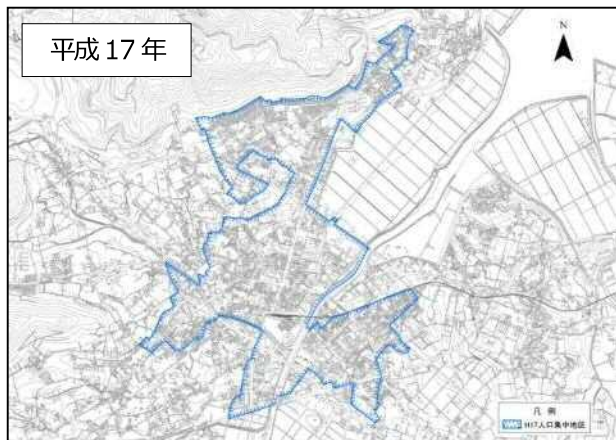
本市のDIDは、統計データからみて田原市街地のみで設定されています。

DID内外の人口割合をみると、DID人口割合は増加していますが、DID人口は平成27年に減少に転じています。また、DID面積と人口密度をみると、DID面積は増加で推移していますが、人口密度は減少傾向にあり、市街地の低密度化が伺えます。市街地はある程度の集積があることでその機能の維持が可能であることから、このまま低密度化が進行していくと、市街地としての機能低下が懸念されます。



次に、昭和35年から平成27年までの各国勢調査でのD I Dの変遷図を示します。





昭和 35 年から平成 27 年の D I D 地区の推移

近年の（平成 7 年～平成 27 年）D I D 地区比較

出典：国勢調査

第 1 部 都市構造の現状分析と課題の整理①

第 1 章 都市構造の現状分析（1～5）

第1部 都市構造の現状分析と課題の整理

第1章 都市構造の現状分析

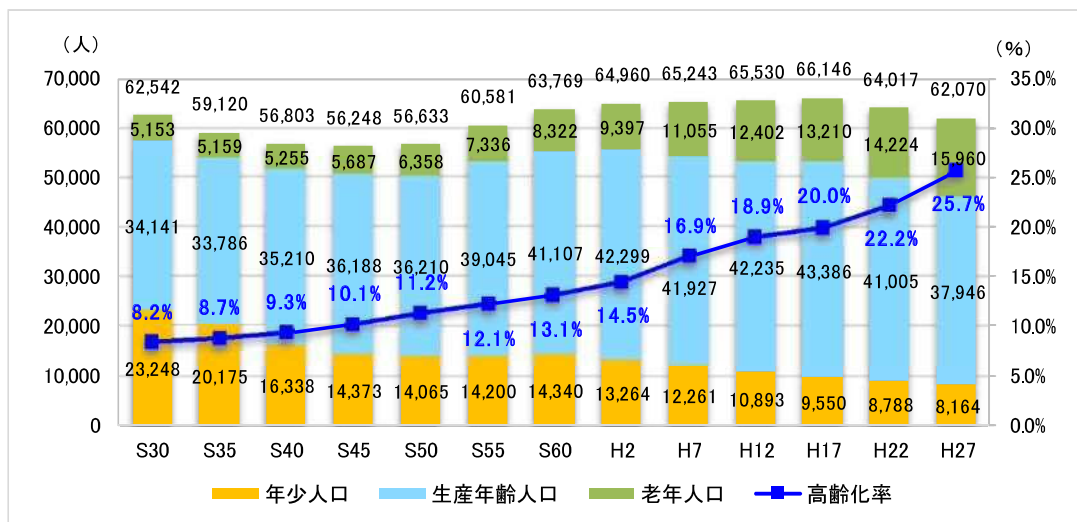
1 人口

(1) 人口・年齢3区分別人口・高齢化の推移

本市の人口は、昭和50年から緩やかな増加傾向にありましたが、平成17年の66,146人をピークに大きく減少に転じています。

年齢3区分別人口は、年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）の割合が低下する反面、老年人口（65歳以上）の割合は25.7%まで上昇しており、少子高齢化が急速に進行しています。

図 年齢3区分別人口・高齢化率の推移（合計には年齢不詳人口を含まない）

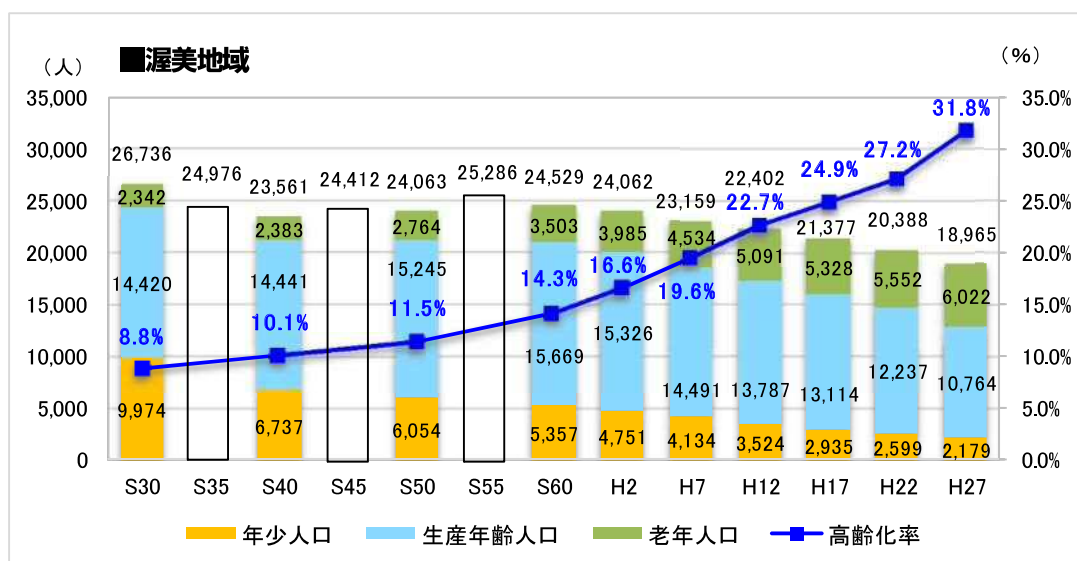
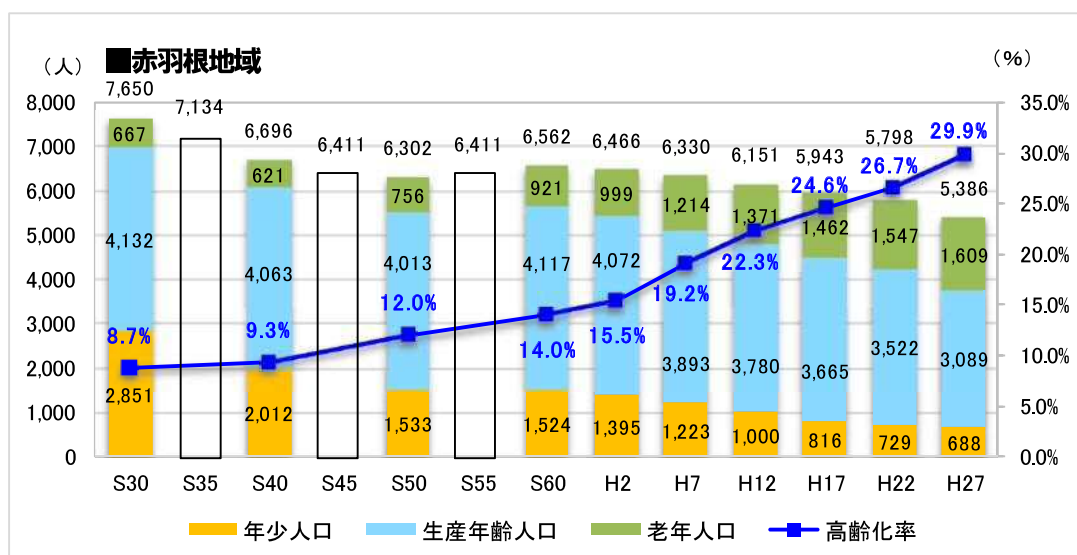
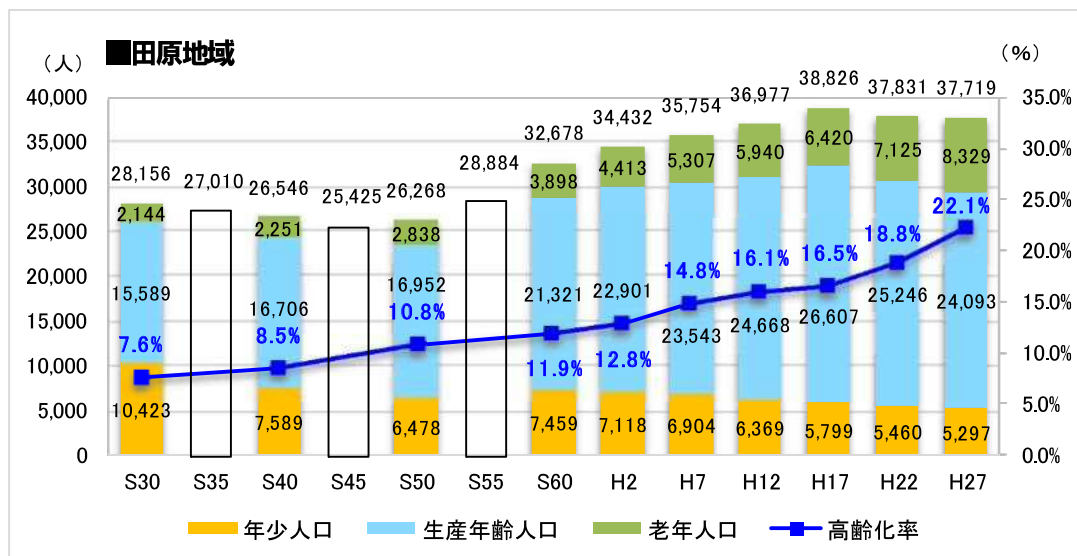


出典：国勢調査



地域別（旧3町）の人口は、昭和45年頃には田原地域と渥美地域の人口が同程度でしたが、その後、田原地域で人口が増加する一方、渥美地域では昭和55年をピークに減少し続けています。また、赤羽根地域では、昭和50年から昭和60年にかけて一時人口が増加しましたが、その後は緩やかな減少傾向にあります。

地域別の高齢化率をみると、全地域とも進行傾向が続いていますが、田原地域（22.0%）に比べ、赤羽根地域（29.8%）と渥美地域（31.6%）の高齢化率が高くなっています。

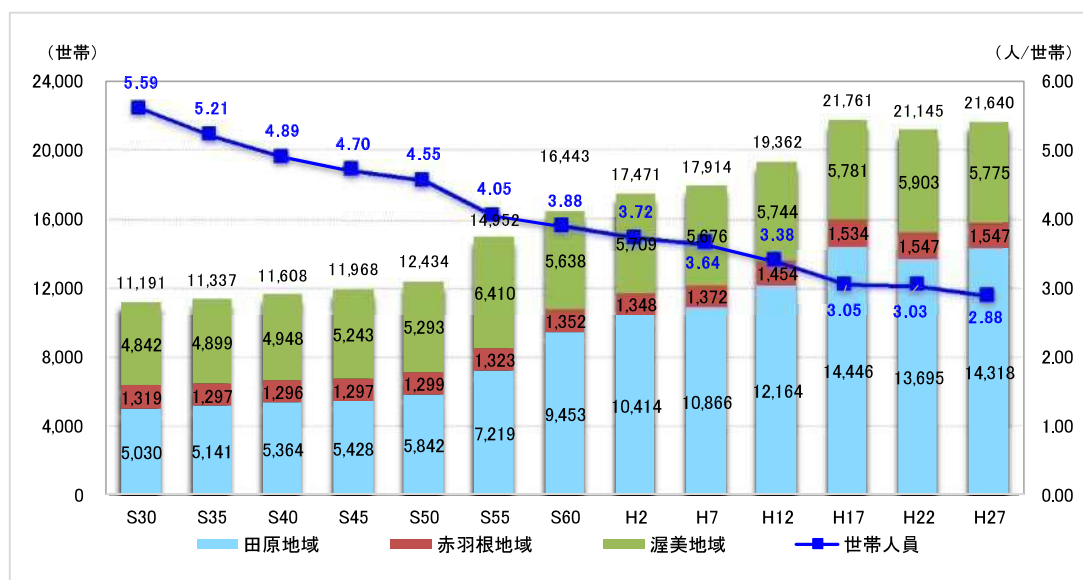


出典：国勢調査（合計には年齢不詳人口を含まない）

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は、年々増加傾向にありましたが、平成17年以降はほぼ横ばいとなっており、平成27年は21,640世帯となっています。一方で世帯人員は、昭和55年までは1世帯4人以上でしたが、平成27年には2.88人まで減少しており、全国的な傾向と同様に世帯の小規模化が進行しています。

図 世帯数・世帯人員の推移



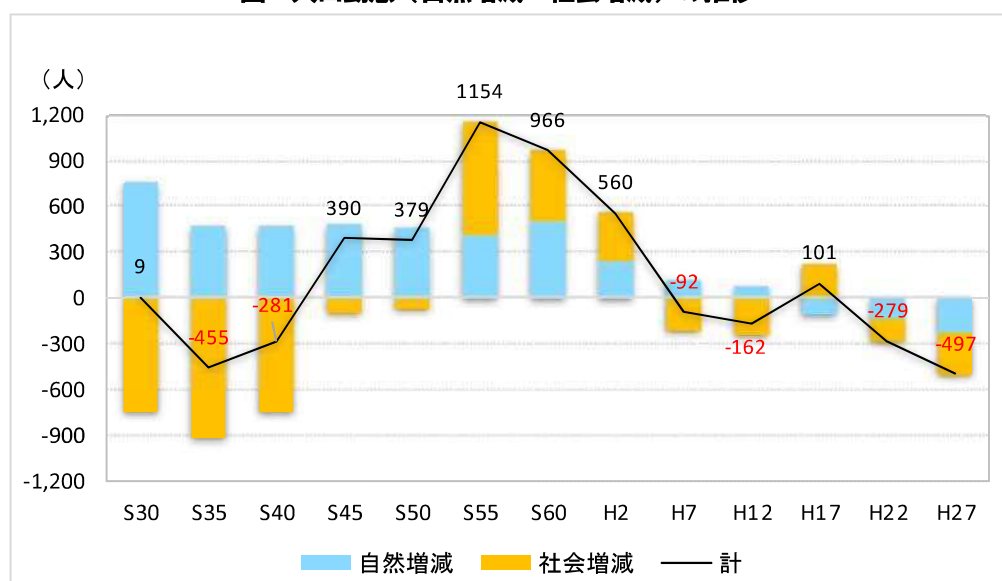
出典：国勢調査

(3) 人口動態（自然増減と社会増減）の推移

本市の人口動態をみると、自然増減（出生数と死亡数の差）は、平成17年以降死亡数が出生数を上回っており、自然減の傾向が続いています。

また、社会増減（転入と転出の差）も、昭和54年臨海部に自動車関連企業の進出が始まった以降の昭和55年から平成2年までは大幅な転入超過でしたが、近年は転出超過（社会減）の傾向が続いています。

図 人口動態（自然増減・社会増減）の推移

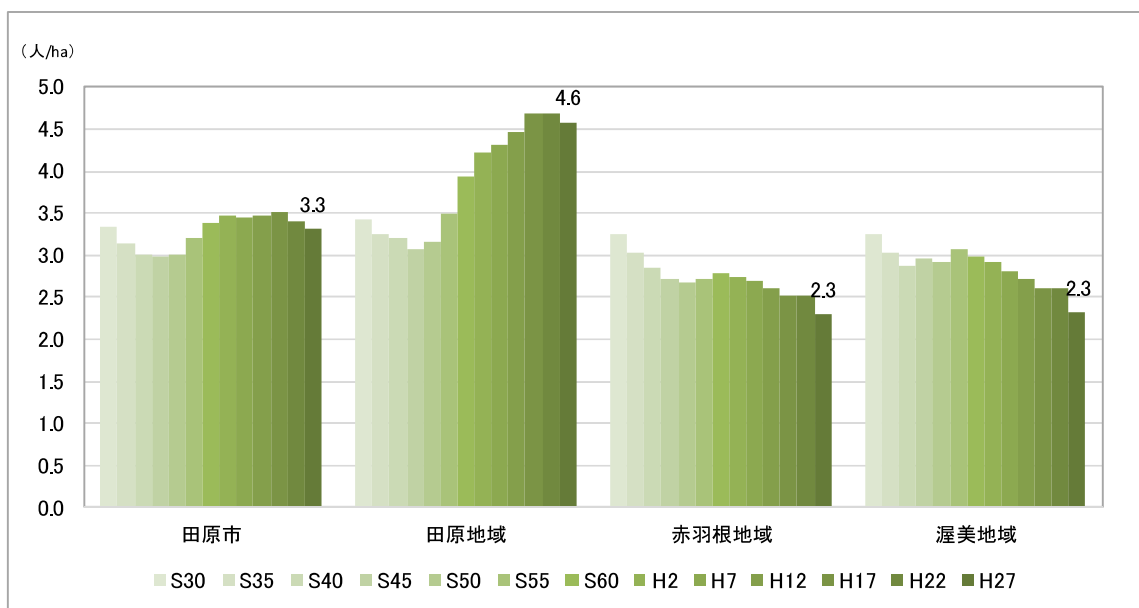


出典：愛知県衛生年報、愛知県人口動向調査

(4) 人口密度の推移

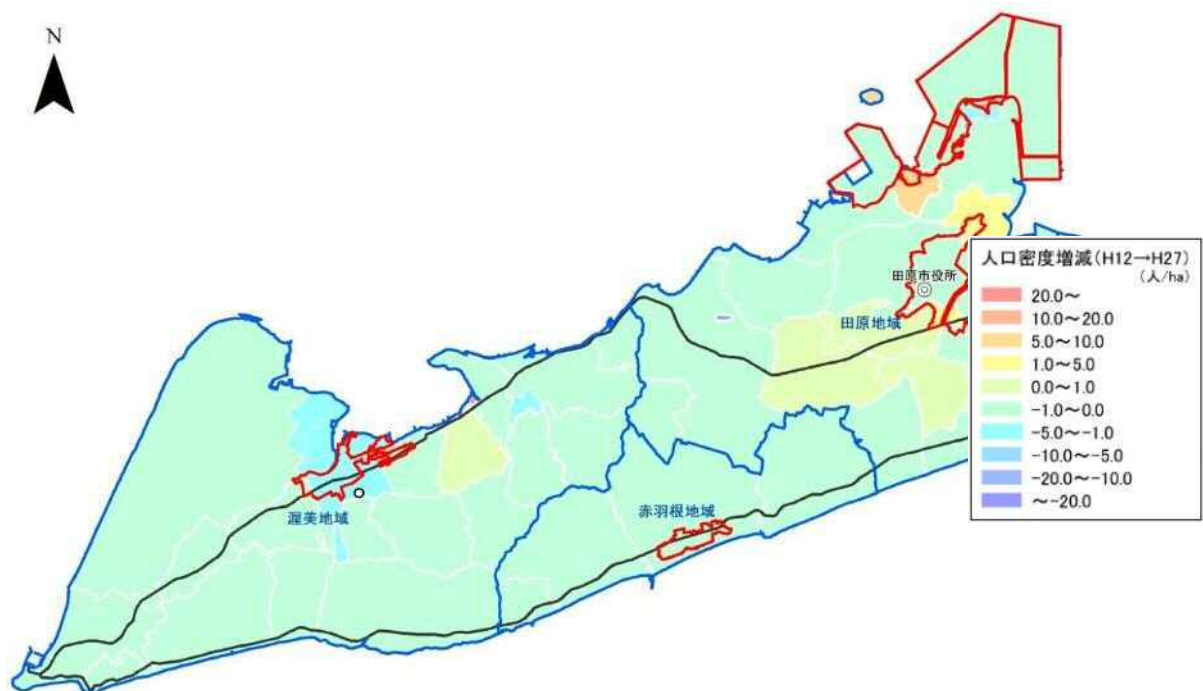
市全体の平成27年の人口密度は、3.3人/haとなっています。地域別人口密度は、田原地域が4.6人/haと3地域の中で一番高く、赤羽根地域と渥美地域は2.3人/haで田原地域の半分程度となっています。田原地域は増加傾向にあったものが近年減少傾向に転じており、赤羽根地域と渥美地域は減少傾向が続いています。

図 市全体・地域別人口密度の推移



出典：国勢調査

図 地区別可住地人口密度増減



出典：国勢調査、都市計画基礎調査

市街地別（田原市街地、赤羽根市街地、福江市街地、臨海市街地）の人口密度は、いずれもD I D（人口集中地区）の密度基準の40人/haを下回っています。

臨海市街地においては、工業専用地域、工業地域、準工業地域が大半占めており非可住地面積が9割以上であるため、人口密度は3.2人/haとごくわずかな数値となっていますが、参考の可住地人口密度を見ると、42.1人/haとなっています。

市民の約6割が居住する市街化調整区域は、人口密度が2.3人/haで、可住地人口密度を見ると2.9人/haとなっています。

表 市街地別人口密度

区分	平成22年人口 (人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)	【参考】 可住地面積 (ha)	【参考】 可住地人口密度 (人/ha)
田原市街地	12,689	360	35.2	226.74	63.8
赤羽根市街地	1,852	73	25.4	52.33	36.3
福江市街地	4,027	133	30.3	92.78	40.9
臨海市街地	3,688	1,149	3.2	79.46	42.1
市街化区域	23,521	1,715	13.7	451.31	52.1
市街化調整区域	40,598	17,397	2.3	13,769.92	2.9
市全体	64,119	19,112	3.4	14,221.23	4.5

出典：平成22年人口、国勢調査、市街地人口、本計画での100mメッシュを用いた集計結果、

可住地面積、平成25年度土地利用現況調査

《可住地、非可住地の定義》

■非可住地

- ・「水面」・「その他の自然地」・「公的・公益用地」
 - ・「商業用地」の内で敷地面積1ha以上の大規模施設用地
 - ・「道路用地」・「交通施設用地」・「公共空地」
 - ・土地利用状況に関係なく全ての工業専用地域
- ※「公的・公益用地」は「公益施設用地」と「その他の公的施設用地」の合計とする。

■可住地

- ・非可住地以外

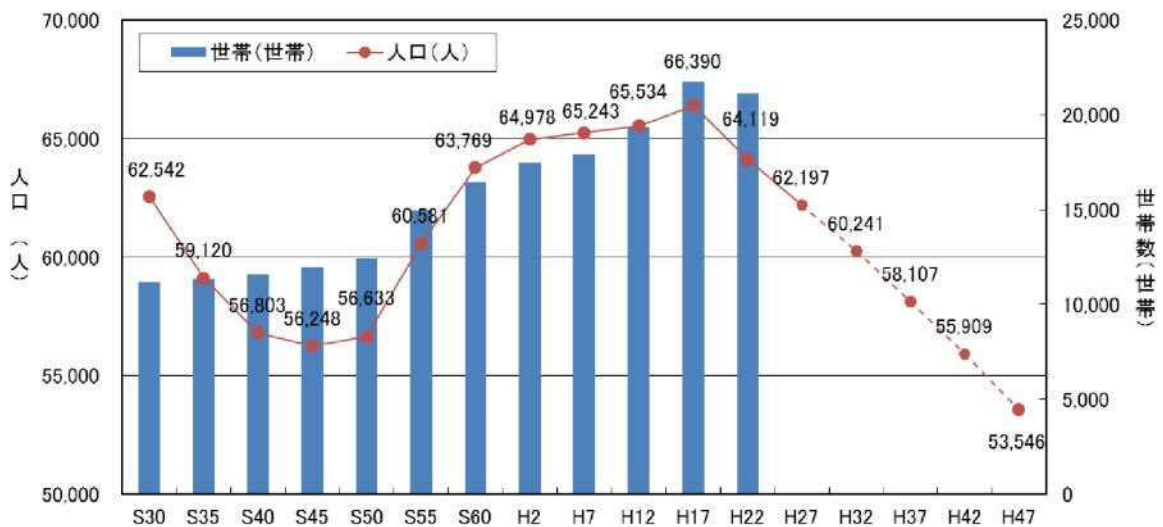
(5) 将来人口

①国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（以後、「社人研」という。）の人口推計によると、平成47年における本市の人口は約53,500人（平成22年比約16.5%減）になると推計されています。

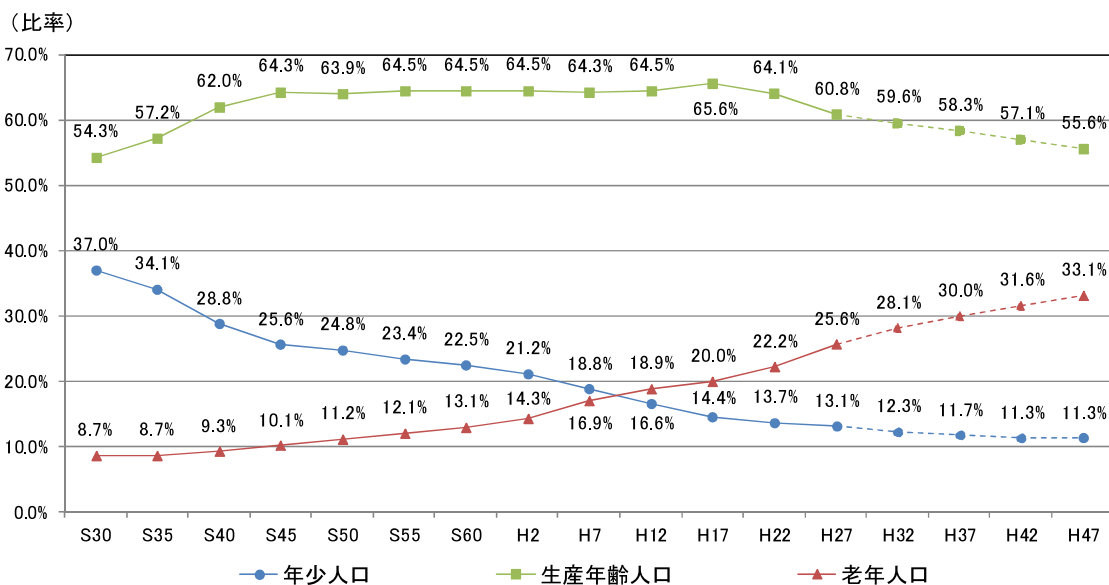
年齢3区分別人口比率の推移については、年少人口・生産年齢人口は減少し、特に年少人口については平成47年には約11%まで減少すると推計されています。一方、老年人口は増加し、高齢化率は約33%に達することが推計されています。

図 人口・世帯数の推移と将来推計



出典：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）

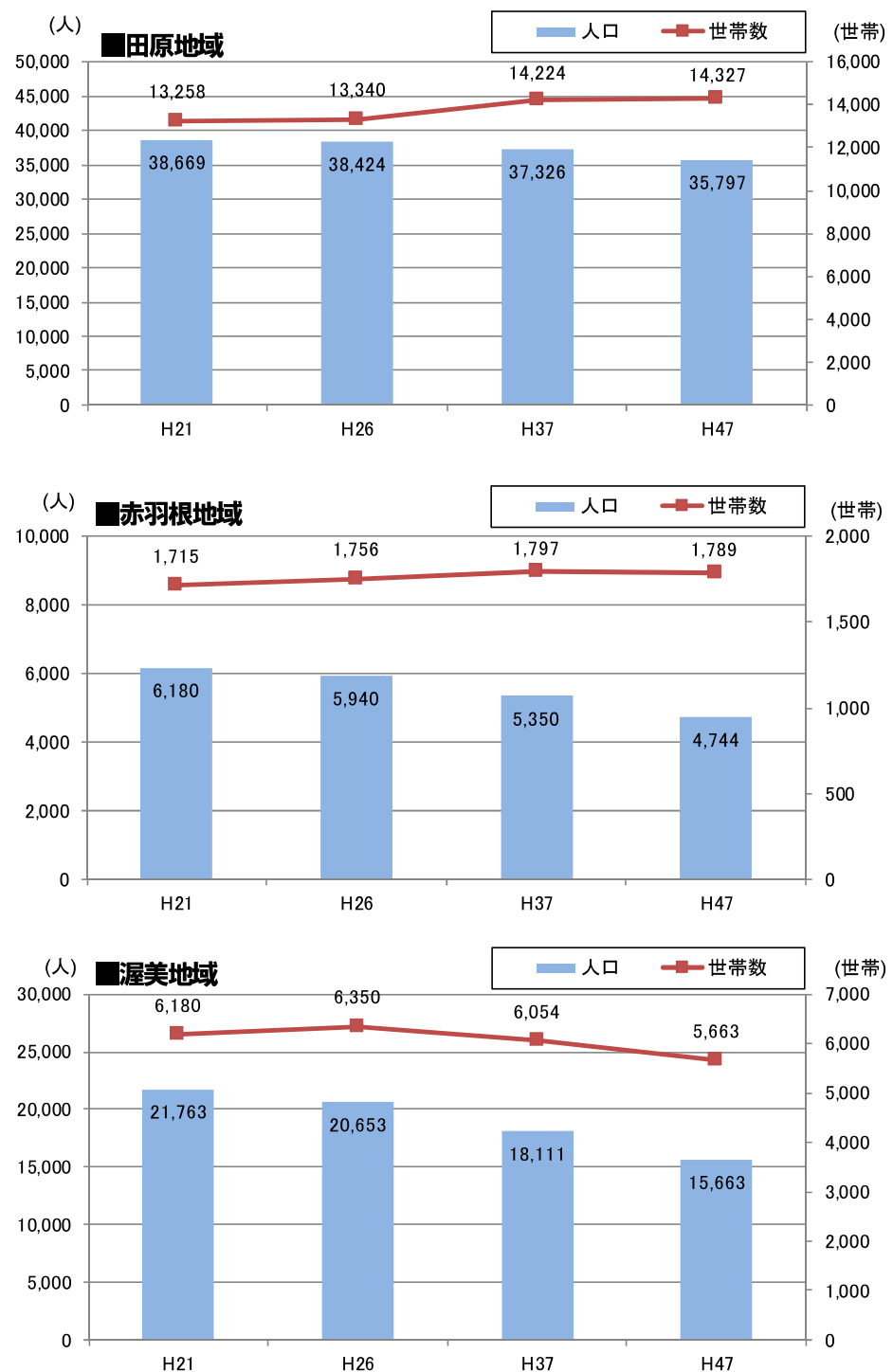
図 年齢3区分別人口比率の推移と将来推計



出典：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）

地域別の人口・世帯数をみると、田原地域では、平成47年には35,797人に減少すると推計され、世帯数は14,327世帯に増加すると推計されています。赤羽根地域では、平成47年には4,744人に減少すると推計され、世帯数は1,789世帯とほぼ現状の水準が維持されると推計されています。渥美地域では、平成47年には15,663人に減少、世帯数も5,663世帯に減少すると推計されており、3地域の中で人口の減少率が1番高くなっています。

図 人口・世帯数の推移と将来推計



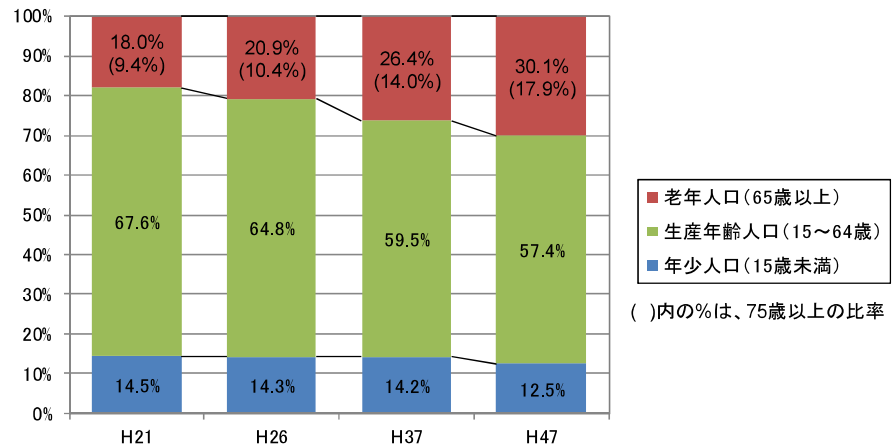
出典：改定版田原市都市計画マスタープラン（平成28年3月）

H21・H26 実績値、住民基本台帳

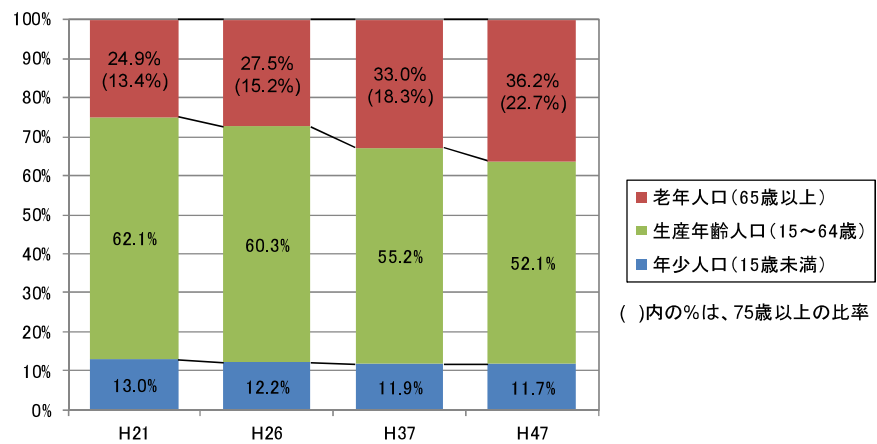
地域別の年齢3区分別人口をみると、田原地域では、高齢化率が平成47年には30.1%になると推計されており、3地域の中で一番低い数値となっています。赤羽根地域では、平成47年には36.2%、2%、渥美地域では、38.1%になると推計されています。

図 年齢3区分別人口の推移と将来推計（渥美地域）

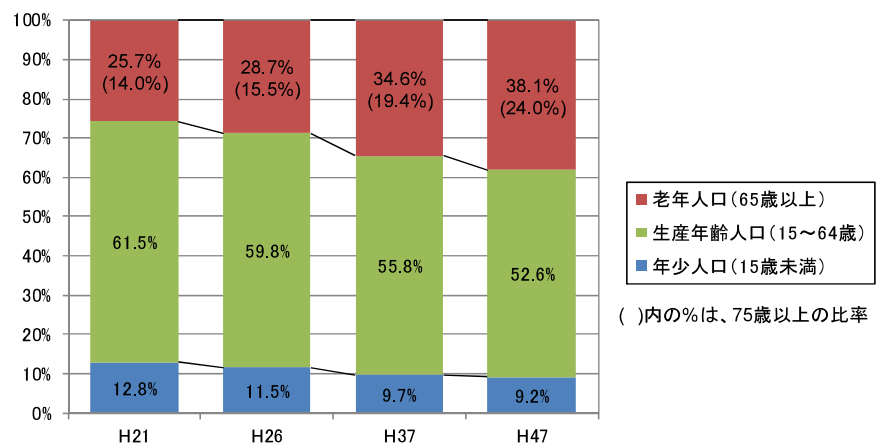
■田原地域



■赤羽根地域



■渥美地域



出典：改定版田原市都市計画マスタープラン（平成28年3月）

H21・H26 実績値、住民基本台帳

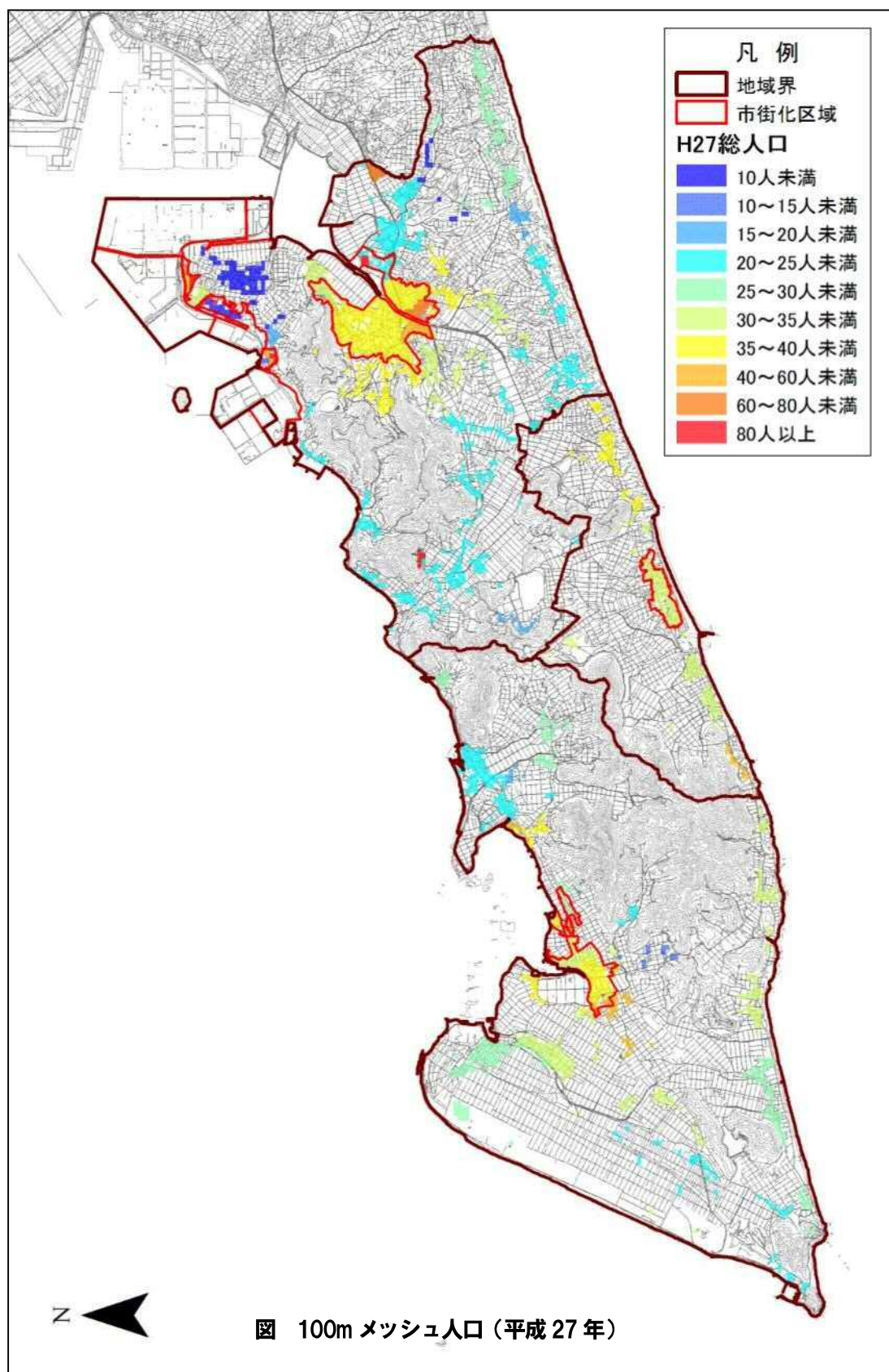
②本計画検討でベースとする将来人口推計

本計画の検討においては、社人研の将来人口推計手法をベースとした国土交通省国土技術政策総合研究所（以後、「国総研」という。）の将来人口予測ツールを用いて100mメッシュ別人口を推計し、その結果をベースに、各種分析・検討を行います。

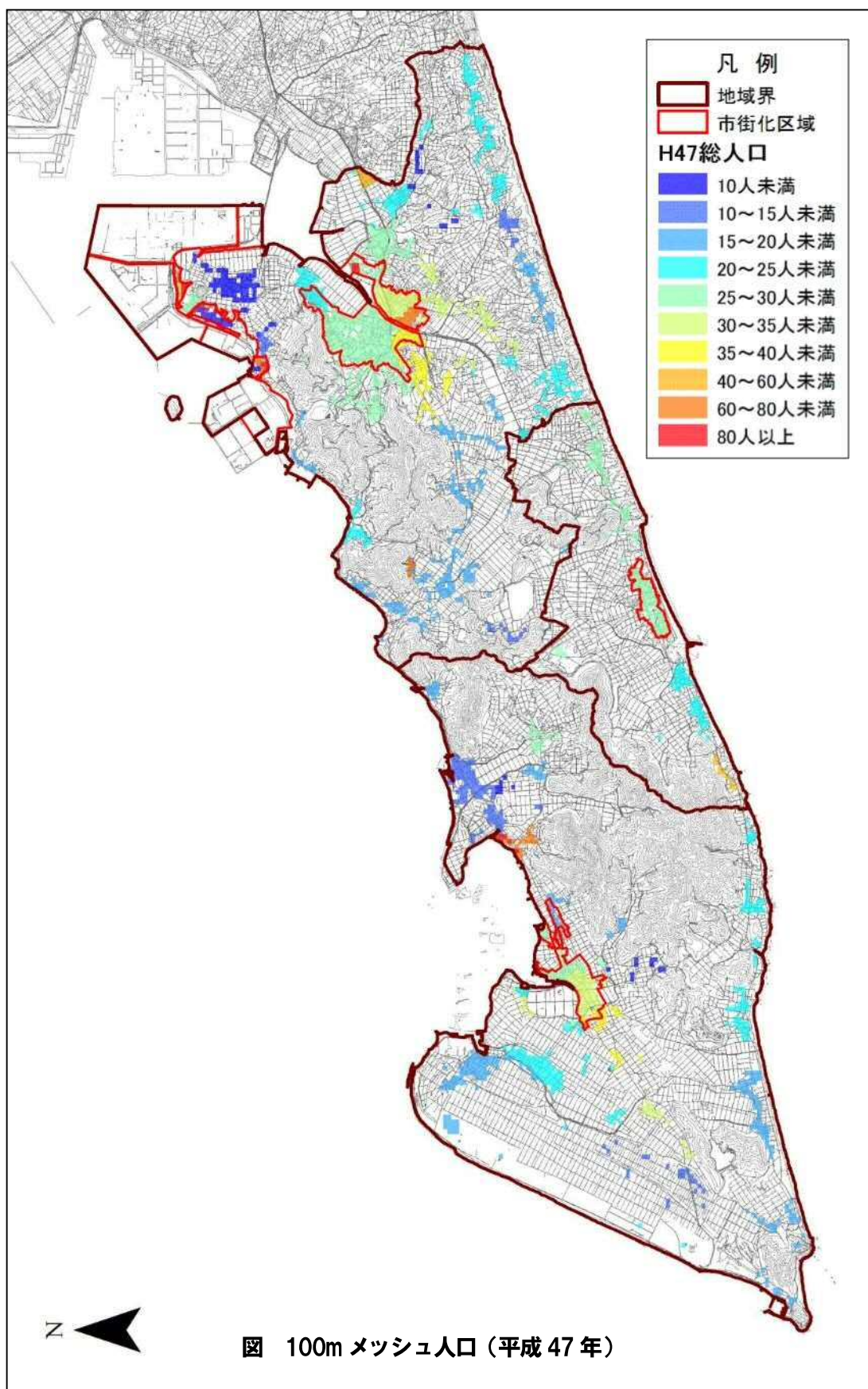
なお、平成27年国勢調査で人口速報集計結果が公表されたことから、その結果を踏まえた補正（平成27年推計値を平成27年実測値と合致させる補正）を行っています。

以下に、平成27年と平成47年の100mメッシュの人口推計と増減率の図を示します。

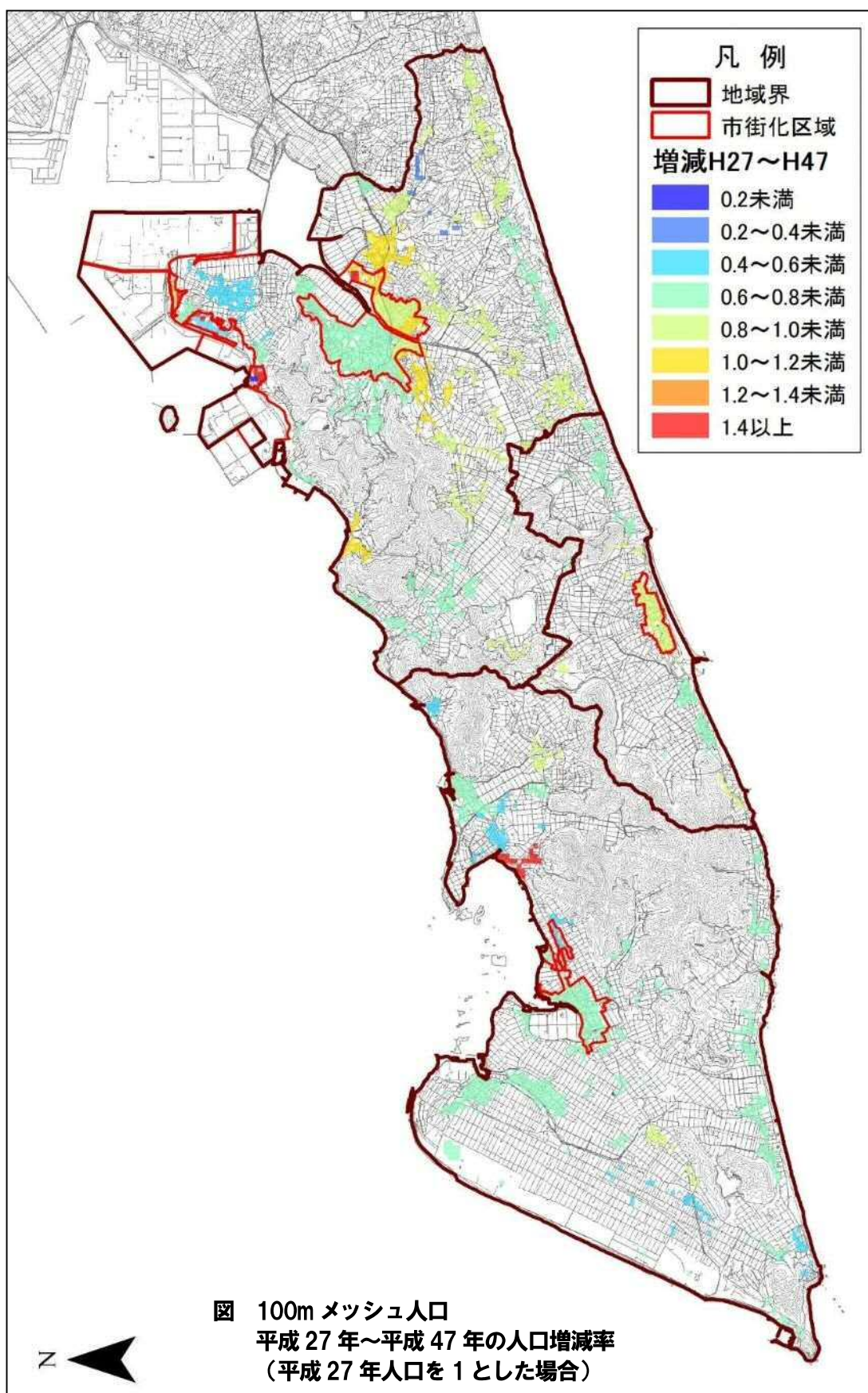
平成27年の100mメッシュ人口の図をみると、市街地に人口密度が高い地区が集まり、人口密度の低い集落が市街化調整区域に分散している様子がわかります。



平成47年の100mメッシュ人口の図をみると、全体的に平成27年よりもメッシュの色がわずかに寒色系（低い人口密度）に変化しているのがわかります。



平成27年と平成47年の人口増減率の度合いを見ると、人口密度が上昇している黄色やオレンジ色の暖色系は、田原市街地の南部とその周辺に多くみられますが、全体的には寒色系が多く、人口密度が低下傾向であることがわかります。また、すべての市街地でも低下傾向が見られます。

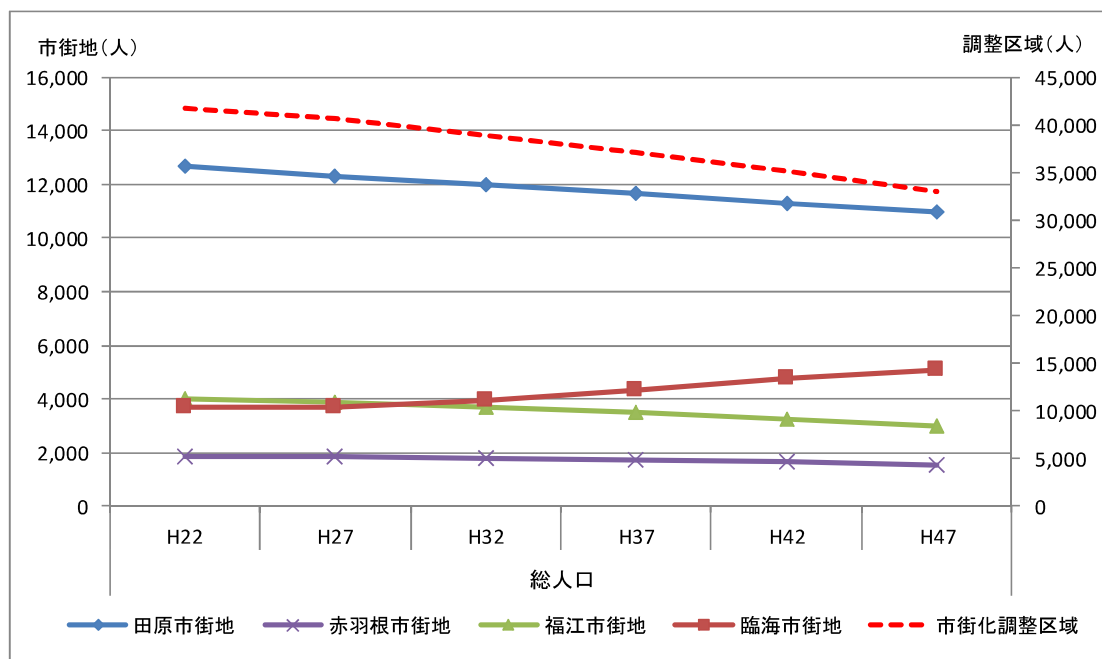


100mメッシュによる将来人口推計をみると、臨海市街地を除いた市街地及び市街化調整区域が人口減少傾向であることが示されています。

表 100m メッシュ将来人口推計（平成 27 年国勢調査結果を踏まえた補正済み）

地域	総人口（人）					
	H22	H27	H32	H37	H42	H47
田原市街地	12,689	12,304	12,006	11,671	11,309	10,964
赤羽根市街地	1,852	1,832	1,779	1,706	1,627	1,546
福江市街地	4,027	3,903	3,714	3,483	3,249	3,002
臨海市街地	3,688	3,691	3,907	4,341	4,770	5,098
市街化調整区域	41,863	40,634	38,998	37,063	35,105	33,081
総計	64,119	62,364	60,403	58,264	56,060	53,690

図 100m メッシュ将来人口推計（平成 27 年国勢調査結果を踏まえた補正済み）



③増減率の比較

■人口の増減率

100mメッシュによる将来人口推計を用いて、平成27年から平成47年の20年間の人口増減率で見ると、市街化区域は94.8%、市街化調整区域では81.4%となり、市街化区域では約5%の人口減少、市街化調整区域は約19%の人口減少となります。

市街化区域は、市街化調整区域と比較して人口減少率はかなり低いものの、市街化区域全体での人口増減率が94.8%であるのは、その多くが臨海市街地の人口増加によるものであり、田原市街地、赤羽根市街地、福江市街地は、人口減少が推計されています。中でも、田原市街地と比較すると、赤羽根市街地や福江市街地は、人口減少の度合いが激しいことが示されています。

特に準都市拠点として都市機能の充実が求められている福江市街地の人口増減率が76.9%というのは大きな課題です。この数値は市街化調整区域も含めた市全体での人口増減率86.1%を大きく下回る数値であり、今後は都市機能を集約させて賢い土地利用を図るとともに、市街地の生活利便性を高めて人口密度を維持していくことが求められます。

表 人口の増減率（100mメッシュによる人口推計）

地域	人口（人）		増減率（%）
	H27	H47	
市街化区域	21,729	20,609	94.8
田原市街地	12,304	10,964	89.1
赤羽根市街地	1,832	1,546	84.4
福江市街地	3,903	3,002	76.9
臨海市街地	3,691	5,098	138.1
市街化調整区域	40,634	33,081	81.4
総計	62,364	53,690	86.1

■世帯数の増減率

100mメッシュによる将来人口推計を用いて、4つの市街地毎の将来世帯数の低下状況を検証します。

臨海市街地を除く市街地と市街化調整区域を比較すると、同程度の増減率となっています。

田原市街地は人口の増減率89.1%と比較すると、将来世帯数の増減率は83.0%と高い減少となっています。これは、少人数の世帯が多いことが原因と想定されます。

表 世帯数の増減率（100mメッシュによる人口推計）

地域	世帯数（世帯）		増減率（%）
	H27	H47	
市街化区域	8,748	8,446	96.6
田原市街地	4,892	4,061	83.0
赤羽根市街地	743	663	89.2
福江市街地	1,628	1,369	84.1
臨海市街地	1,484	2,354	158.6
市街化調整区域	16,850	14,508	86.1
総計	25,598	22,954	89.7

※算出上 H27 国勢調査と誤差が生じています。

■高齢者数の増減率

100mメッシュによる将来人口推計を用いて4つの市街地毎の高齢者数の将来動向を検証します。

将来人口の減少が推計されているなか、将来の高齢者数の増減率は111.4%と増加する結果となっています。市街化区域と市街化調整区域を比較すると、市街化区域の増減率は126.8%、市街化調整区域は105.3%であり、市街化区域の高齢者数の増減率が高い結果となっています。

臨海市街地の増減率が一番低く、福江市街地の増減率が一番高くなっています。

表 高齢者数の増減率（100mメッシュによる人口推計）

地域	高齢者人口（人）		増減率（%）
	H27	H47	
市街化区域	4,524	5,737	126.8
田原市街地	2,500	3,154	126.2
赤羽根市街地	481	502	104.5
福江市街地	1,173	1,127	96.1
臨海市街地	371	954	257.5
市街化調整区域	11,451	12,056	105.3
総計	15,975	17,794	111.4

※算出上 H27 国勢調査と誤差が生じています。

■高齢化率の増減率

100mメッシュによる将来人口推計を用いて4つの市街地毎の高齢化率の将来動向を検証します。

平成47年の高齢化率は33.1%と全国値33.4%と比較するとほぼ同じ高齢化率となっています。市街化区域と市街化調整区域を比較すると、市街化区域の増減率は133.7%、市街化調整区域は129.3%であり、市街化区域の高齢化率の増減率が高い結果となっています。

市街地の高齢化率は、臨海市街地に次いで田原市街地が低い増減率となっています。

表 高齢化率の増減率（100mメッシュによる人口推計）

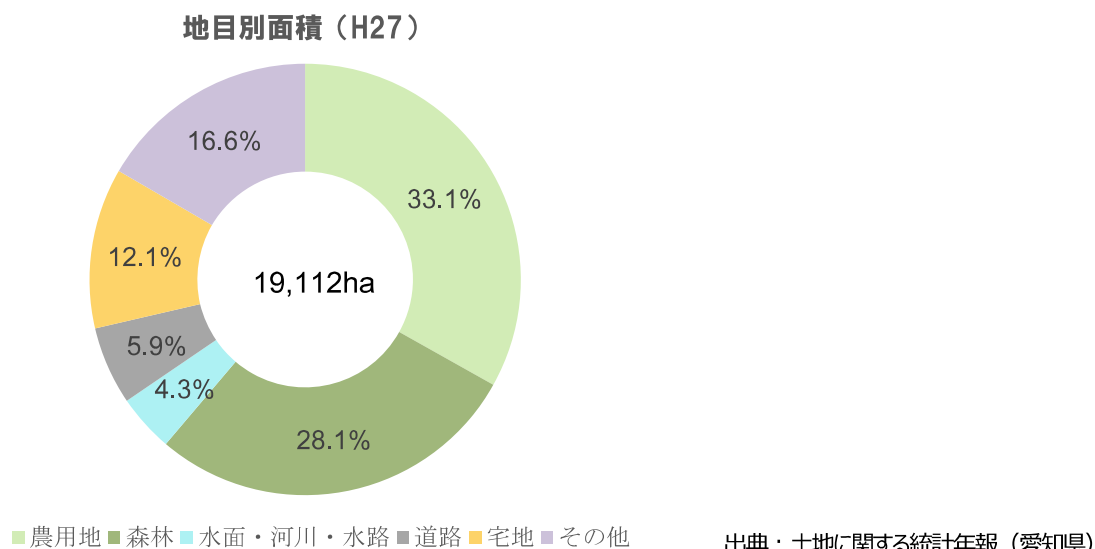
地域	高齢化率（%）		増減率（%）
	H27	H47	
市街化区域	20.8	27.8	133.7
田原市街地	20.3	28.8	141.6
赤羽根市街地	26.2	32.5	123.8
福江市街地	30.1	37.5	124.9
臨海市街地	10.0	18.7	186.4
市街化調整区域	28.2	36.4	129.3
総計	25.6	33.1	129.4

2 土地利用

(1) 土地利用

平成27年の地目別面積をみると総面積19,112haのうち農用地が最も多く全体の約33%を占め、次いで山林が約28%を占めています。

昭和55年からの土地利用の推移をみると、昭和55年で7.8%を占めていた宅地が、平成27年には12.1%に増加しています。一方、農用地と森林の面積は減少し続けています。



昭和51年と平成26年の100mメッシュ別土地利用の状況を見ると、田原市街地で建物用地の増加が顕著に見られます。

図 昭和51年土地利用メッシュ

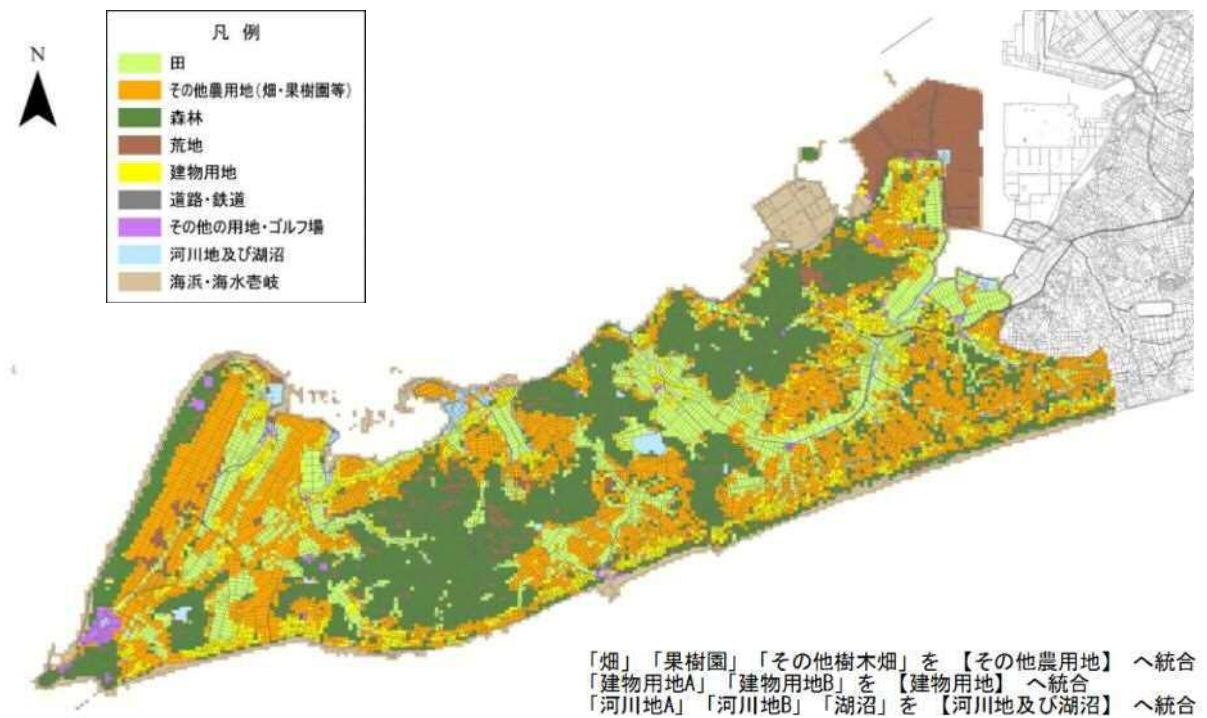
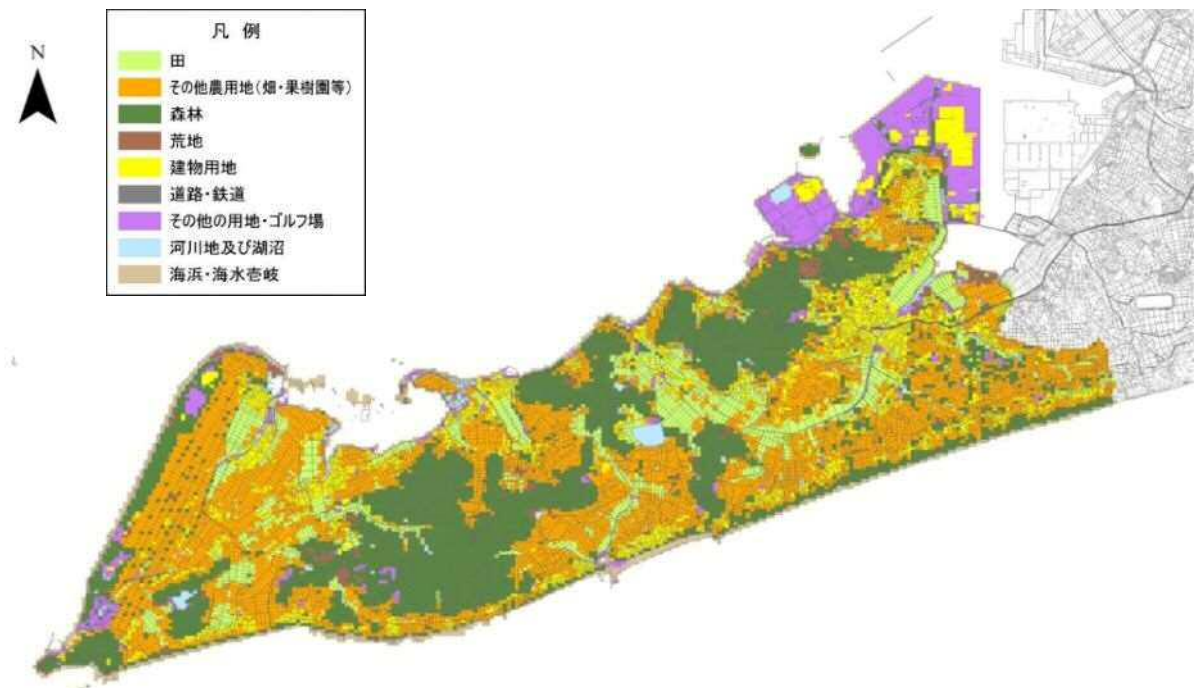


図 平成26年土地利用メッシュ



出典：国土数値情報

市街地別の土地利用状況をみると、全ての市街地で自然的土地利用よりも都市的土地利用が大半を占めています。

都市的土地利用の内訳をみると、工業用地が過半数を占めている臨海市街地を除いて、田原市街地、赤羽根市街地、福江市街地では、住宅用地が主な土地利用となっています。

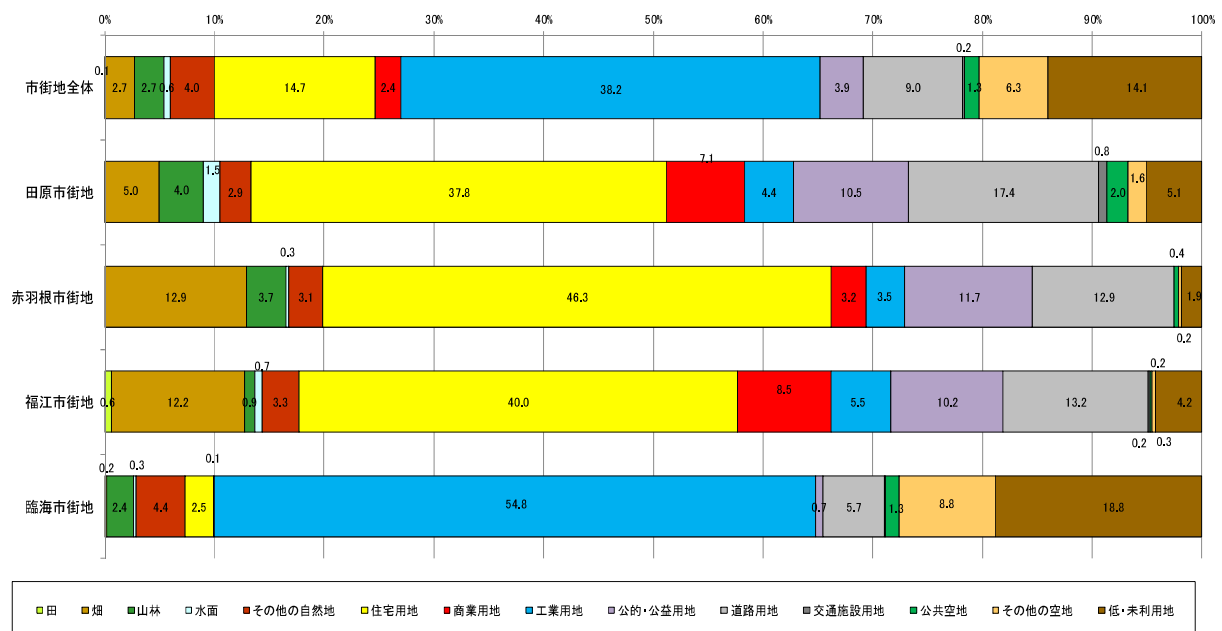
臨海市街地を除いて、低・未利用地は5%程度かそれ以下となっています。

表 市街地別土地利用状況

		市街地全体		田原市街地		赤羽根市街地		福江市街地		臨海市街地	
		面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
自然的 土地利用	田	0.92	0.1	0.14	0.0	0.00	0.0	0.78	0.6	0.00	0.0
	畑	45.48	2.7	17.89	5.0	9.42	12.9	16.18	12.2	1.99	0.2
	山林	46.23	2.7	14.49	4.0	2.67	3.7	1.24	0.9	27.83	2.4
	水面	9.96	0.6	5.24	1.5	0.19	0.3	0.93	0.7	3.60	0.3
	その他の自然地	68.16	4.0	10.43	2.9	2.25	3.1	4.38	3.3	51.10	4.4
	小計	170.75	10.0	48.19	13.4	14.53	19.9	23.51	17.7	84.52	7.4
都市的 土地利用	住宅用地	252.02	14.7	136.13	37.8	33.78	46.3	53.17	40.0	28.94	2.5
	商業用地	40.77	2.4	25.64	7.1	2.37	3.2	11.32	8.5	1.44	0.1
	工業用地	654.97	38.2	15.89	4.4	2.54	3.5	7.33	5.5	629.21	54.8
	公的・公益用地	67.26	3.9	37.69	10.5	8.52	11.7	13.50	10.2	7.55	0.7
	道路用地	154.84	9.0	62.55	17.4	9.41	12.9	17.62	13.2	65.26	5.7
	交通施設用地	3.23	0.2	2.71	0.8	0.00	0.0	0.29	0.2	0.23	0.0
	公共空地	22.63	1.3	7.02	2.0	0.31	0.4	0.20	0.2	15.10	1.3
	その他の空地	107.29	6.3	5.83	1.6	0.16	0.2	0.43	0.3	100.87	8.8
	低・未利用地	241.24	14.1	18.35	5.1	1.38	1.9	5.63	4.2	215.88	18.8
小計		1,544.25	90.0	311.81	86.6	58.47	80.1	109.49	82.3	1,064.48	92.6
総計		1,715.00	100.0	360.00	100.0	73.00	100.0	133.00	100.0	1,149.00	100.0

出典：平成 25 年度都市計画基礎調査

図 市街地別土地利用状況



出典：平成 25 年度都市計画基礎調査

(2) 空き家

下図の赤い点が空き家の位置を示しています。市街地内は宅地が集積していることもあり、市街地内に空き家が多いことが示されていますが、空き家率でみると、市街地から近い地区ほど、空き家率2.0%未満の地区が多く、市街地から遠い地区ほど空き家率2.0～4.0%や4.0～6.0%の地区が多いことから、市街地から遠い地区ほど空き家率が高い傾向があります。

世帯増減率の推計において、世帯数が減少傾向にある地域は、今後、空き家が増加するものと思われます。

図 空き家位置と空き家率（田原地域）

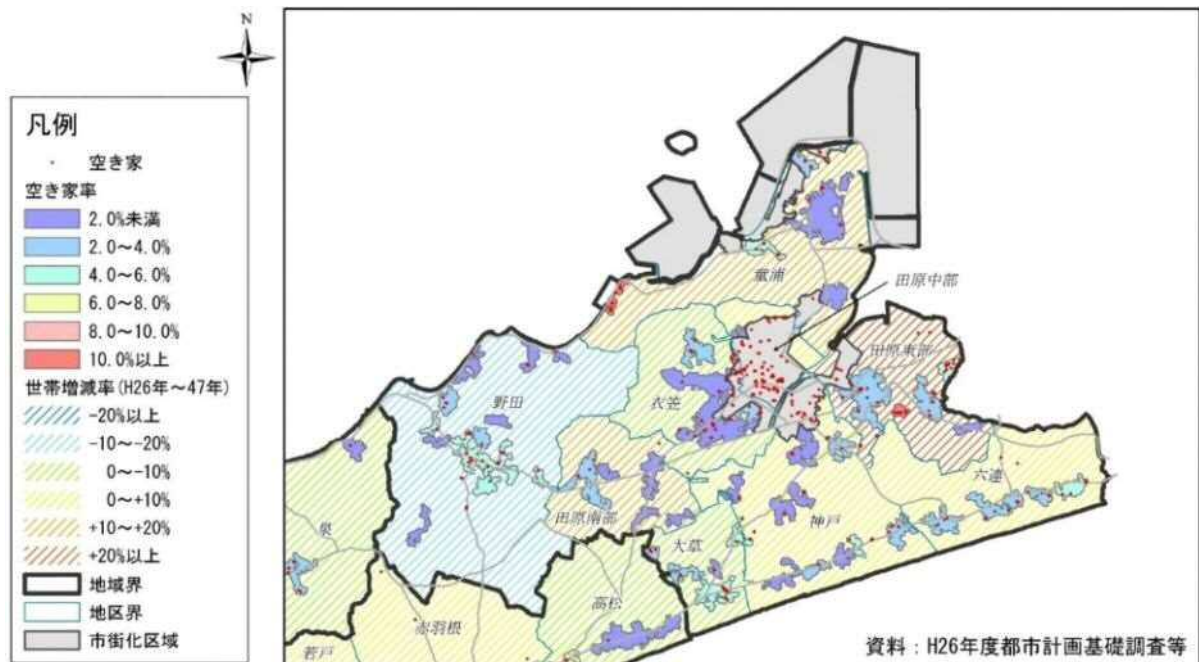
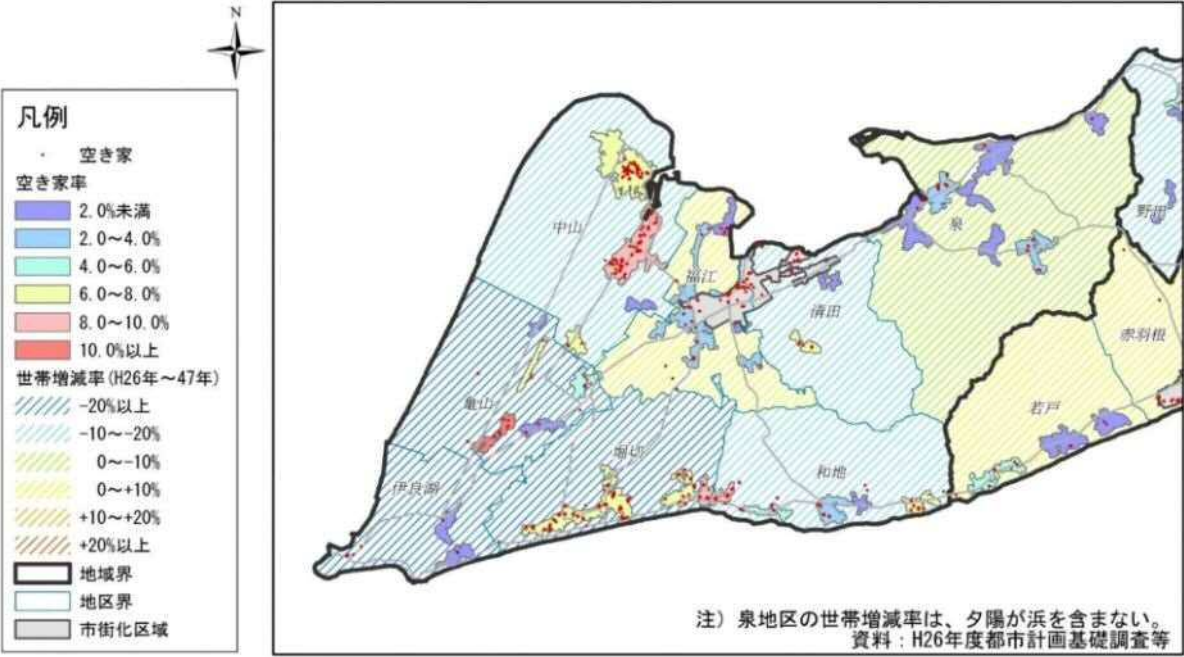


図 空き家位置と空き家率（赤羽根地域）



図 空き家位置と空き家率（渥美地域）



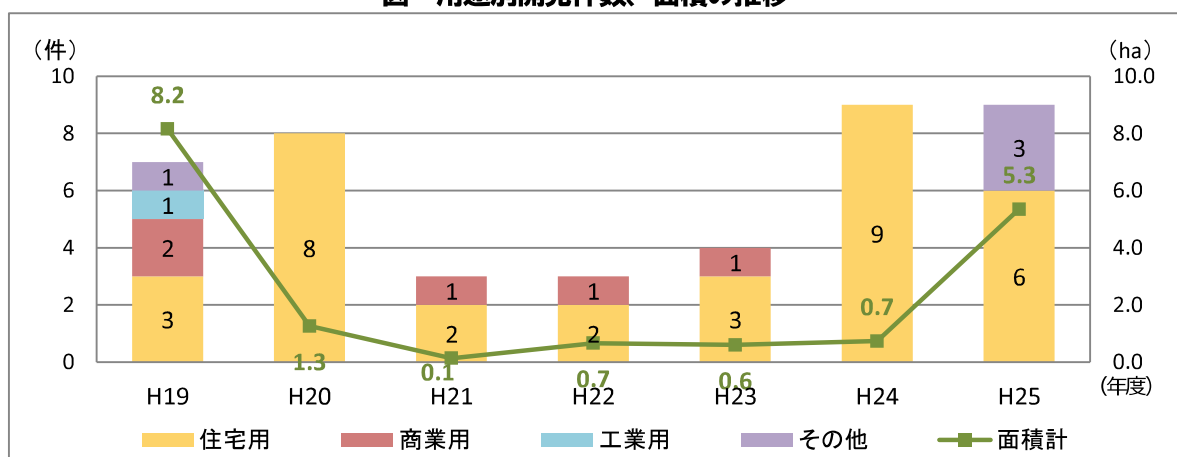
(3) 開発許可による開発の件数、面積の推移

開発許可による開発の推移をみると、平成21年度から平成23年度は年間3、4件となっていますが、それ以外では、年間7～9件の開発が行われています。開発用途をみると、住宅用が多くを占めています。

開発面積をみると、平成20年度から平成24年度は1ha前後で推移していますが、平成19年度と平成25年度は5ha以上の開発が行われています。

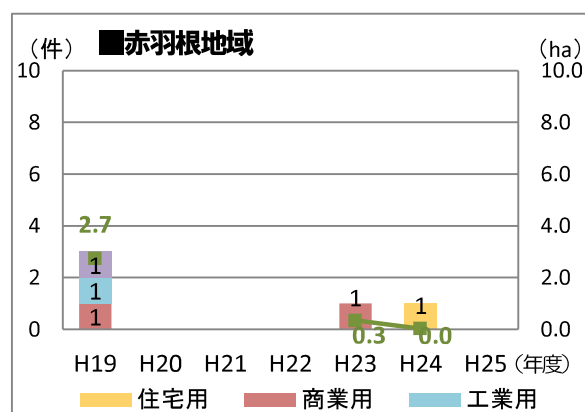
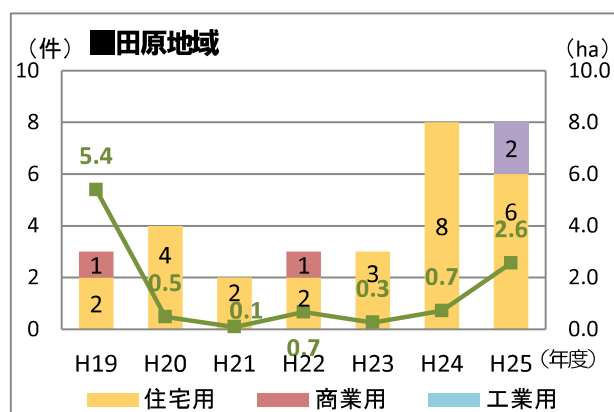
地域別に開発をみると、田原地域に開発が集中しており、赤羽根地域と渥美地域の開発はごくわずかとなっています。

図 用途別開発件数、面積の推移

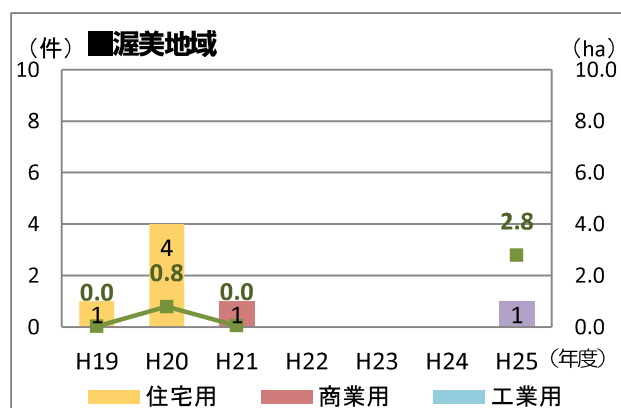


出典：都市計画基礎調査

図 用途別開発件数、面積の推移

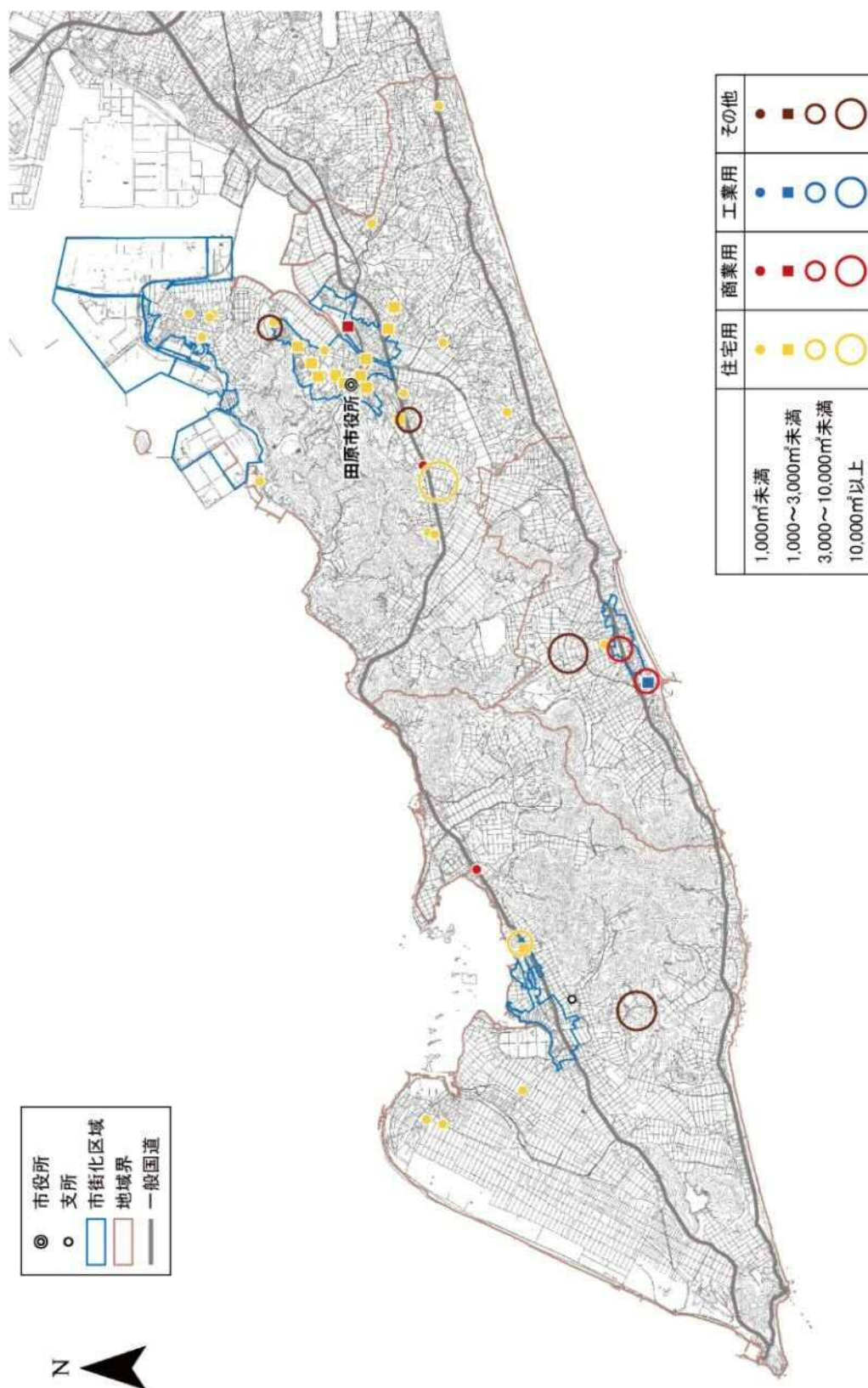


出典：都市計画基礎調査



平成19年度から平成25年度の開発位置をみると、市街化区域内では3,000㎡未満の開発が多くみられる一方、市街化調整区域では、3,000㎡以上の比較的大規模な開発が見られます。
市街地内の住宅用の開発位置を見ると、田原市街地内に多数開発が見られます。

図 開発位置



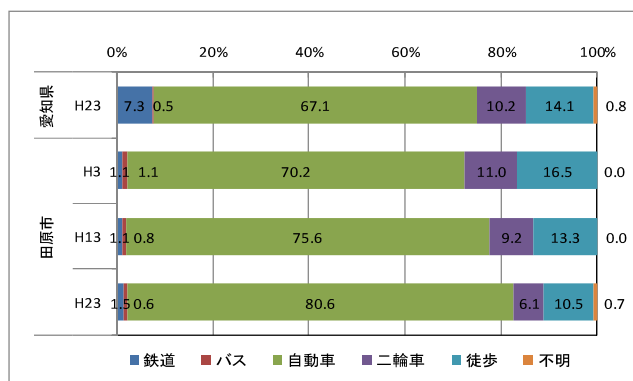
出典：都市計画基礎調査

3 公共交通

(1) 市民の移動実態

市民の移動時の代表交通手段は、地理的・産業的な要因から自動車が80.6%を占め、愛知県平均67.1%と比較しても高く、その割合は増加しています。また、鉄道が微増(1.5%)する一方で、徒歩(10.5%)、二輪車(6.1%)、バス(0.6%)は減少しています。

図 移動時における代表的交通手段の推移



出典：中京都市圏パーソナルリサーチ調査

(2) 自動車保有台数

本市の自動車保有台数は63,321台で、1世帯当たりの保有台数は2.9台となっており、愛知県や近隣市よりも多くなっています。

表 1 世帯当たりの保有自動車台数（平成27年）

区分	田原市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	愛知県
自動車保有台数（台）	63,321	287,701	138,657	57,929	44,494	5,068,229
世帯数（世帯）	21,640	144,222	67,976	29,950	16,454	3,063,833
1世帯当たり保有自動車数（台）	2.9	2.0	2.0	1.9	2.7	1.7

出典：平成27年国勢調査、平成28年度愛知県統計年鑑

(3) 公共交通ネットワーク

市内には、鉄道として豊橋鉄道渥美線があり、三河田原駅と新豊橋駅を結んでいます。バスとして路線バス（豊橋駅と伊良湖岬を結ぶ「伊良湖本線」・渥美病院と保美を結ぶ「伊良湖支線」と、鉄道と路線バスを補完する役割として、田原市ぐるりんバスが運行されています。

また、市内全域でタクシーが運行しているとともに、福祉有償運送や企業等の送迎バスなどが運行されており、これらにより、市内全体の公共交通ネットワークが形成されています。

図 公共交通ネットワーク（平成29年4月1日現在）



出典：田原市街づくり推進課

（４）公共交通のサービス水準

市内公共交通のサービス水準として、鉄道（豊橋鉄道渥美線）は、１時間に４本、日に７１便運行されています。路線バスは、伊良湖本線が平日片道２８本運行されていますが、伊良湖支線は平日片道７本と少ない運行本数となっています。

その他、田原市ぐるりんバス（コミュニティバス）は、鉄道・路線バスの基幹路線を補完する役割として、集落の人口規模や需要に見合った運行本数となっています。

表 公共交通のサービス水準（平成 29 年 4 月 1 日現在）

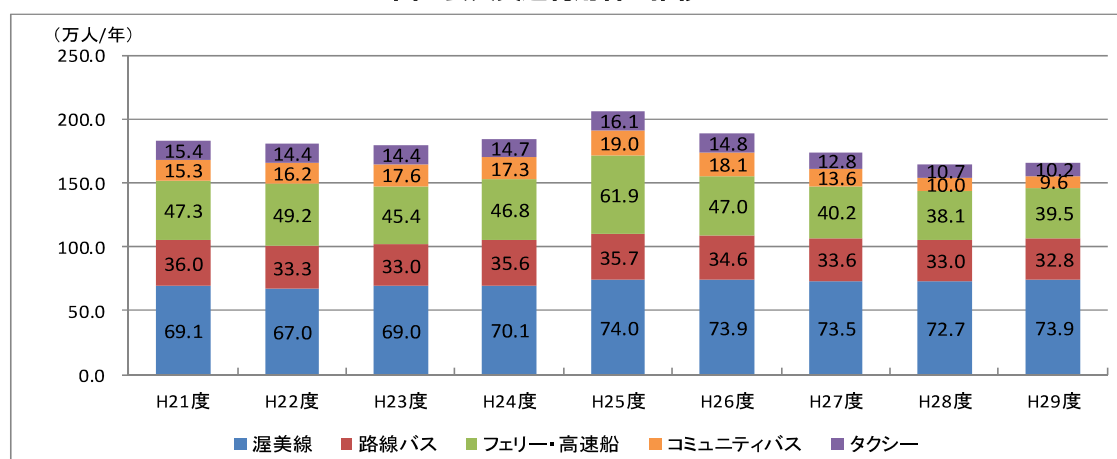
交通モード	路線等	サービス水準（平日、片道）		
		１日当たり 運行本数	ピーク時 １時間当たり運行本数	備考
鉄道	豊橋鉄道			
	渥美線（上り）	71	4	三河田原発
路線バス	豊鉄バス			
	伊良湖本線（上り）	13		伊良湖岬発
	（上り）	15		保美発
	伊良湖支線（上り）	7		保美発
田原市ぐるりんバス （コミュニティバス）	ぐるりんバス			
	市往地東線（循環線）	12	2	田原駅発
	市往地西線（循環線）	13	2	田原駅発
	童浦線（上り）	6	1	白谷海浜公園発
	野田線（循環線）	13	2	野田発
	ぐるりんミニバス			
	表浜線（左回り）	5	1	図書館発
	高松線（上り）	5	1	高松東発
	中山線（循環線）	7	1	渥美支所発
海上交通	八王子線（西行便／下り）	2	1	週３日運行
	伊勢湾フェリー	8	1	伊良湖発
	名鉄海上観光船	3	1	伊良湖発

出典：田原市まちづくり推進課（田原市公共交通ガイドブック）

（５）公共交通利用者数の推移

市内公共交通利用者は、平成 25 年度をピークに減少傾向でしたが、渥美線利用者の増加に伴い平成 28 年度から平成 29 年度にかけて利用者が微増しています。

図 公共交通利用者の推移



(6) 公共交通カバー率

公共交通の人口カバー率として、鉄道駅から半径1km以内、バス停から半径500m以内に居住している人口を算定した表と図を示します。

平成27年の公共交通の人口カバー率をみると、バス停500m以内のカバー率は89%で、バス片道15本/日以上、バス停500m以内の場合は現状32%となっています。鉄道駅1km以内の人口カバー率は、田原地域だけで運行していることもあり24%となっています。

社人研ベースの将来人口推計を基に平成47年の公共交通の人口カバー率をみると、バス停500m以内のカバー率は89%で平成27年と同じ数値となっており、バス片道15本/日以上、バス停500m以内は33%、鉄道駅1km以内の人口カバー率は24%と推計され、平成27年よりも微増すると推計されています。一方で、分母となる500m以内居住人口は、いずれも平成27年と比較して平成47年は大きく減少しています。

表 市内公共交通カバー率（平成27年10月1日現在）

■バス圏

地区	平成27年				平成47年 社人研ベース			
	500m圏	圏域外	合計	カバー率	500m圏	圏域外	合計	カバー率
田原市街地	11,760	544	12,304	96%	9,420	1,544	10,964	86%
臨海市街地	2,272	1,419	3,691	62%	4,327	771	5,098	85%
赤羽根市街地	1,832	0	1,832	100%	1,546	0	1,546	100%
福江市街地	3,805	98	3,903	98%	2,926	76	3,002	97%
市街化調整区域	35,803	4,831	40,634	88%	29,566	3,515	33,081	89%
総計	55,472	6,892	62,364	89%	47,785	5,905	53,690	89%
天白地区	149	0	149	100%	143	0	143	100%
梅碓地区	162	23	185	88%	182	26	208	88%
上記以外の市街化調整区域	35,492	4,808	40,300	88%	29,241	3,489	32,729	89%

■バス(15本以上)圏

地区	平成27年				平成47年 社人研ベース			
	500m圏	圏域外	合計	カバー率	500m圏	圏域外	合計	カバー率
田原市街地	7,829	4,475	12,304	64%	6,339	4,625	10,964	58%
臨海市街地	0	3,691	3,691	0%	0	5,098	5,098	0%
赤羽根市街地	0	1,832	1,832	0%	0	1,546	1,546	0%
福江市街地	3,805	98	3,903	98%	2,926	76	3,002	97%
市街化調整区域	8,717	31,917	40,634	21%	7,888	25,193	33,081	24%
総計	20,350	42,013	62,364	33%	17,153	36,537	53,690	32%
天白地区	40	109	149	27%	32	111	143	23%
梅碓地区	0	185	185	0%	0	208	208	0%
上記以外の市街化調整区域	8,677	31,623	40,300	22%	7,855	24,874	32,729	24%

■鉄道駅(15本以上)圏

地区	平成27年				平成47年 社人研ベース			
	1km圏	圏域外	合計	カバー率	1km圏	圏域外	合計	カバー率
田原市街地	9,842	2,462	12,304	80%	9,138	1,826	10,964	83%
臨海市街地	0	3,691	3,691	0%	0	5,098	5,098	0%
赤羽根市街地	0	1,832	1,832	0%	0	1,546	1,546	0%
福江市街地	0	3,903	3,903	0%	0	3,002	3,002	0%
市街化調整区域	4,142	36,492	40,634	10%	4,012	29,068	33,081	12%
総計	13,984	48,380	62,364	22%	13,150	40,540	53,690	24%
天白地区	149	0	149	100%	143	0	143	100%
梅碓地区	185	0	185	100%	208	0	208	100%
上記以外の市街化調整区域	3,808	36,492	40,300	9%	3,661	29,068	32,729	11%

■バス500m・鉄道駅1km圏

地区	平成27年				平成47年 社人研ベース			
	バス500m 鉄道1km圏	圏域外	合計	カバー率	バス500m 鉄道1km圏	圏域外	合計	カバー率
田原市街地	12,304	0	12,304	100%	10,964	0	10,964	100%
臨海市街地	2,272	1,419	3,691	62%	4,327	771	5,098	85%
赤羽根市街地	1,832	0	1,832	100%	1,546	0	1,546	100%
福江市街地	3,805	98	3,903	98%	2,926	76	3,002	97%
市街化調整区域	35,850	4,784	40,634	88%	29,615	3,466	33,081	90%
総計	56,063	6,301	62,364	90%	49,378	4,312	53,690	92%
天白地区	149	0	149	100%	143	0	143	100%
梅碓地区	185	0	185	100%	208	0	208	100%
上記以外の市街化調整区域	35,516	4,784	40,300	88%	29,264	3,466	32,729	89%

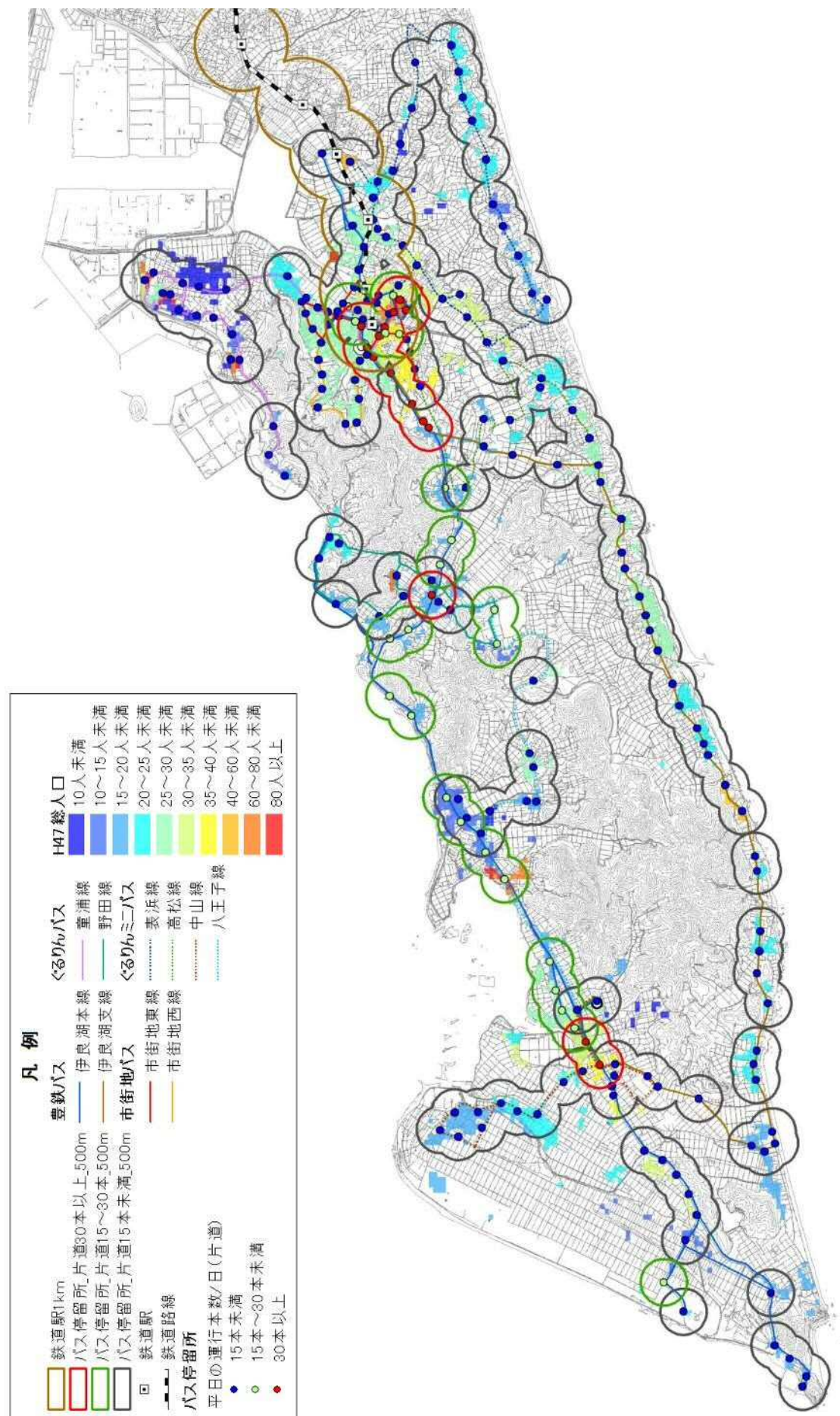


図 鉄道駅とバス停の位置と圏域（鉄道駅半径1 km、バス停半径500m以内）

4 災害区域

(1) 土砂災害

土砂災害想定をみると、土石流危険渓流の区域が多く指定されています。土砂災害特別警戒区域については、現在113か所が指定されています。

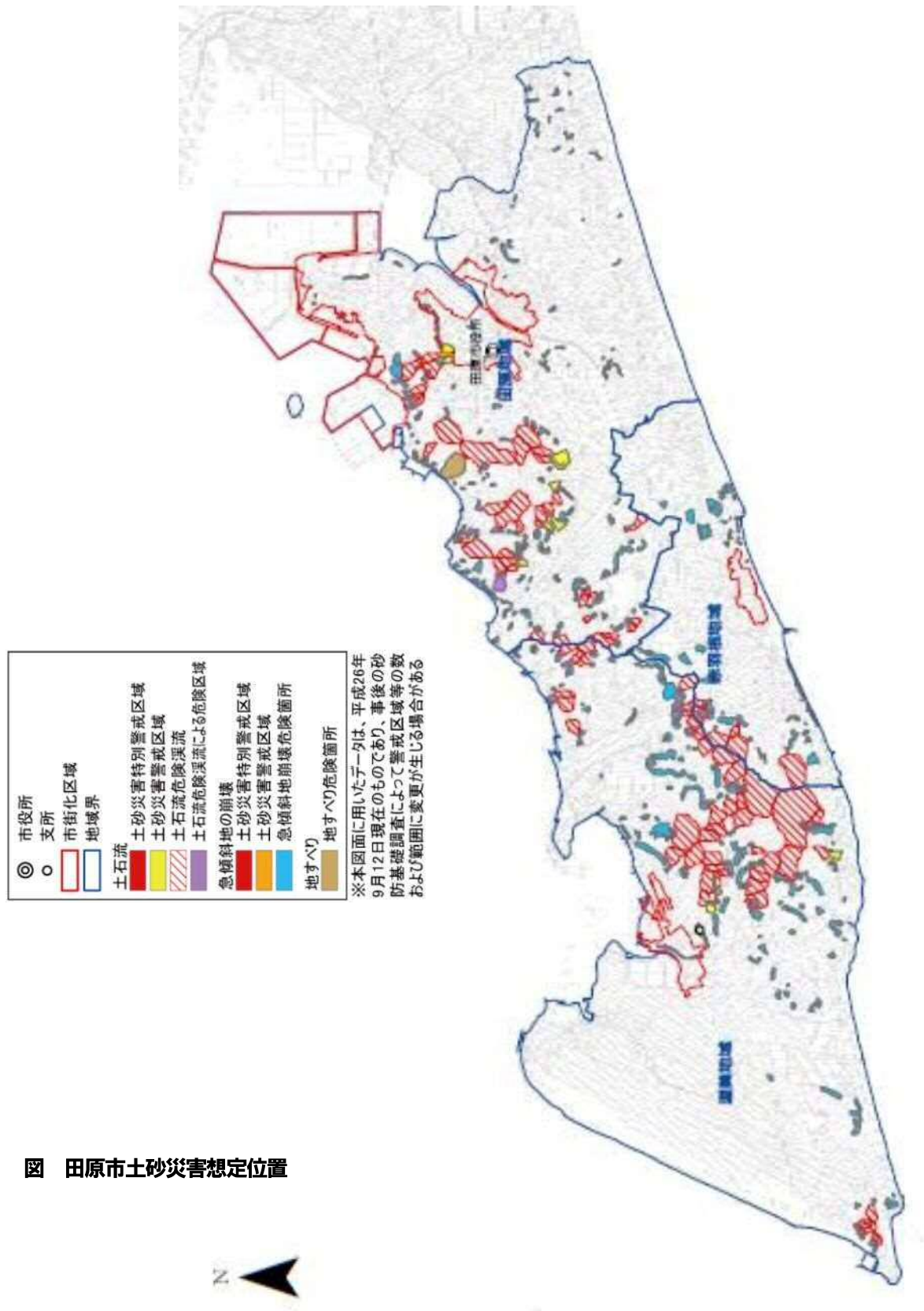


図 田原市土砂災害想定位置

(2) 地震動想定

「田原市南海トラフ地震被害予測調査」(平成27年3月)によると、理論上最大想定モデルでは、本市の最大震度は震度7で想定され、市街地のほとんどの地区で震度7、全地域で震度6弱以上と想定されています。

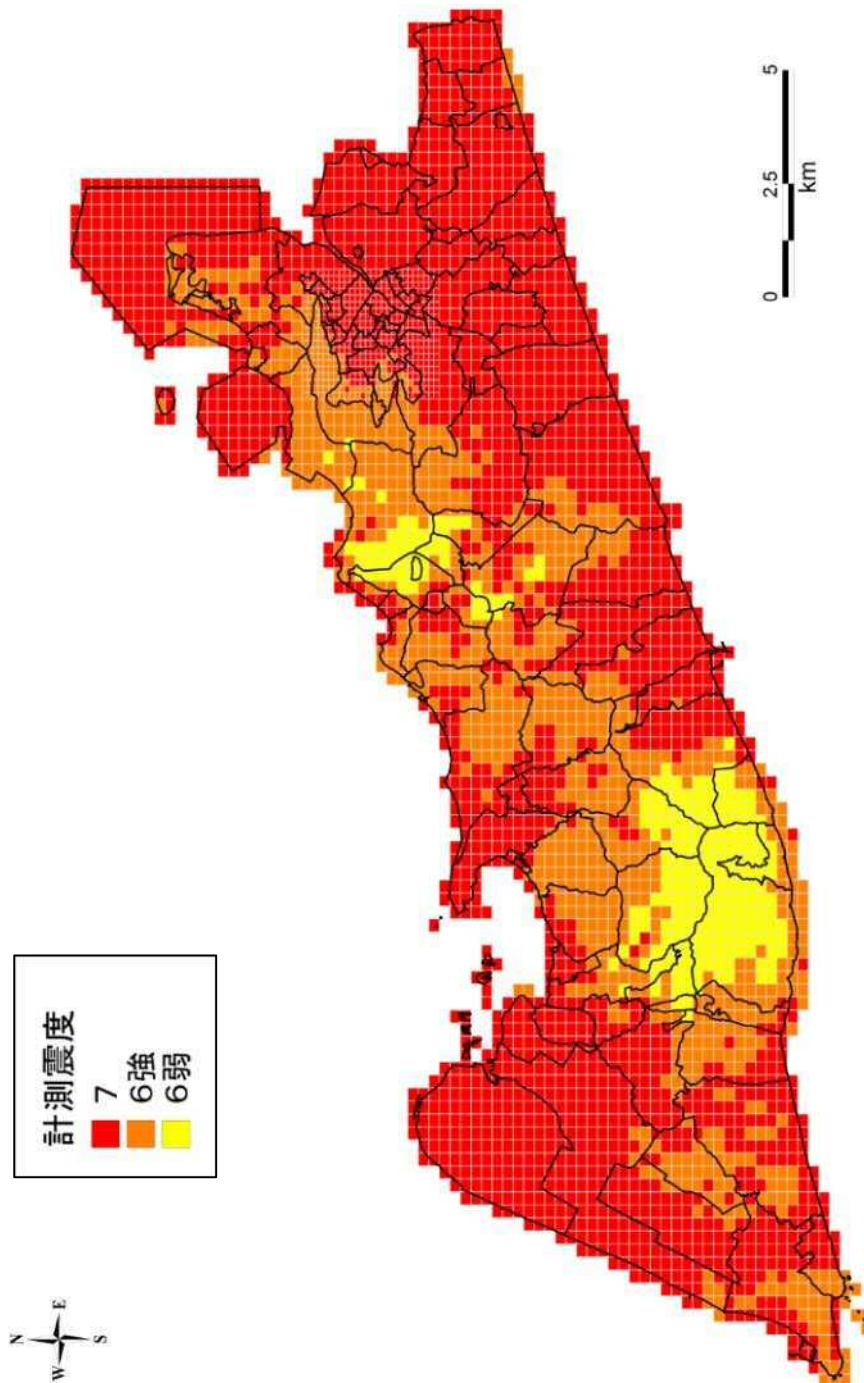


図 震度分布図(陸側ケースと東側ケースの最大値)

出典：田原市南海トラフ地震被害予測調査

(3) 浸水想定

理論上最大モデルによる津波の浸水が想定される区域は、田原市街地の汐川沿いや福江市街地の沿岸部、半島先端部など広範囲にわたっています。

田原市街地と福江市街地の一部では、1 cmから1.0 m未満程度の浸水深が想定されています。

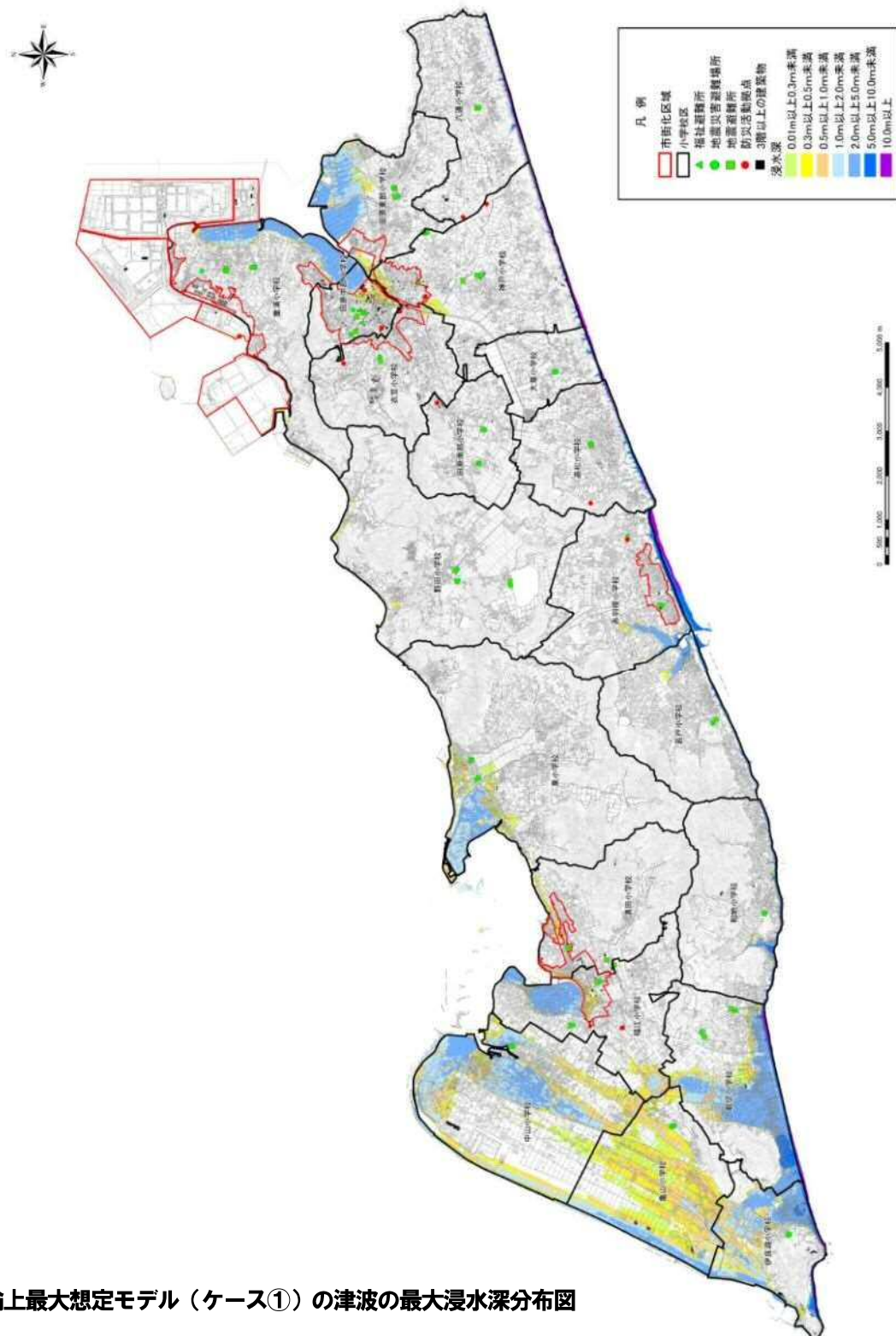


図 理論上最大想定モデル（ケース①）の津波の最大浸水深分布図

出典：都市計画基礎調査

5 産業

(1) 製造業

製造品出荷額等はリーマンショック時に大きく減少しましたが、その後は増加傾向となっており、平成26年には2兆円を超えています。従業員数は概ね横ばいですが、事業所数はわずかに減少傾向にあります。

図 製造品出荷額等と従業員数の推移

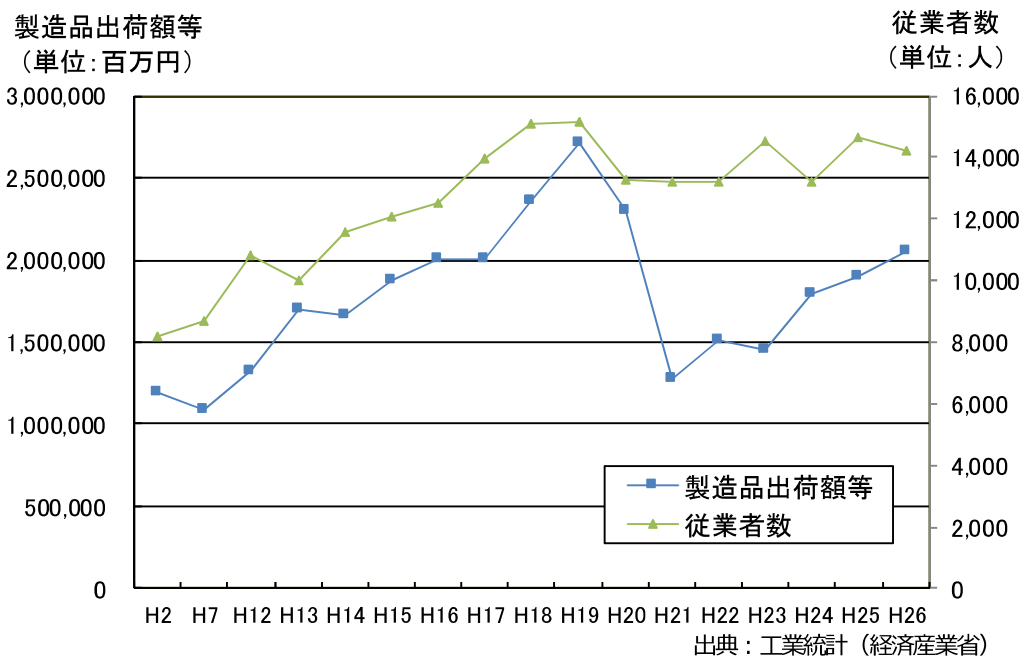
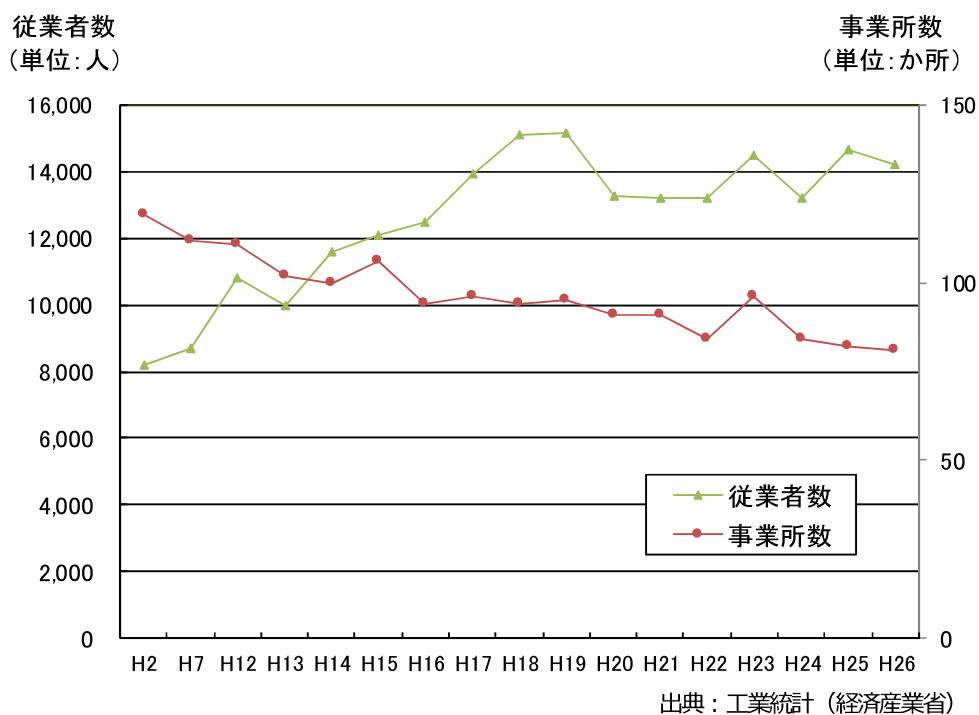


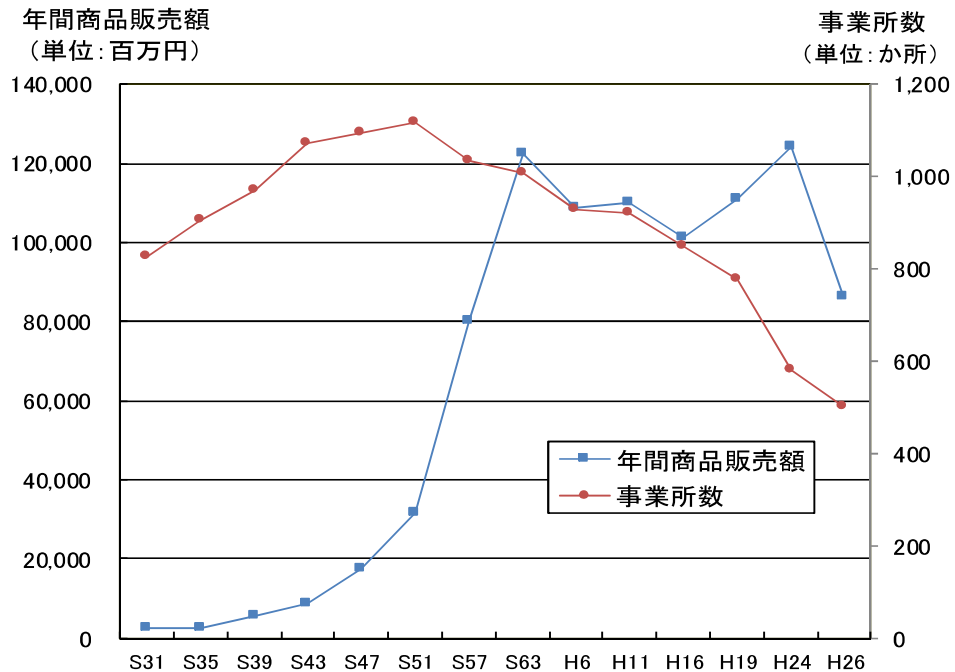
図 事業所数と従業員数の推移



(2) 商業

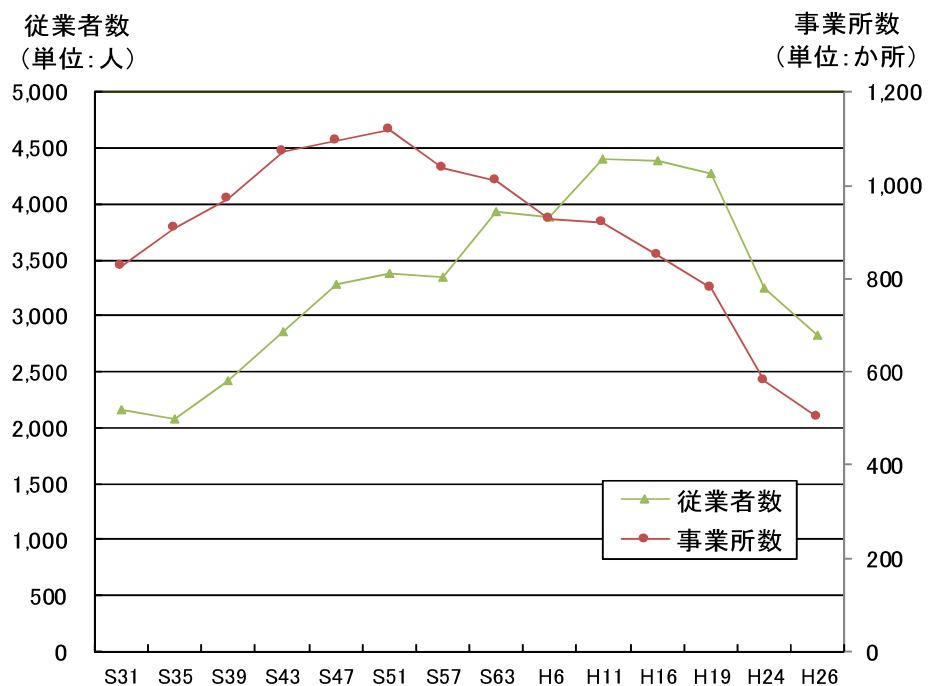
年間商品販売額は、昭和63年まで大きく増加し、その後減少しましたが、平成16年以降再び増加に転じています。事業所数は、昭和51年から減少しており、平成19年から平成24年にかけて大きく減少しています。従業員数も概ね同時期に大きく減少しています。

図 年間商品販売額と事業所数の推移



出典：商業統計調査（総務省）

図 従業者数と事業所数の推移

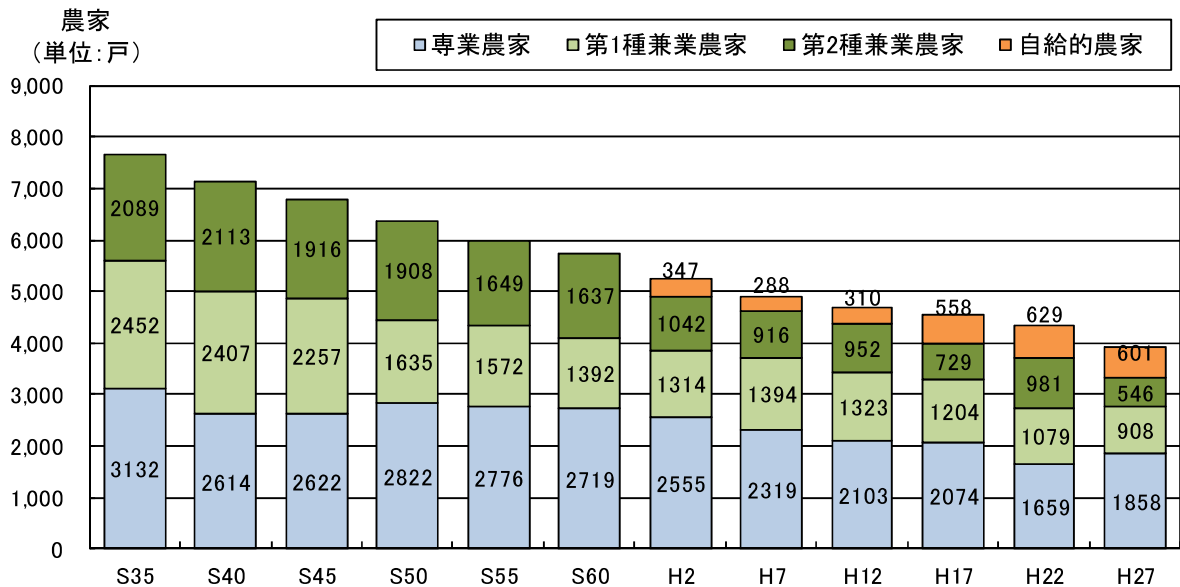


出典：商業統計調査（総務省）

(3) 農業

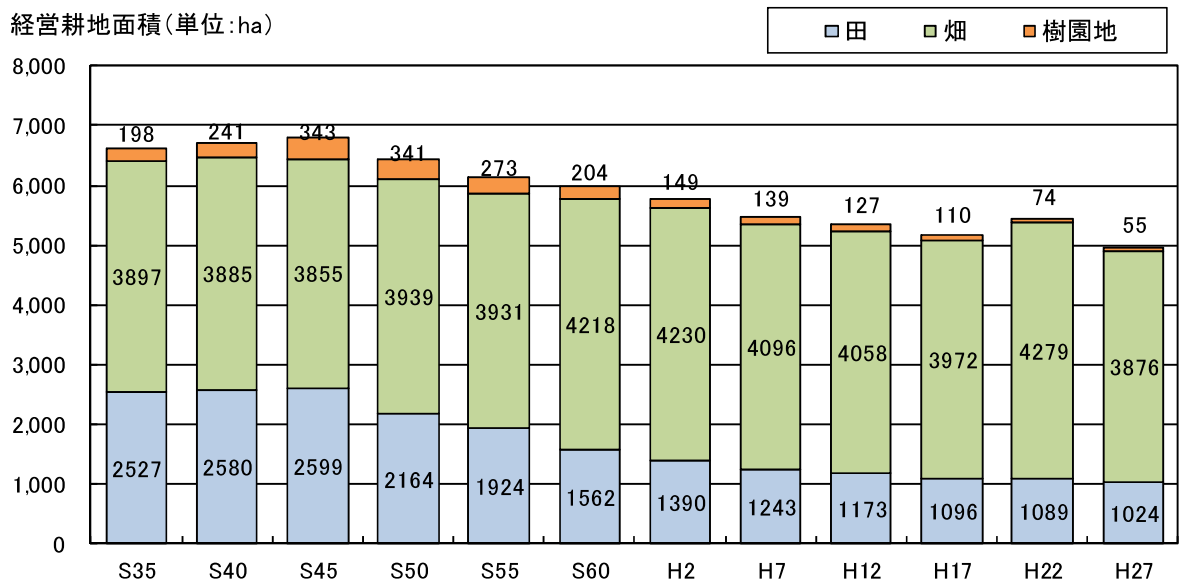
農家数は年々減少しています。経営耕地面積は平成7年以降ほぼ横ばいとなっていました、減少傾向にあります。

図 農家数の推移



出典：農林業センサス

図 経営耕地面積の推移



出典：農林業センサス

第 1 部 都市構造の現状分析と課題の整理②

第 1 章 都市構造の現状分析（6～第2章）

6 都市機能の分布

本市の都市構造について次の項目の立地状況を示します。

- ・行政施設：市役所・支所・文化施設等、校区市民館、教育施設
- ・生活利便施設：コンビニ、スーパー、金融機関
- ・健康・福祉施設：医療施設、子育て支援施設、高齢者福祉施設・障がい福祉施設

また、日常生活に必要な生活利便施設及び医療施設については、施設位置の他に、それぞれの施設から半径800m※の円を描き「サービス圏域」を設定し、円内の圏域人口を100mメッシュ人口のデータを用いて、「施設の人口カバー率」と将来の「施設の存在確立※」についても分析します。

※半径800mとは、「都市構造の評価に関するハンドブック 平成26年8月 国土交通省都市局都市計画課」で定義している「一般的な徒歩圏」であり、この定義に基づいて設定しています。

※施設の存在確立は、国土交通省が試算している「サービス施設の立地する確立が50%及び80%となる自治体規模」を参考に算出しています。また、存在確立においては、存在確立50%人口として500人を設定しています。

※存在確立は、施設に公共交通や自家用車等の移動もあることから、目安として表記するものです。

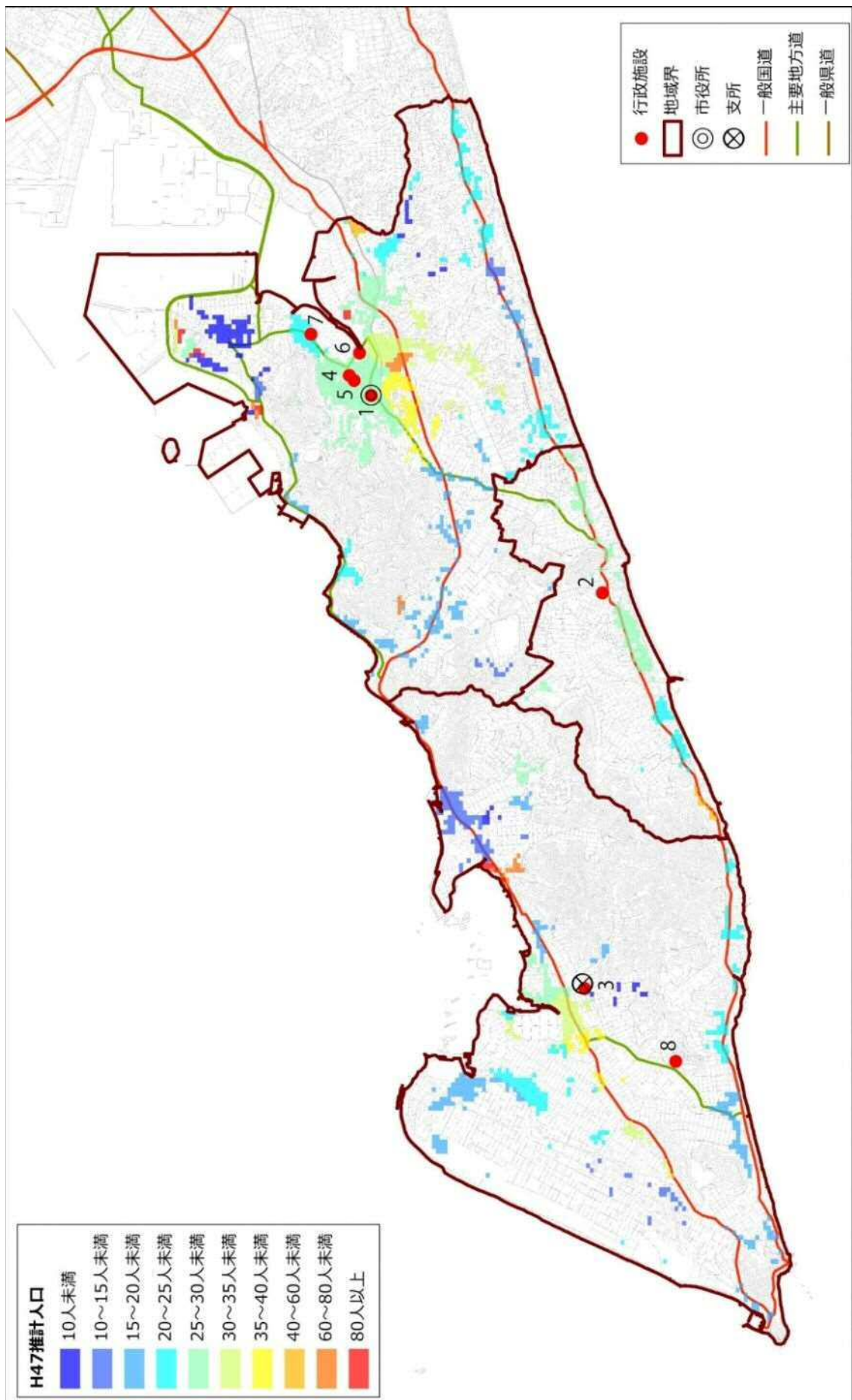
(1) 行政施設

市役所・支所等、図書館、文化会館、総合体育館、博物館、資料館等の立地状況を示します。

田原市内の行政施設は、3地域に分散して立地しています。

田原地域の行政施設は、ほとんどが市街地の中に立地（シェルマよしご以外）していますが、赤羽根地域と渥美地域内の行政施設は、すべて市街化調整区域の中に立地しています。

	名称
1	田原市役所
2	赤羽根市民センター・赤羽根文化会館・赤羽根図書館
3	渥美支所・渥美文化会館・渥美図書館・渥美郷土資料館
4	田原市博物館
5	田原市民俗資料館
6	田原文化会館・田原市総合体育館・田原市中央図書館
7	吉胡貝塚史跡公園(シェルマよしご)
8	渥美運動公園(渥美総合体育館)

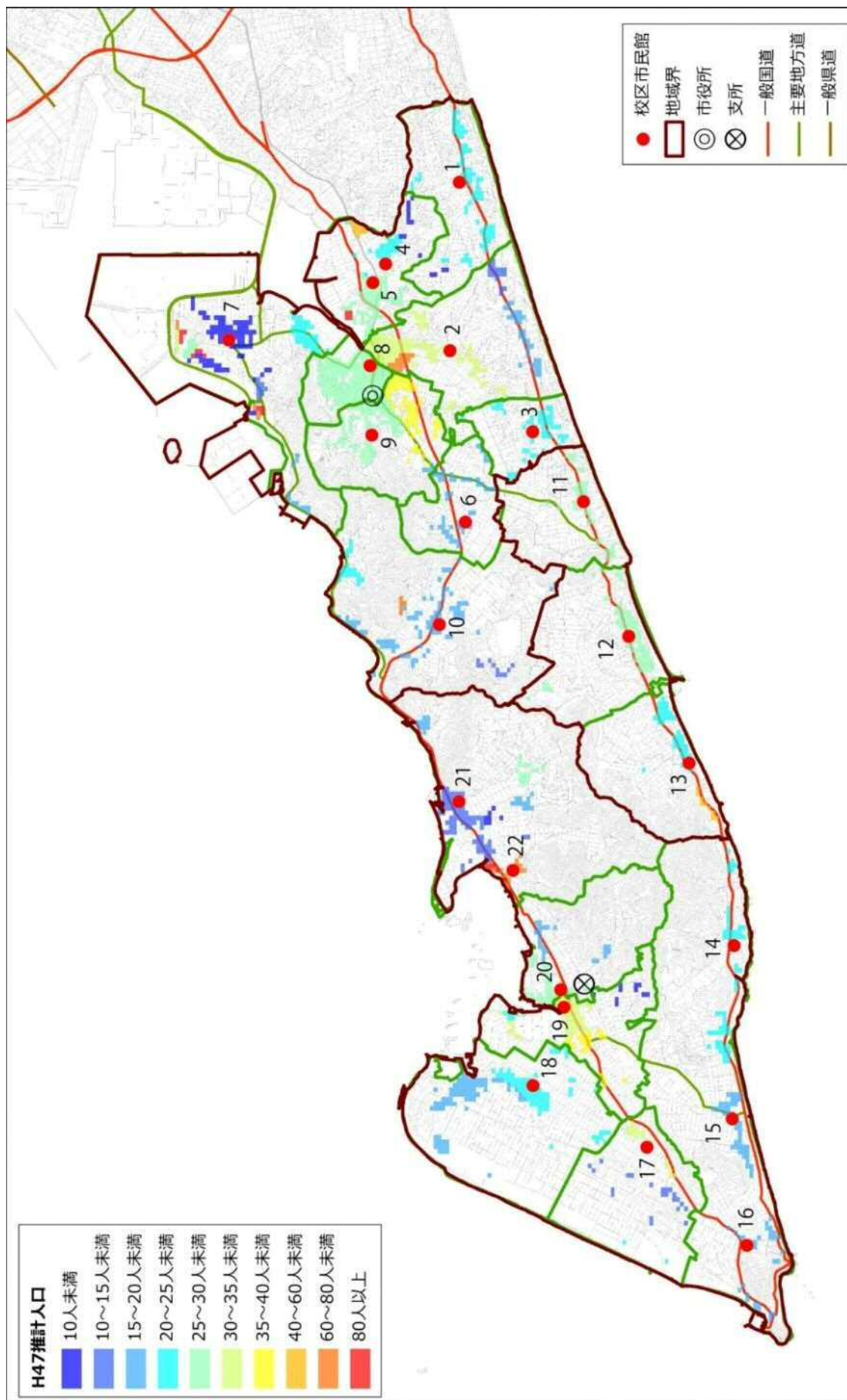


(2) 行政施設（校区市民館）

市内の校区市民館及び分館は、22施設配置されており、20の地域コミュニティ団体が活動の拠点として利用しています。

校区市民館については、小学校区に概ね1か所配置されており、市街地に集約すべき施設でないことに計画上配慮が必要です。

番号	施設名	地域コミュニティ団体	小学校区
1	六連市民館	六連コミュニティ協議会	六連校区
2	神戸市民館	神戸コミュニティ協議会	神戸校区
3	大草市民館	大草コミュニティ協議会	大草校区
4	田原東部市民館	田原東部コミュニティ協議会	田原東部校区
5	田原東部市民館分館		
6	田原南部市民館	田原南部コミュニティ協議会	田原南部校区
7	童浦市民館	童浦校区コミュニティ協議会	童浦校区
8	田原中部市民館	田原中部校区コミュニティ協議会	田原中部校区
9	衣笠市民館	衣笠校区コミュニティ協議会	衣笠校区
10	野田市民館	野田校区コミュニティ協議会	野田校区
11	高松市民館	高松コミュニティ協議会	高松校区
12	赤羽根市民館	赤羽根校区コミュニティ協議会	赤羽根校区
13	若戸市民館	若戸校区コミュニティ協議会	若戸校区
14	和地市民館	和地地区コミュニティ協議会	伊良湖校区
15	堀切市民館	堀切地区コミュニティ協議会	
16	伊良湖市民館	伊良湖地区コミュニティ協議会	
17	亀山市民館	亀山コミュニティ協議会	亀山校区
18	中山市民館	中山校区コミュニティ協議会	中山校区
19	福江市民館	福江校区コミュニティ協議会	福江校区
20	清田市民館	清田校区コミュニティ協議会	清田校区
21	泉市民館	泉校区コミュニティ協議会	泉校区
22	泉市民館石神分館		
合計	22施設	20団体	18校区



(3) 教育施設（小学校、中学校、高等学校、大学等）

小中学校は、統合等により、現在、小学校18校、中学校6校が配置されています。

今後は、平成30年度策定の田原市学校未来創造計画により、適正規模・配置、施設長寿命化を勘案しながら対応していきます。

高等学校は、田原地域に2校と渥美地域に1校立地しています。

大学は、市内には立地しておらず、田原市福祉専門学校が田原地域に立地しています。

校区別年少人口は、田原東部小学校以外が減少する見込みとなっており、100人を下回ると推計される小学校も数多く見受けられます。

小中学校については、市内各校区に配置されており、市街地に集約すべき施設でないことに配慮が必要です。

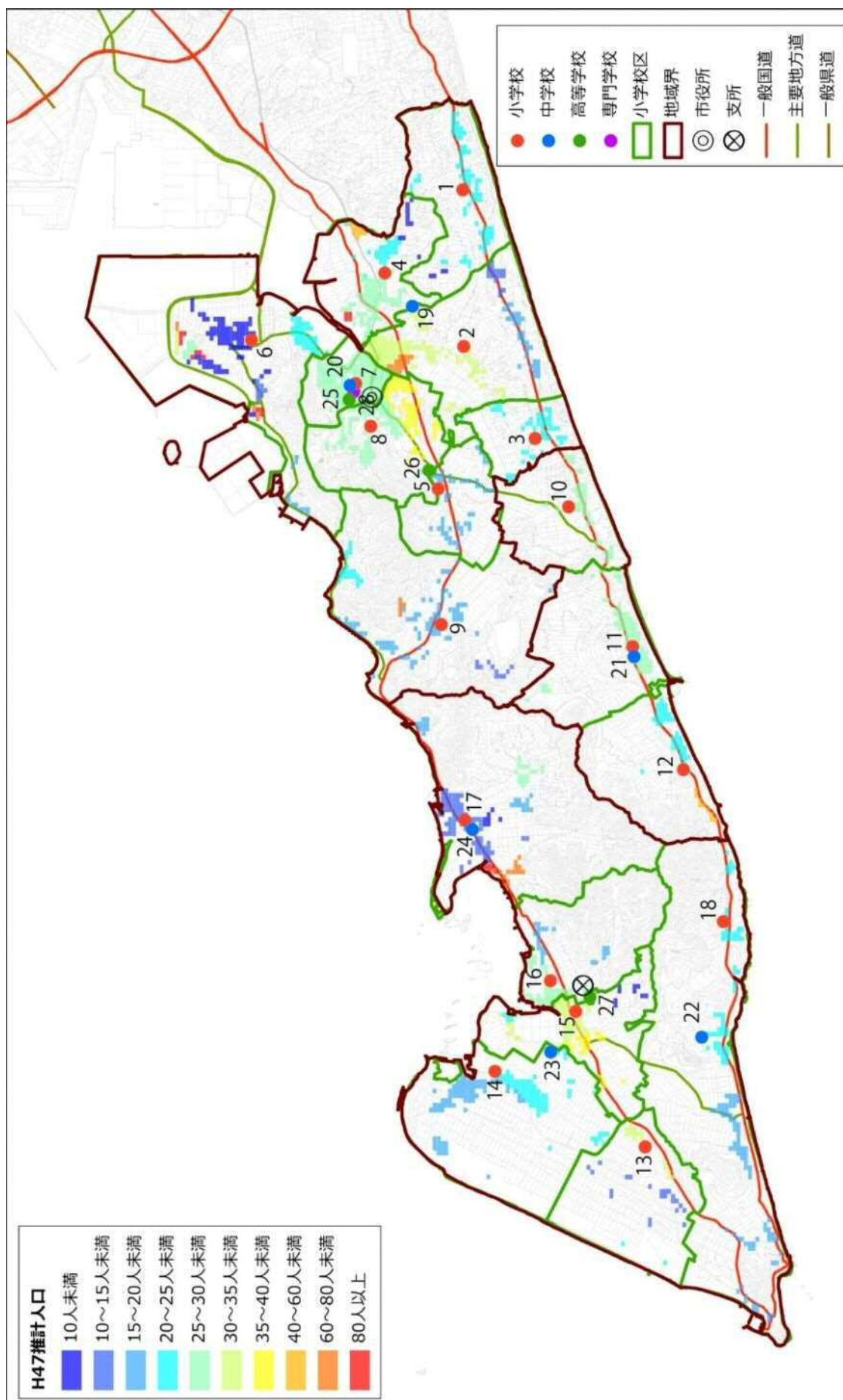
番号	小学校	小学校区別総人口			小学校区別年少人口		
		H27年総人口	H47年総人口	総人口増減	H27年年少人口	H47年年少人口	年少人口増減
1	六連小学校	1,878	1,793	(85)	197	120	(77)
2	神戸小学校	6,615	5,666	(948)	861	556	(305)
3	大草小学校	1,364	1,211	(153)	202	140	(63)
4	田原東部小学校	3,809	4,763	954	689	1,065	376
5	田原南部小学校	1,246	1,002	(244)	140	88	(52)
6	童浦小学校	6,424	6,973	549	1,000	851	(148)
7	田原中部小学校	6,132	4,617	(1,515)	817	526	(291)
8	衣笠小学校	6,197	5,375	(822)	816	533	(283)
9	野田小学校	3,039	2,469	(569)	345	220	(125)
10	高松小学校	1,579	1,252	(327)	196	141	(55)
11	赤羽根小学校	2,422	2,044	(378)	296	221	(74)
12	若戸小学校	1,736	1,292	(444)	190	121	(69)
13	亀山小学校	1,201	876	(325)	170	111	(59)
14	中山小学校	4,502	3,199	(1,303)	548	294	(254)
15	福江小学校	4,040	3,073	(967)	516	333	(184)
16	清田小学校	2,274	1,659	(614)	242	128	(115)
17	泉小学校	3,830	3,631	(199)	436	338	(98)
18	伊良湖岬小学校	3,938	2,676	(1,262)	433	243	(190)

62,225	53,573	(8,652)	8,095	6,029	(2,066)
--------	--------	---------	-------	-------	---------

番号	中学校	中学校区別総人口			中学校区別年少人口		
		H27年総人口	H47年総人口	総人口増減	H27年年少人口	H47年年少人口	年少人口増減
19	東部中学校	13,666	13,434	(232)	1,950	1,881	(69)
20	田原中学校	23,038	20,437	(2,601)	3,118	2,218	(900)
21	赤羽根中学校	5,737	4,588	(1,149)	682	484	(198)
22	伊良湖岬中学校	3,938	2,676	(1,262)	433	243	(190)
23	福江中学校	12,017	8,808	(3,209)	1,477	865	(612)
24	泉中学校	3,830	3,631	(199)	436	338	(98)

62,225	53,573	(8,652)	8,095	6,029	(2,066)
--------	--------	---------	-------	-------	---------

番号	高等学校・専門学校
25	愛知県立成章高等学校
26	愛知県立渥美農業高等学校
27	愛知県立福江高等学校
28	田原市立田原福祉専門学校



(4) 商業施設（コンビニ）

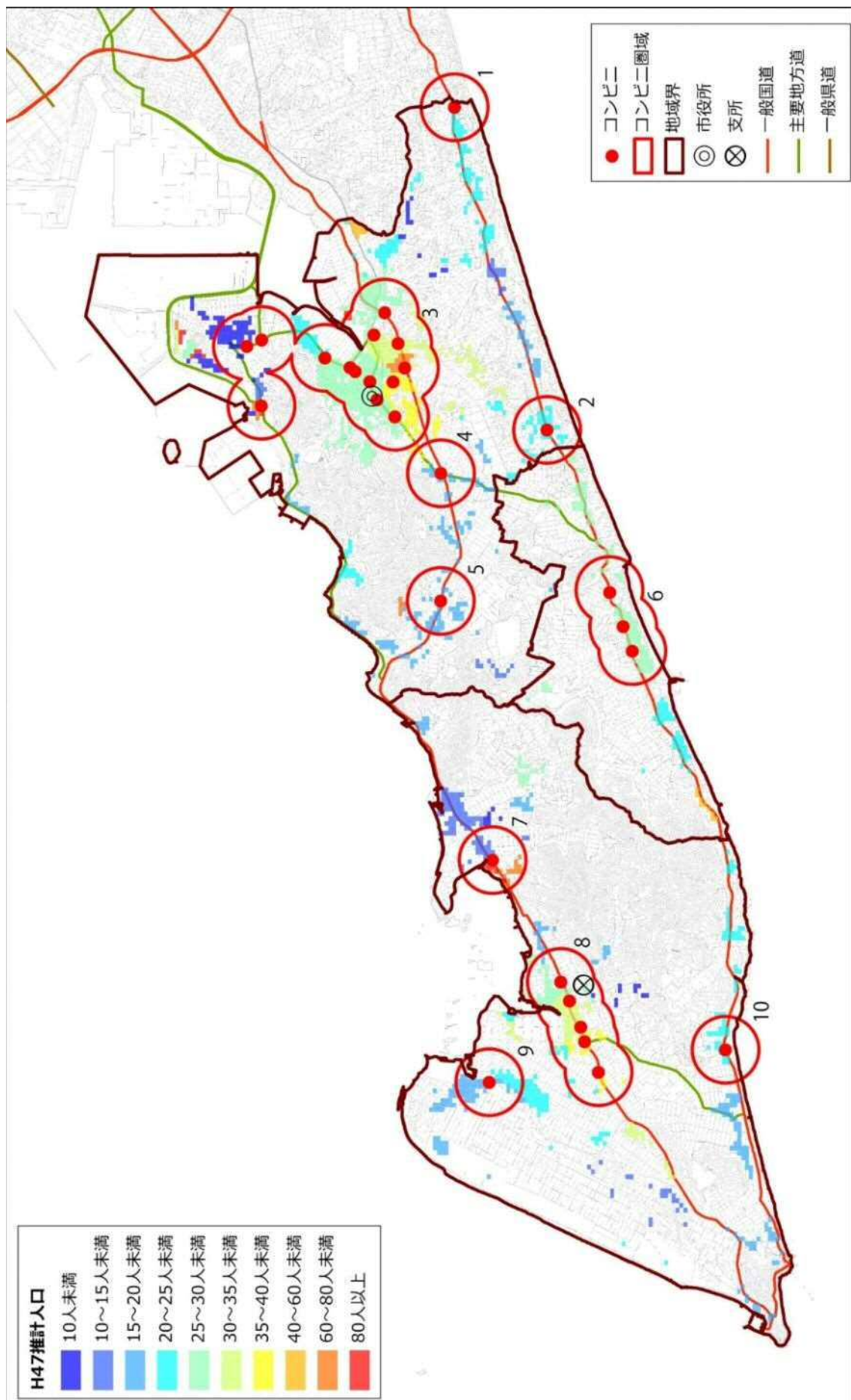
コンビニは、市街地内に多く立地しており、国道259号と42号沿いの一部の集落内及び童浦校区と中山校区にも立地が見られます。

存在確率（目安）を見ると、ほとんどのコンビニが、平成47年にも立地していると予測できる確率となっています。

サービス圏域のカバー率は微増していますが、サービス圏域の人口は1つのエリアを除き減少すると推計されています。

エリア 番号	H27年 サービス 圏域人口	H27年 施設数	H47年 サービス 圏域人口	H27-H47年 増減数	H47年 想定施設数	H27-47年存在確率 (維持可能500人)
1	353	1	342	(11)	0.8	80.5%
2	1,024	1	906	(118)	1.0	100.0%
3	18,008	14	16,862	(1,146)	14.0	100.0%
4	622	1	539	(83)	0.7	73.4%
5	990	1	777	(213)	1.0	99.7%
6	2,227	3	1,876	(351)	3.0	100.0%
7	1,350	1	1,939	589	1.0	100.0%
8	5,128	5	3,945	(1,183)	5.0	100.0%
9	1,641	1	1,134	(506)	1.0	100.0%
10	766	1	582	(184)	0.8	79.7%
	32,108		28,902			
総人口	62,364		53,690			
カバー率	51.5%		53.8%			

参考カバー率：全国49% 5～10万都市50%



(5) 商業施設（スーパー）

スーパーは、田原市街地と福江市街地には立地していますが、赤羽根市街地には立地が見られません。
市街地以外をみると、童浦校区内に数多くの立地が見られます。

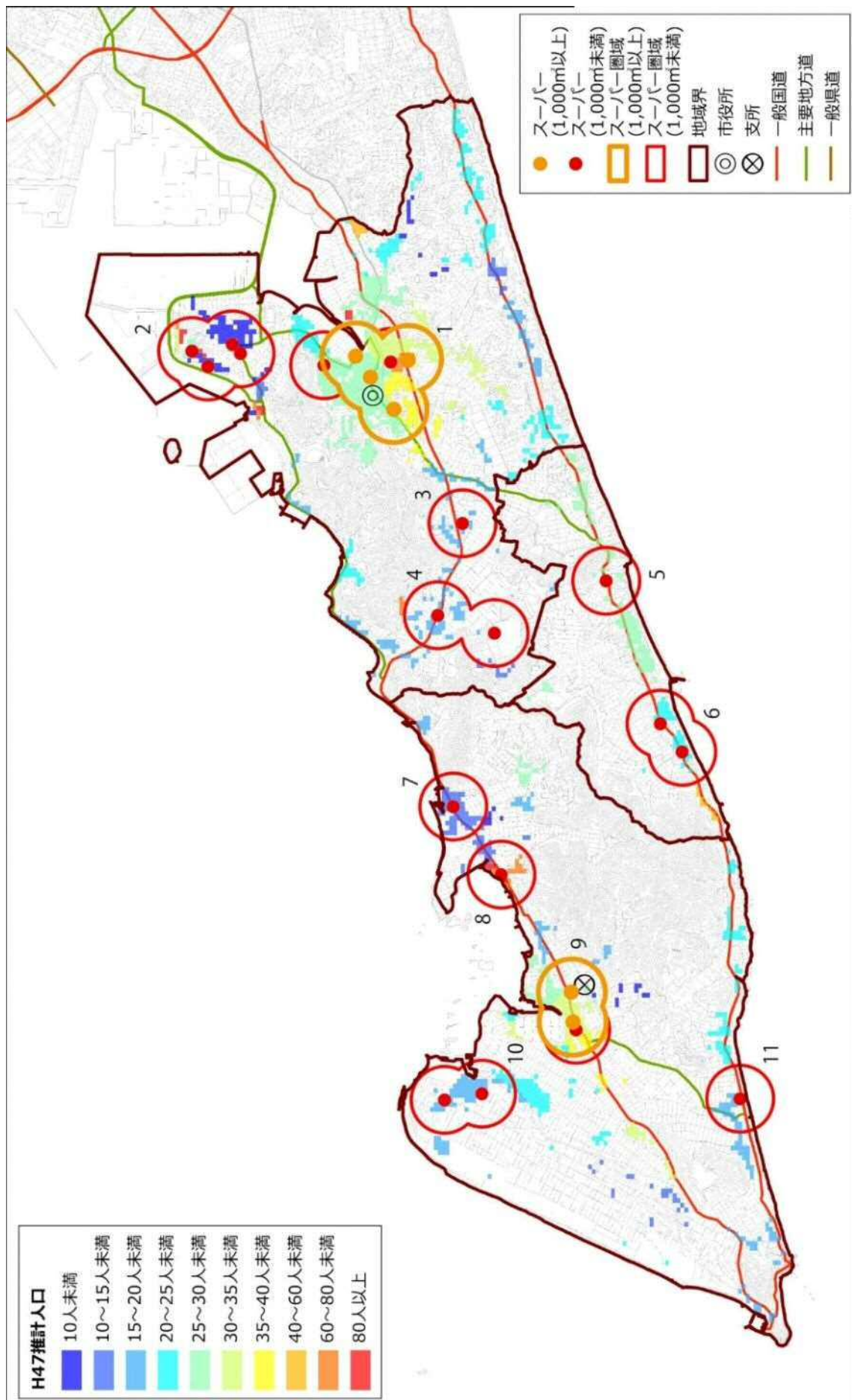
1, 000㎡以上の規模のスーパーは、田原市街地に4か所、福江市街地に2か所で計6か所の立地となっています。

存在確率（目安）を見ると、3つのエリアで、平成47年にそのままの施設数で立地することが困難と予測される確率となっています。

サービス圏域のカバー率は微減しており、サービス圏域の人口は1つのエリアを除き減少すると推計されています。

エリア 番号	H27年 サービス 圏域人口	H27年 施設数	H47年 サービス 圏域人口	H27-H47年 増減数	H47年 想定施設数	H27-47年存在確率 (維持可能500人)
1	14,272	6	11,697	(2575)	6.0	100.0%
2	2,552	4	3,192	(640)	4.0	100.0%
3	610	1	490	(120)	0.5	53.5%
4	1,159	2	913	(246)	2.0	100.0%
5	590	1	486	(104)	0.5	54.7%
6	1,284	2	901	(383)	2.0	100.0%
7	1,232	1	790	(442)	1.0	99.8%
8	1,130	1	1,836	706	1.0	100.0%
9	4,353	3	3,372	(981)	3.0	100.0%
10	1,939	2	1,304	(635)	2.0	100.0%
11	718	1	439	(279)	0.3	27.5%
	29,840		25,420			
総人口	62,364		53,690			
カバー率	47.8%		47.3%			

参考カバー率：全国49% 5～10万都市50%



(6) 商業施設（金融機関）

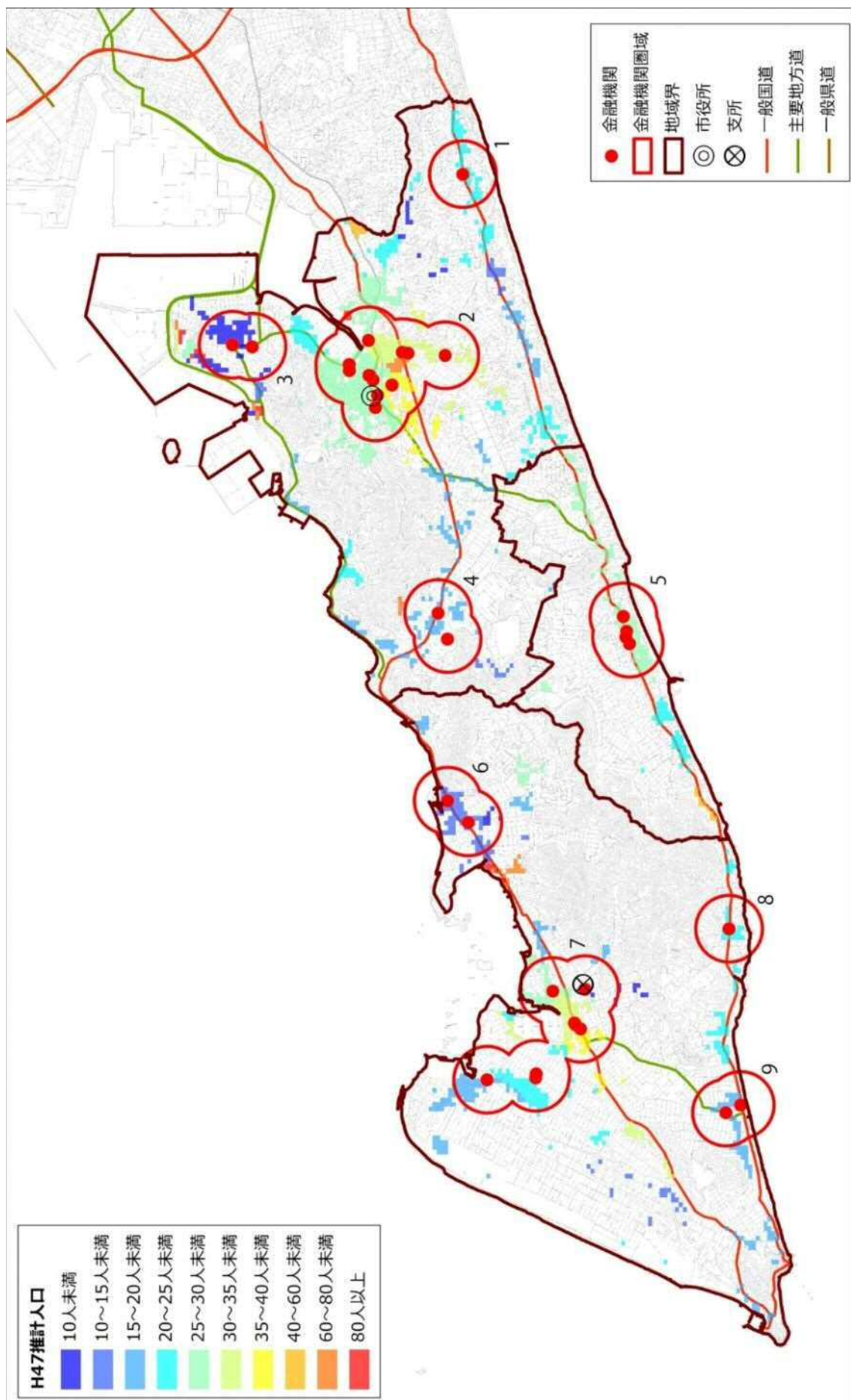
金融機関は、各市街地に多く立地しており、国道259号と42号沿いの一部の集落内及び童浦校区と中山校区にも立地が見られます。

存在確率（目安）を見ると、2つのエリアで、平成47年にそのままの施設数で立地することが困難と予測される確率となっています。

サービス圏域のカバー率は減少しており、サービス圏域の人口はすべてのエリアで減少すると推計されています。

エリア 番号	H27年 サービス 圏域人口	H27年 施設数	H47年 サービス 圏域人口	H27-H47年 増減数	H47年 想定施設数	H27-47年存在確率 (維持可能500人)
1	741	1	718	(23)	1.0	99.3%
2	15,122	12	13,119	(2,003)	12.0	100.0%
3	705	2	597	(108)	1.8	85.1%
4	1,178	2	924	(254)	2.0	100.0%
5	1,971	4	1,664	(307)	4.0	100.0%
6	1,669	2	1,030	(639)	2.0	100.0%
7	7,593	9	5,706	(1,887)	9.0	100.0%
8	576	1	415	(161)	0.3	25.4%
9	812	2	497	(315)	1.0	48.8%
	30,367		24,669			
総人口	62,364		53,690			
カバー率	48.7%		45.9%			

参考カバー率：全国 49% 5～10万都市 50%



(7) 医療施設

医療施設は、市街地内を中心に田原地域、渥美地域の順に多く立地しています。赤羽根地域には、市街化調整区域に1か所のみの立地となっています。

第2次医療は、都市拠点である田原市街地内に1か所（渥美病院）立地しています。

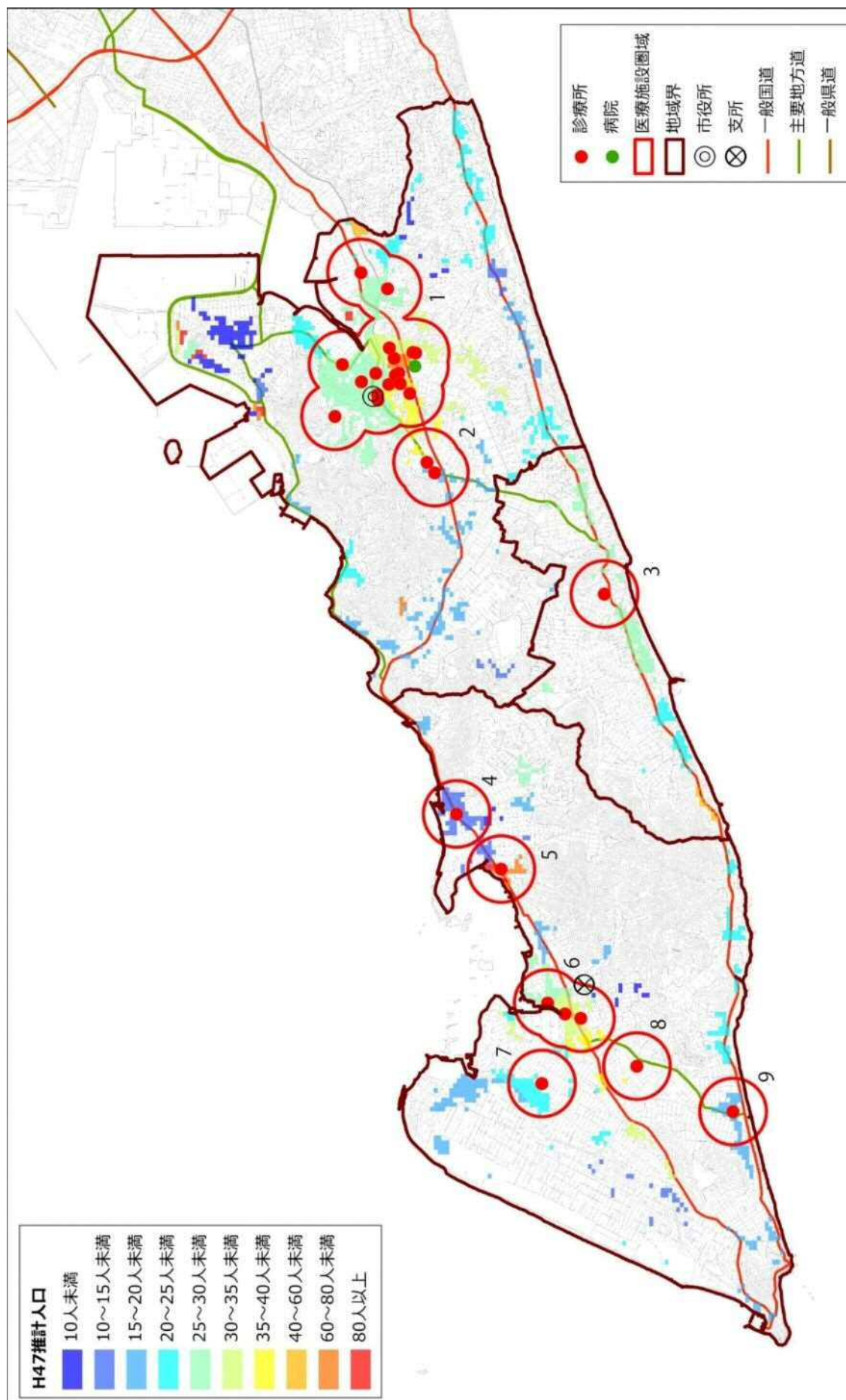
診療所については、医師の高齢化及び後継者不足により、存続が危惧されている施設が数多く存在しています。

存在確率（目安）を見ると、2つのエリアで、平成47年にそのままの施設数で立地することが困難と予測される確率となっています。

サービス圏域のカバー率は微減しており、サービス圏域の人口は1つのエリアを除き減少すると推計されています。また、カバー率は、全国や5～10万都市と比較してかなり低い率となっています。

エリア 番号	H27年 サービス 圏域人口	H27年 施設数	H47年 サービス 圏域人口	H27-H47年 増減数	H47年 想定施設数	H27-47年存在確率 (維持可能500人)
1	16,853	18	14,223	(2,630)	18.0	100.0%
2	882	2	844	(38)	2.0	100.0%
3	626	1	527	(99)	0.7	67.7%
4	1,354	1	859	(495)	1.0	100.0%
5	1,215	1	1,882	667	1.0	100.0%
6	4,245	3	3,291	(954)	3.0	100.0%
7	1,660	1	1,247	(413)	1.0	100.0%
8	55	1	41	(14)	0.5	50.8%
9	813	1	497	(316)	0.5	48.9%
	27,703		23,412			
総人口	62,364		53,690			
カバー率	44.4%		43.6%			

参考カバー率：全国 68% 5～10万都市 70%



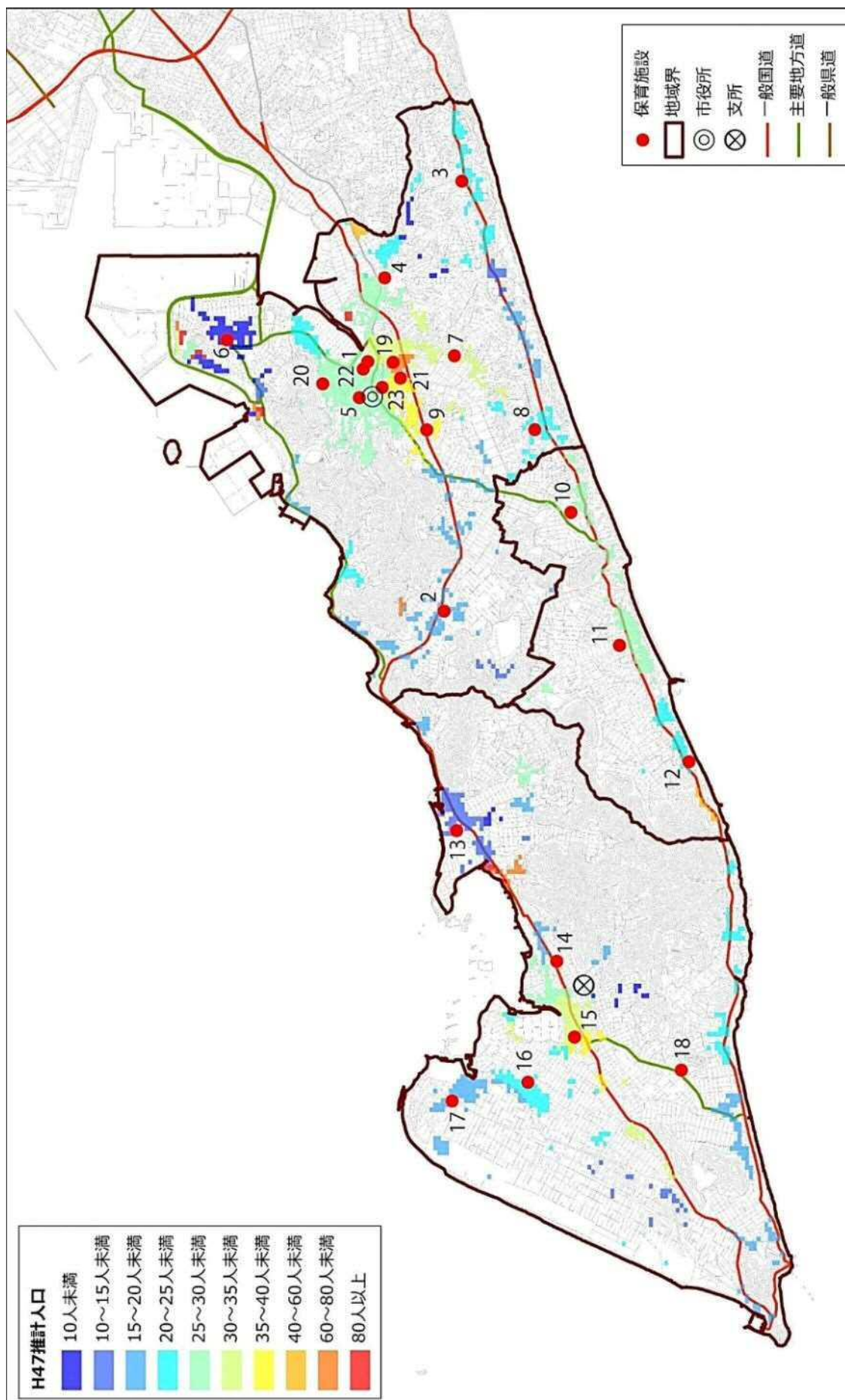
(8) 子育て支援施設

保育園は、概ね小学校区単位に配置されています。認定こども園は、田原市街地内だけに2か所立地しています。親子交流施設・児童館は、田原市街地内だけに配置されています。

保育園は、農業等への従事のため市街化調整区域にも居住者が数多くいる（市民の約6割）ことから、概ね市内各校区に配置されており、無理に市街地に集約すべき施設でないことに配慮が必要です。

しかし、保育園は、保護者による自動車や送迎バスでの送迎が一般であることから、施設の耐用年数や入所児童数適正化等を勘案した施設の配置を進めていく必要があります。

番号	名称
1	第一保育園
2	野田保育園
3	六連保育園
4	東部保育園
5	中部保育園
6	北部保育園
7	神戸保育園
8	大草保育園
9	稲場保育園
10	高松保育園
11	赤羽根保育園
12	若戸保育園
13	泉保育園
14	清田保育園
15	福江保育園
16	中山保育園
17	小中山保育園
18	伊良湖岬保育園
19	漆田保育園
20	蔵王こども園
21	田原赤石こども園
22	田原児童センター
23	（仮称）親子交流施設



(9) 高齢者福祉施設・障がい福祉施設

通所型のデイサービスセンターは、市内各所に立地しており現在は充足していますが、高齢者の増加により、将来的に不足することが予測されます。

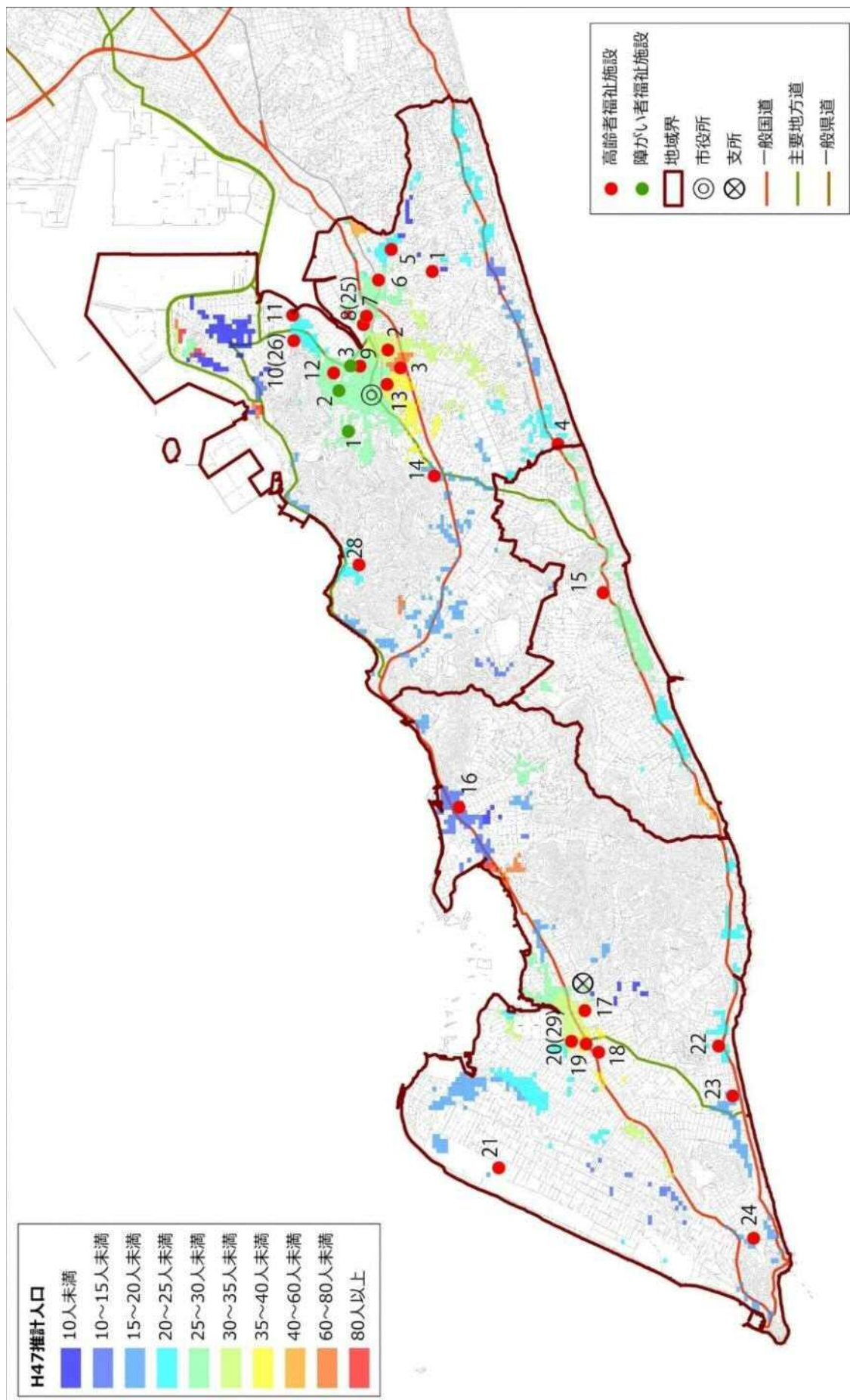
認知症及び障がい者のグループホームについては、充足しておらず、また、事業所も田原地域に集中しています。

高齢者福祉施設

番号	名称	サービス名・内容
1	田原福寿園デイサービスセンター	通所介護
2	デイサービス さんきゅう	通所介護
3	デイサービスゆう	通所介護
4	ちょうかいデイサービス	通所介護
5	デイサービスやわら	通所介護
6	デイサービス えがお	通所介護
7	デイサービスとしま	通所介護
8	デイサービスじねん	通所介護
9	デイサービス タンポポ	通所介護
10	田原ゆの里デイサービスセンター	通所介護
11	デイサービス吉胡	通所介護
12	さかえの郷デイサービスセンター田原	通所介護
13	デイサービス赤石	通所介護
14	デイサービス 一休	通所介護
15	赤羽根デイサービスセンター	通所介護
16	デイサービス 福助	通所介護
17	デイサービス福江	通所介護
18	渥美デイサービスセンター	通所介護
19	デイサービスぽかぽか	通所介護
20	花の里デイサービスセンター	通所介護
21	渥美福寿園デイサービスセンター	通所介護
22	でいさーびすせんたーひまわり	通所介護
23	デイサービスセンター椰子の実	通所介護
24	デイサービスいらご	通所介護
25	グループホームじねん	認知症対応型共同生活介護
26	グループホーム田原ゆの里	認知症対応型共同生活介護
27	J A 愛知厚生連あつみの郷グループホーム	認知症対応型共同生活介護
28	グループホームころろ	認知症対応型共同生活介護
29	グループホーム花の里	認知症対応型共同生活介護

障がい福祉施設

番号	名称	サービス名・内容
1	藤の木ホーム・桜木ホーム	共同生活援助
2	グループホームもえぎ	共同生活援助
3	グループホームうたたね	共同生活援助



7 地価

地価公示と都道府県地価調査のデータに基づく地価の推移をみると、田原地域の市街化区域内では近年上昇傾向の箇所もみられますが、赤羽根地域と渥美地域では下落傾向となっています。地価は、田原の市街化区域内が圧倒的に高く、その概ね半分以上の地価で渥美地域、赤羽根地域と続いています。

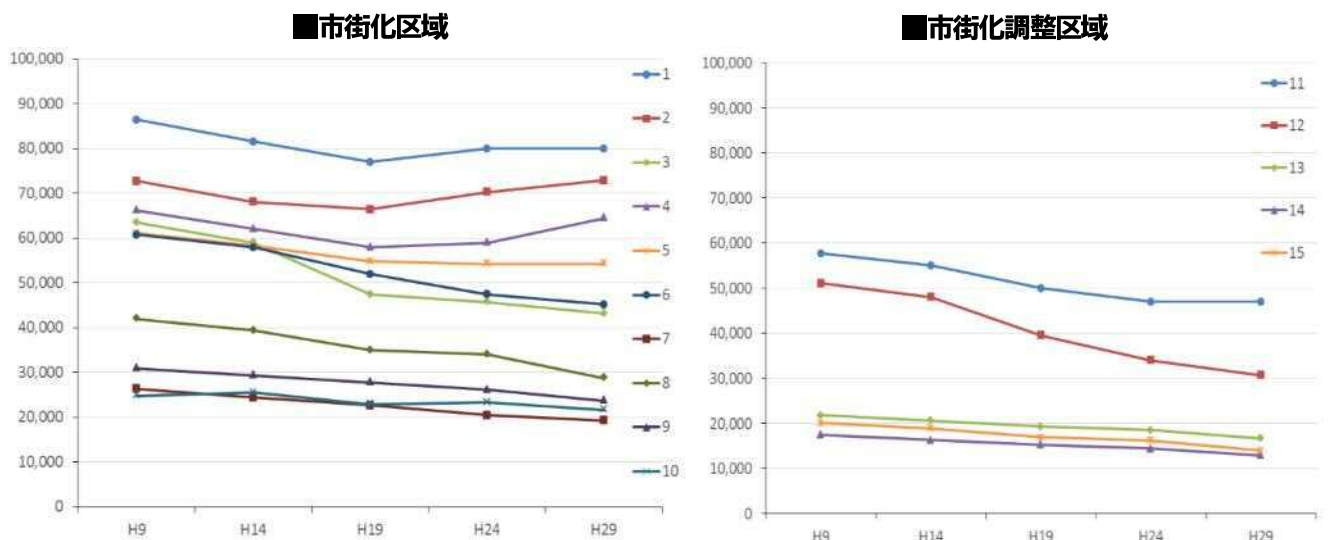
市街化調整区域内は、全体的に減少傾向となっており、特に赤羽根地域と渥美地域内は微減が続いています。市街化区域内同様に、田原地域の地価が他の地域に比べて圧倒的に高く、その地価は、赤羽根と渥美地域の市街化区域内よりも高くなっています。

図 地価の推移

(円/㎡)

No.	所在地	地域	区分	用途地域	H9	H14	H19	H24	H29
1	田原町汐見88番	田原	市街化区域	2中専	86,500	81,600	77,000	80,000	80,000
2	神戸町大坪32番4	田原	市街化区域	1中専	72,800	68,100	66,500	70,300	72,900
3	神戸町大坪201番1	田原	市街化区域	準工	63,500	59,000	47,400	45,800	43,200
4	田原町大沢3番276	田原	市街化区域	1低専	66,200	62,100	58,000	59,000	64,500
5	豊島町安原崎10番6	田原	市街化区域	1住居	61,100	58,300	54,800	54,300	54,300
6	姫見台66番4	田原	市街化区域	1低専	60,800	58,000	52,000	47,500	45,200
7	緑が浜一号1番外	田原	市街化区域	工専	26,400	24,400	22,700	20,500	19,300
8	福江町浜田1番1	渥美	市街化区域	近商	42,000	39,400	35,000	34,000	28,800
9	古田町郷中137番1	渥美	市街化区域	1住居	31,000	29,400	27,800	26,200	23,700
10	赤羽根町西瀬古96番※	赤羽根	市街化区域	1住居	24,800	25,500	22,900	23,300	21,700
11	やぐま台27番10	田原	市街化調整区域	調区	57,700	55,000	50,000	47,000	47,000
12	大久保町洞山4番8外	田原	市街化調整区域	調区	51,100	48,000	39,500	34,000	30,700
13	江比間町五字郷中42番	渥美	市街化調整区域	調区	21,800	20,600	19,300	18,500	16,700
14	小中山町八幡上350番30	渥美	市街化調整区域	調区	17,500	16,300	15,300	14,400	12,900
15	池尻町中瀬古103番1	赤羽根	市街化調整区域	調区	20,100	18,900	16,900	16,200	13,900

出典：地価公示（国土交通省）、地価調査（愛知県）

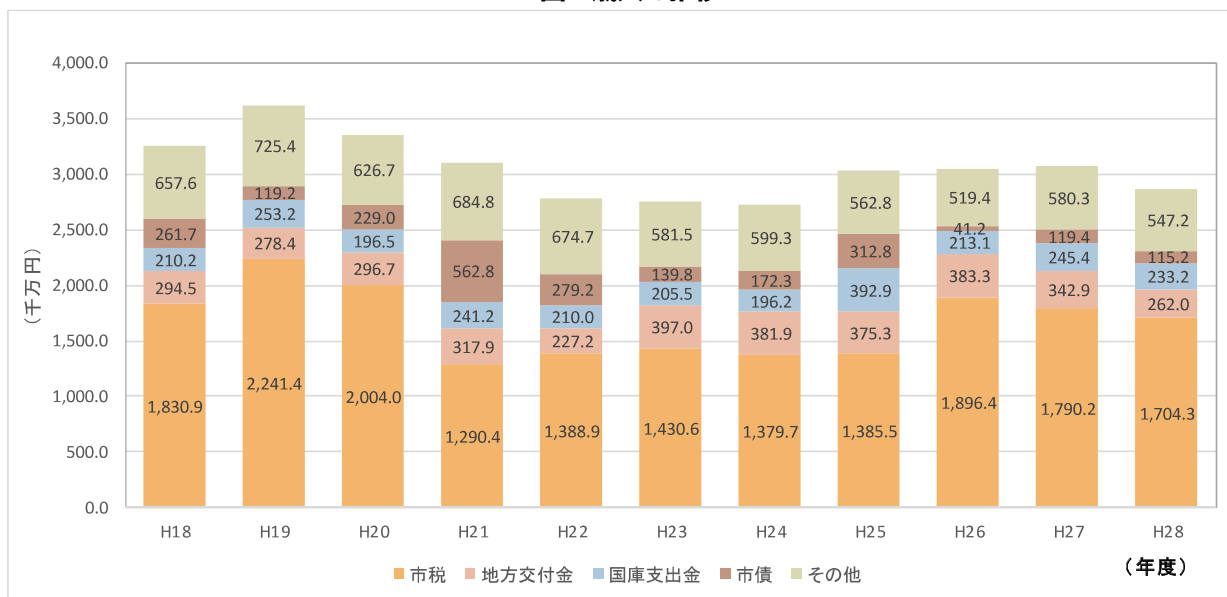


8 財政状況

(1) 歳入歳出

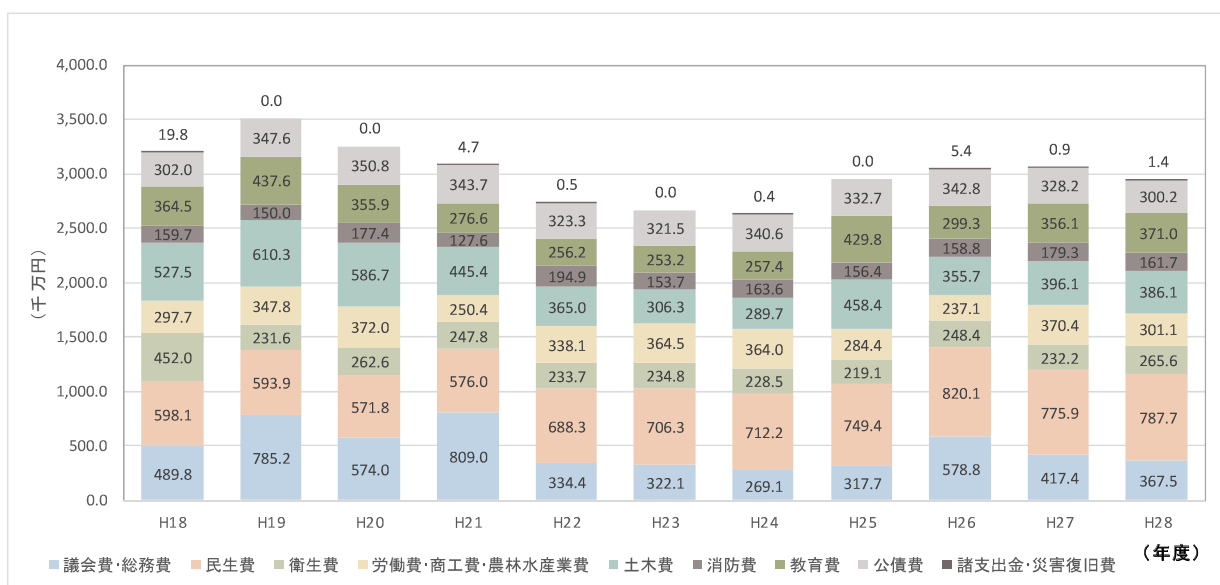
歳入・歳出の状況をみると、平成19年度まで増加し、その後平成22年度まで減少しますが、その後再び増加しています。歳入は市税の変動に大きく左右され、今後、市税及び交付税は縮減が見込まれており、歳出は医療・福祉にかかる民生費の増大が見込まれています。

図 歳入の推移



出典：決算統計

図 歳出の推移

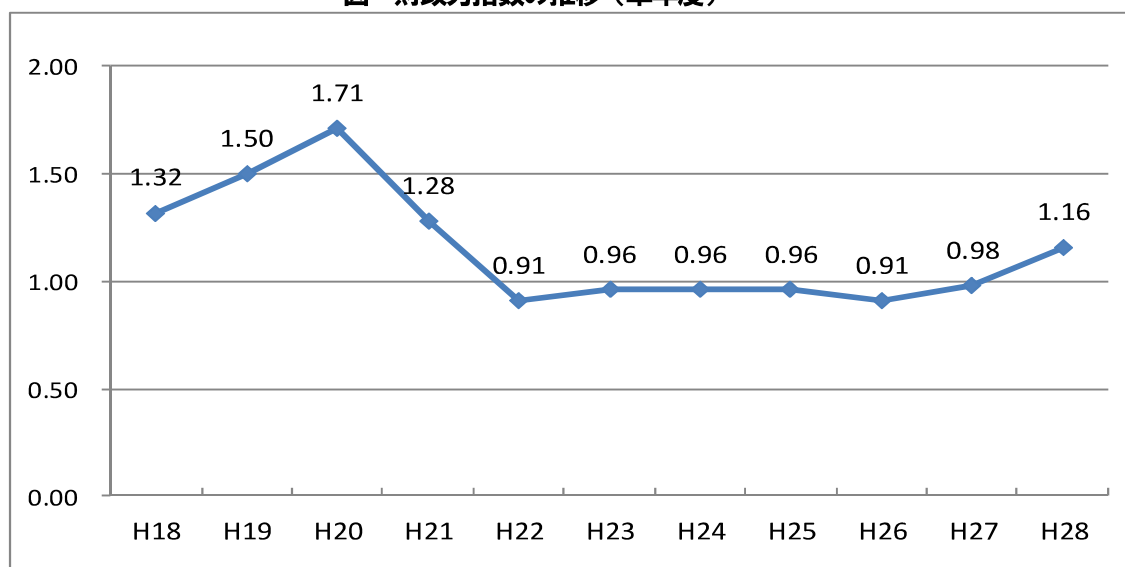


出典：決算統計

(2) 財政力指数

本市の財政力指数は1.0程度の高い水準で横ばい状態が続いていましたが、近年は上昇傾向がみられます（全国市町村平均0.50 平成28年度総務省データ）。

図 財政力指数の推移（単年度）

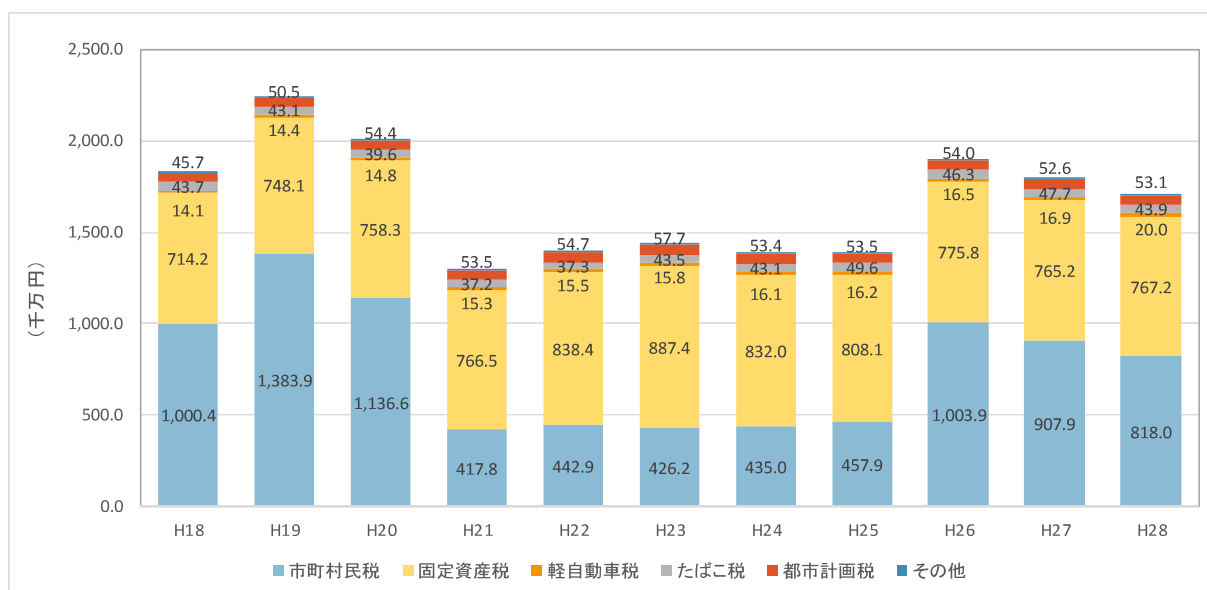


出典：田原市財政課

(3) 税収

税収状況をみると、平成21年度から平成25年度までは横ばいで推移し、平成26年度に一旦大きく上昇した後は減少傾向が続いています。

図 税収の推移



出典：田原市税務課

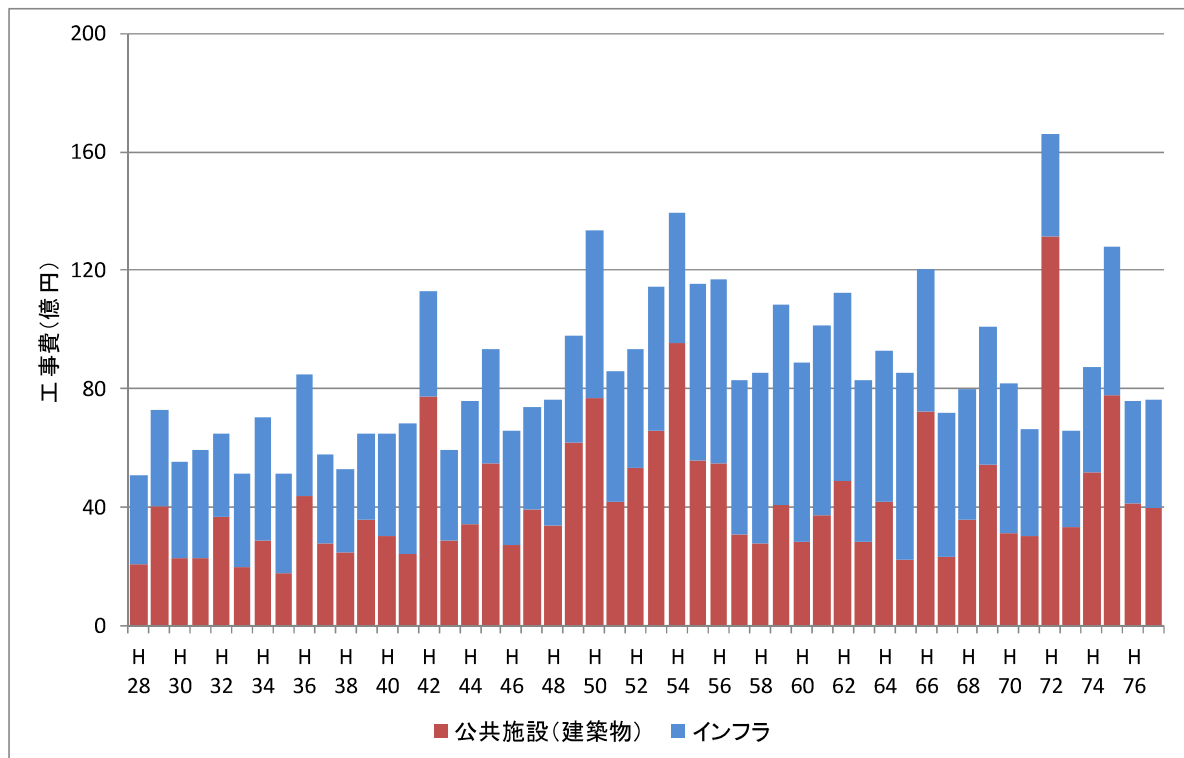
(4) 公共施設・インフラの管理将来費用

本市の公共施設管理の将来費用を算定した結果を示します。

本市の公共施設をそのまま維持する場合に必要な将来の修繕・改修・建替費用が総額で約2,120億円、将来50年間の平均費用は年間約42.4億円が必要であるという結果となっています。

インフラ施設に関して、適切な長寿命化対策を実施しないで耐用年数経過後に更新すると仮定した場合の将来費用は、総額で約2,161億円、将来50年間の平均費用は年間約43.3億円が必要であるという結果となっています。

図 公共施設（建築物）・インフラの管理将来費用



出典：田原市公共施設等総合管理計画

表 公共施設（建築物）・インフラの管理将来費用

施設	期間	年度当たり平均費用	合計費用
公共施設（建築物）	将来50年間	約42.4億円	約2,120億円
インフラ施設	将来50年間	約43.3億円	約2,161億円

出典：田原市公共施設等総合管理計画

第2章 都市構造の課題の整理

前章での都市構造の現状分析を踏まえ、本節では都市構造の現状と課題について整理します。

1 都市構造の現状のまとめ

(1) 人口

①人口（現状）

■人口・世帯数の動態：人口減少が進行、世帯の小規模化が進行

- ・田原地域の人口は増加傾向だったが、近年は減少傾向
- ・赤羽根地域は昭和60年から、渥美地域は昭和55年から人口減少

■少子高齢化の動態：全ての地域で少子高齢化が進行

- ・高齢化率でみると、田原地域<赤羽根地域<渥美地域

■人口（自然増減、社会増減）の動態：自然増減、社会増減ともに減少傾向

■人口密度の動態：3市街地すべてでDID密度基準の40人/ha未滿

- ・田原地域の人口密度の上昇
- ・戦後すぐは3地域ともほぼ同様な人口密度であったが、現在は田原地域は赤羽根地域や渥美地域の約2倍の人口密度
- ・市街地別にみると、田原市街地>福江市街地>赤羽根市街地

■人口集中地区（DID）の動態：田原市街地のみに設定、市街地の拡大、DID人口密度の低下

②人口（見通し）

■将来人口推計：市全体人口は平成47年には約53,500人（平成22年比約16.5%減）

- ・3地域すべてで減少
- ・減少率でみると、田原地域<赤羽根地域<渥美地域

(100mメッシュ単位の人口密度推計（平成27年実績と平成47年の将来推計人口）)

- ・平成27年人口密度40人/ha以上の地区は、田原市街地やその周辺のごく一部、臨海市街地のごく一部、福江市街地近傍
- ・平成47年人口密度40人/ha以上と推計される地区のほとんどが、近年に大規模な宅地開発が行われた地区

【市街化区域の人口密度】

- ・田原市街地：概ね35人/haが25人/haに減少
吉胡台・木綿台では概ね30人/haが20人/haに減少
- ・福江市街地：概ね35人/haが25人/haに減少
高木では概ね25人/haが15人/haに減少
- ・赤羽根市街地：概ね30人/haが25人/haに減少
- ・臨海市街地：概ね30人/haを維持

【市街化調整区域の人口密度】

- ・近年大規模に宅地開発された地域を除き、25人/ha未滿となる集落が多い
- ・20人/ha未滿となる集落も多い

（２）土地利用

■市街化区域の面積：市全域の約１割で既にコンパクトな市街地形成、約４割の市民が居住

- ・市街化調整区域の面積は市全域の約９割で約６割の市民が居住

■市街地の数：市町村合併により市内に４つの市街地が点在

- ・旧３町の中心地であった各市街地及び臨海部企業の従業員向けに開発された市街地が存在

■土地利用状況：宅地化が進展、農用地・森林面積が減少

- ・市街化区域内の宅地化だけでなく、市街化調整区域内でも宅地化が進展
- ・田原地域での宅地化が大きく進展

■空き家の状況：市街地内に多い、市街地から遠い地区ほど空き家率が高い傾向

■開発許可の状況：田原地域に特に集中、田原地域（市街化調整区域）への開発が多い

- ・田原地域でスプロール化が進展

（３）公共交通

■市民の代表的交通手段：自動車が約８割（県平均６７．１％）を占め、増加傾向

- ・１世帯当たり自動車保有台数は２．９台（県平均１．７台）

■公共交通ネットワーク：鉄道や路線バスの基幹路線及びコミュニティバス等でカバー

- ・基幹路線でカバーしきれない地域はコミュニティバス等で補完
- ・鉄道は田原地域のみで運行

■公共交通利用者：減少傾向

- ・鉄道利用者は増加
- ・路線バス、海上交通、コミュニティバス、タクシー利用者は減少傾向

■公共交通のサービス水準：公共交通カバー率は市民の９０％

- ・バスカバー率は８９％、鉄道カバー率は２４％

■利便性の高いバス片道１５本／日以上のカバー率は市民の３３％

- ・鉄道と路線バス（伊良湖本線）は高いサービス水準
- ・路線バス（伊良湖支線）は１日の運行本数が少なく高くないサービス水準

■高齢者の増加により、今後、公共交通の必要性が増大

（４）災害区域

■災害リスクの状況：津波浸水被害をもたらす巨大地震の発生

- ・理論上最大想定モデルで最大震度７の想定（市街地のほとんどで震度７）
- ・津波浸水想定区域は、田原市街地の汐川沿い、福江市街地の沿岸部、半島の先端部などの広範囲で想定

（５）産業

■産業の状況：商業の衰退が進展

- ・製造業は横ばい、商業は衰退傾向、農業も徐々に縮小傾向

（６）都市機能施設

- 行政施設の状況：市全体（３地域）に分散して配置され、赤羽根地域と渥美地域の行政施設は市街化調整区域に立地
- 商業施設：市街地内と調整区域内国道沿いの一部の集落等に立地
 - ・赤羽根市街地内にスーパーなし
 - ・調整区域（童浦校区・中山校区）にも一定程度が立地
- 医療施設：田原市街地・福江市街地に集積、第２次医療施設は田原市街地に１か所のみ立地
 - ・赤羽根市街地内に医療施設なし
- 子育て支援施設：保育園は概ね小学校区ごとに配置され、認定こども園は田原地域に２か所
 - ・親子交流施設・児童館は、田原市街地内のみに配置
- 高齢者福祉施設・障がい福祉施設：通所型デイサービスは現状充足、障がい者及び認知症グループホームは不足

【都市機能施設の見通し】

※将来人口推計結果に基づき既存施設から半径８００ｍのサービス圏域における、平成４７年の既存施設の存在確率の予測（目安）と将来人口カバー率の全国及び５～１０万都市との比較を示します。

□コンビニ

- ①存在確率：現在の店舗は、平成４７年にも継続立地が可能
- ②人口カバー率：５３．８％（田原市 H47）＞５０％（５～１０万都市）＞４９％（全国） ※65 ページ

□スーパー

- ①存在確率：３つのエリアで、平成４７年にそのままの施設数での継続立地が困難
- ②人口カバー率：５０％（５～１０万都市）＞４９％（全国）＞４７．３％（田原市 H47） ※67 ページ

□金融機関

- ①存在確率：２つのエリアで、平成４７年にそのままの施設数での継続立地が困難
- ②人口カバー率：５０％（５～１０万都市）＞４９％（全国）＞４５．９％（田原市 H47） ※69 ページ

□医療施設

- ①存在確率：２つのエリアで、平成４７年にそのままの施設数での継続立地が困難
- ②人口カバー率：７０％（５～１０万都市）＞６８％（全国）＞４３．６％（田原市 H47） ※71 ページ

（７）地価

- 地価の状況：田原地域の市街化区域内は近年上昇傾向、赤羽根地域と渥美地域は下落傾向
市街化調整区域内は全体的に下落傾向で、特に赤羽根地域と渥美地域は微減が続く
 - ・地価 田原市街地＞福江市街地＞赤羽根市街地

（８）財政

- 財政見込：医療・福祉にかかる民生費の増大、今後は市財政規模が縮小の見込み
- 公共施設管理将来費用（建築物）：今後５０年間で毎年約４２億円が必要

2 課題の整理

都市構造の現状のまとめを踏まえ、以下のとおり課題について整理します。

課題1：都市機能の低下を抑制するために市街地人口の維持が必要

市街地の人口密度は低下傾向にあるうえ、都市機能施設のサービス圏域人口は減少傾向にあることが推測されています。人口の低密度化は、現在立地している日常生活サービス施設が存続できず、都市機能の低下を同時にもたらす恐れがあります。

課題2：集落と市街地等を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実が必要

高齢化の進展により、自ら自動車を運転できない人の増加が見込まれています。本市には公共交通のサービス水準が十分でない地域もあります。

課題3：災害に対応した安心・安全なまちづくりが必要

本市は、南海トラフ地震等の巨大地震による津波等の災害が起こる可能性があります。浸水被害は海岸線を中心に広範囲にわたっており、市街地内にも一部想定されています。

課題4：都市施設の適正な配置と誘導が必要

赤羽根市街地内に医療施設やスーパーがないなど、日常生活に必要な都市施設が不足しています。公共施設が、市全体（旧3町毎）に分散して配置されています。

課題5：公共施設の適正な管理による財政規模の縮減が必要

本市の財政規模は、人口減少による税収の減少、医療・福祉にかかる民生費の増大、公共施設管理費用の増大等により、今後はひっ迫していく恐れがあります。

公共施設（建築物）の維持管理費は、今後50年間毎年約40億円必要と見込まれています。

第2部 立地適正化に関する基本的な方針

第2部 立地適正化計画に関する基本的な方針

第1章 立地適正化計画の基本方針

1 立地適正化の方針

田原市都市計画マスタープランでは、都市づくりの方向の中で、「本市の都市づくりは、市街地（街）と集落（町）等が機能を適切に分担しながらネットワークによってつながれ、それぞれの市街地と集落が共に生き続けられる『多極ネットワーク型のコンパクトシティ』を目指します。」と示しており、立地適正化計画策定の目的と合致しています。

また、本市のマスタープランでは、さらに具体的な方向として次のとおり掲げています。

①4つの市街地

市全体の中心的な市街地である田原市街地に都市機能施設や居住をすべて集約するのではなく、赤羽根市街地と福江市街地も含め、それぞれの市街地の特性や役割を意識した都市機能の維持・充実に努めます。また、臨海市街地については、さらなる産業の集積を促進します。

②市街化調整区域の集落

市街化調整区域に居住する市民は、市全体の人口の約6割を占めています。この区域には、農業集落や漁業集落などがあり、それぞれの伝統や文化、歴史、生活機能を有しています。その就業者の多くが居住する市街化調整区域の集落への対応はきわめて重要です。

概ね小学校区（地域コミュニティ）を単位としたまちづくりの取組の中で、それぞれの集落の維持・保全に関しても検討していく必要があります。

③道路軸の活用

本市の多くの集落や市街地は、海沿いの国道42号、国道259号、主要地方道豊橋渥美線に沿って分布していることから、これらの道路を本市の骨格軸として都市づくりを進める必要があります。この骨格となる軸を中心に、他地域とつながる道路、市街地間を結ぶ道路、市街地と集落を結ぶ道路が連携したネットワークを構築します。

④多様な交通体系の活用

鉄道、バス、自動車、自転車、徒歩などを組み合わせた交通体系を形成し、多様な交通を効率的に活用できる都市を構築します。

今後、急速な高齢化により、自動車を運転できない人が増加すると考えられることから、鉄道やバスによる移動手段の確保を図るとともに、市街地までの移動手段がない集落については、地域コミュニティや交通事業者と協働し、移動手段の確保を検討します。

⑤鉄道駅周辺の土地利用

市外への移動の利便性や自動車に過度に依存している現状を考慮すると、鉄道駅周辺における居住を促進し、高齢者をはじめとして誰もが暮らしやすい生活環境を確保していく必要があります。

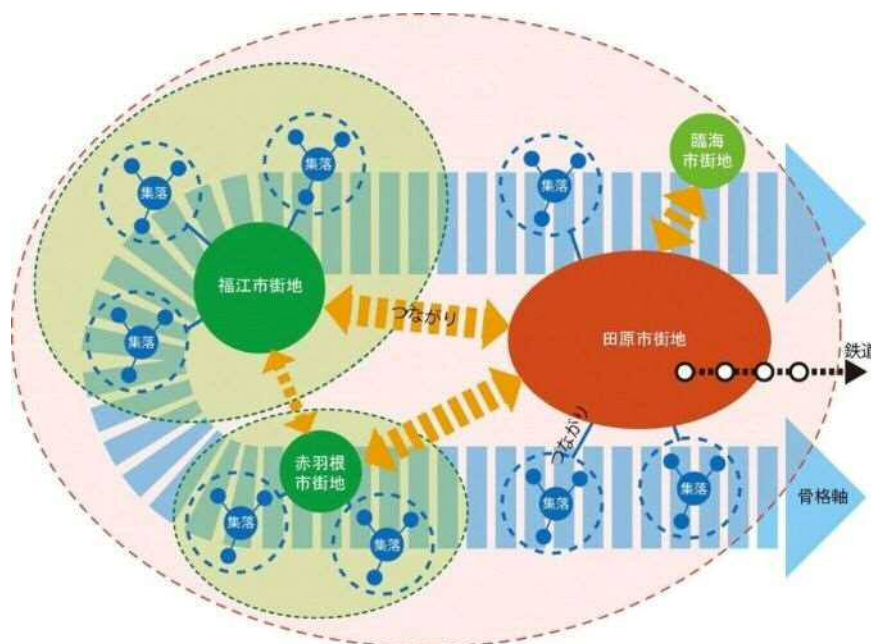
立地適正化の方針についても、これら5つの方向を踏襲して進めることとし、

拠点には、市街地それぞれの特性や役割及び集落に居住している人の日常生活やニーズを意識した都市機能の誘導を図るとともに、鉄道、バス、自転車、徒歩などを組み合わせた交通ネットワークの充実により、歩いて暮らせる健康的で魅力的なまちづくりを目指すものとします。

2 都市の将来像

立地適正化計画は都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられていることから、都市の将来像についても、改定版田原市都市計画マスタープランの将来像を踏襲し、「街と町をつなぎ豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ」と設定します。

まち まち
街と町をつなぎ 豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ



田原市都市計画マスタープランの都市づくりの目標

- 地理的条件を克服する広域ネットワークづくり
- 地震・津波等の災害に対応した安心・安全な都市づくり
- 地域特性を活かした拠点にふさわしい市街地（街）づくり
- 将来も持続可能な集落（町）づくり
- 渥美半島の豊富な地域資源を活かした観光・交流づくり
- 住民等が主体となって進めるまちづくり

3 まちづくりの目標

これまでに抽出した都市構造の課題と都市計画マスタープランの都市づくりの目標を踏まえ、立地適正化計画におけるまちづくりの目標を以下のとおり設定します。

まちづくりの目標①

地域にふさわしい都市機能の配置・誘導による拠点（市街地）づくり

- 各市街地の役割に応じた適正な都市機能の配置・誘導を行います。
- 生活サービス施設の維持充実を図ります。
- 持続可能な都市となるよう、統廃合を含めた公共施設の適正な配置を行います。
- 人口減少を見据え、地域に必要な都市機能を支えるための人口誘導を行います。

まちづくりの目標②

集落から拠点（市街地）に気軽にアクセスできるまちづくり

- 増加が見込まれている高齢者をはじめ誰もが集落から市街地、各都市機能に容易にアクセスできる公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。
- 運行便数等のサービス水準が十分でない地域について、向上を図ります。

まちづくりの目標③

災害に対応した安心・安全なまちづくり

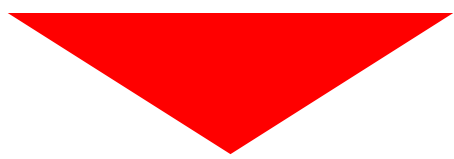
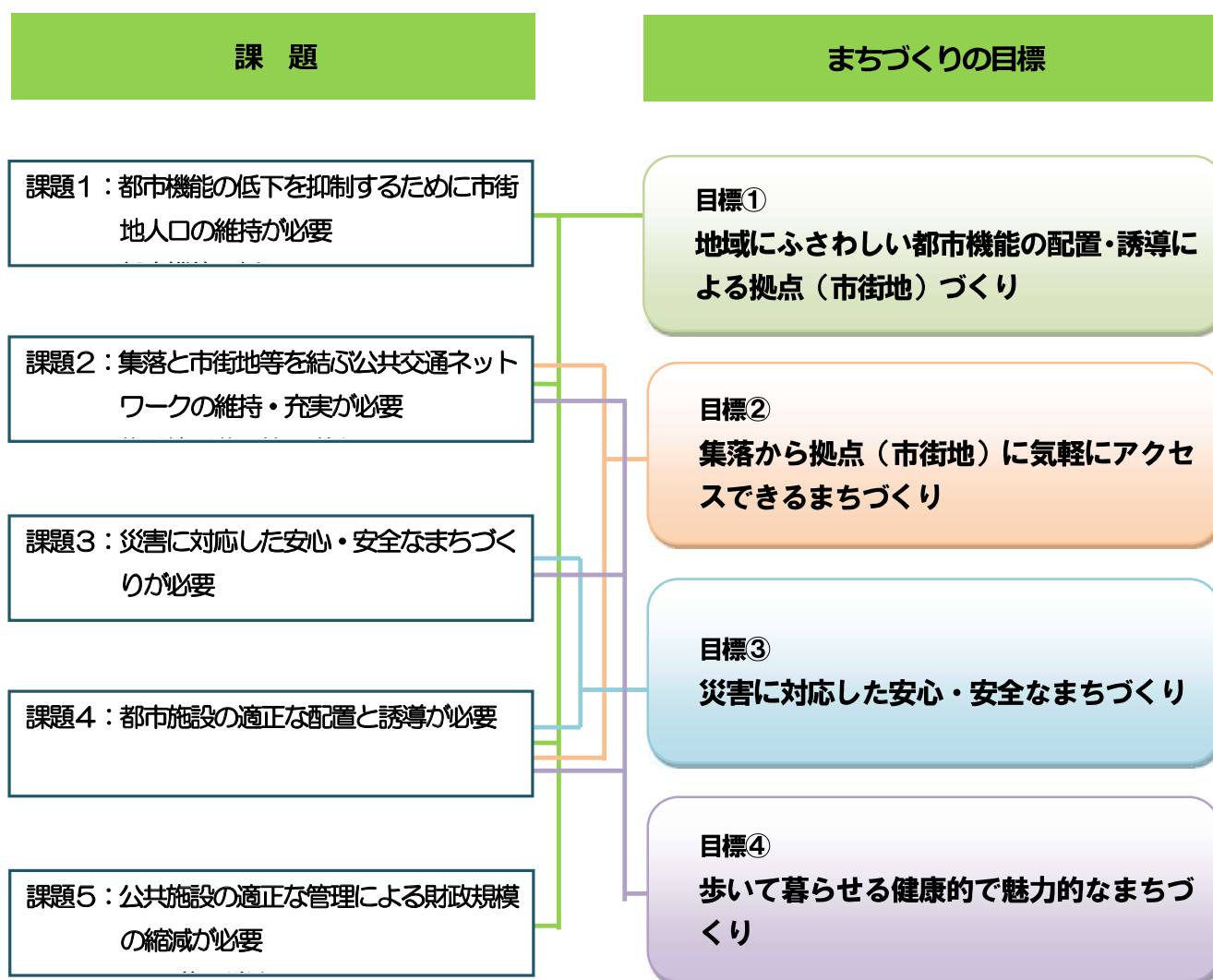
- 巨大地震により津波被害に対応した防護施設整備を進めます。
- 巨大地震により津波被害に対応したまちづくりを行います。
- 土砂災害等の津波被害以外の災害にも配慮したまちづくりを行います。

まちづくりの目標④

歩いて暮らせる健康的で魅力的なまちづくり

- 高齢者をはじめ、皆が行きたいと思えるような拠点（市街地）の魅力向上を図ります。
- 歩いて散策できるような健康的なまちづくりを行います。
- 増加が見込まれている高齢者をはじめ誰もが集落から市街地、各都市機能に容易にアクセスできる公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。

これまでに抽出した課題とまちづくりの目標及び都市の将来像について、体系的に示します。



都市の将来像

まち まち
街と町をつなぎ 豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ

4 目指すべき都市の骨格構造

都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定するにあたり、都市計画マスタープランで定める都市構造を念頭に、抽出した課題やまちづくりの目標を踏まえて、都市の骨格構造である「拠点」と「公共交通軸」を定めます。

拠点間、集落と拠点間などのアクセス道路や公共交通を軸として位置付け、将来にわたり一定の機能確保を目指します。

(1) 拠点

■中心拠点

市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、市民に、行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点 ※立地適正化計画作成の手引き

本市の中心拠点は、田原市都市計画マスタープランにて「都市拠点」と位置づけており、鉄道駅や中心市街地を有する「田原市街地全体」とします。なお、市街地全体とする理由は、元々市街地面積が小さくコンパクトにまとまっているためです。

■中心拠点（都市拠点）：中心市街地や鉄道駅を中心とした田原市街地全体

■地域拠点

地域の中心として、地域住民に行政支所機能、診療所、食品スーパーなど、主として日常的なサービス機能を提供する拠点 ※立地適正化計画作成の手引き

本市の地域拠点は、田原市都市計画マスタープランにて「準都市拠点」と位置づけている「福江市街地全体」を「福江拠点」とし、「赤羽根市街地全体」を「赤羽根拠点」と位置づけます。市街地全体とする理由は、元々市街地面積が小さくコンパクトにまとまっているためです。

■福江拠点（準都市拠点）：まちなか賑わい機能エリアを中心とした福江市街地全体

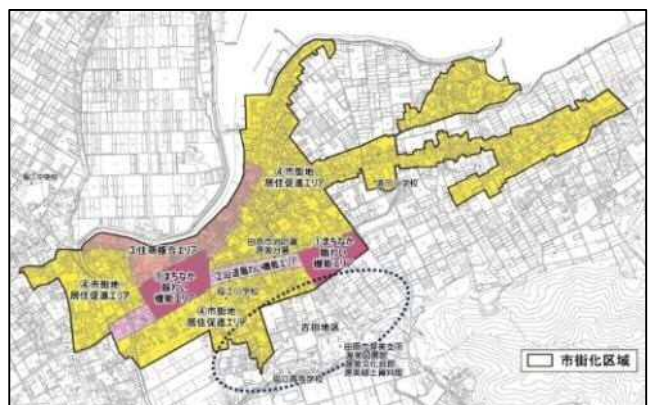
■赤羽根拠点（市街地拠点）：沿道賑わい機能エリアを中心とした赤羽根市街地全体

臨海市街地（産業集積拠点）については、同じ田原地域内に「都市拠点」があることから立地適正化計画の中では「地域拠点」として定めず、用途地域にて従来の誘導をすることとします。

図 土地利用方針図（赤羽根市街地）



図 土地利用方針図（福江市街地）



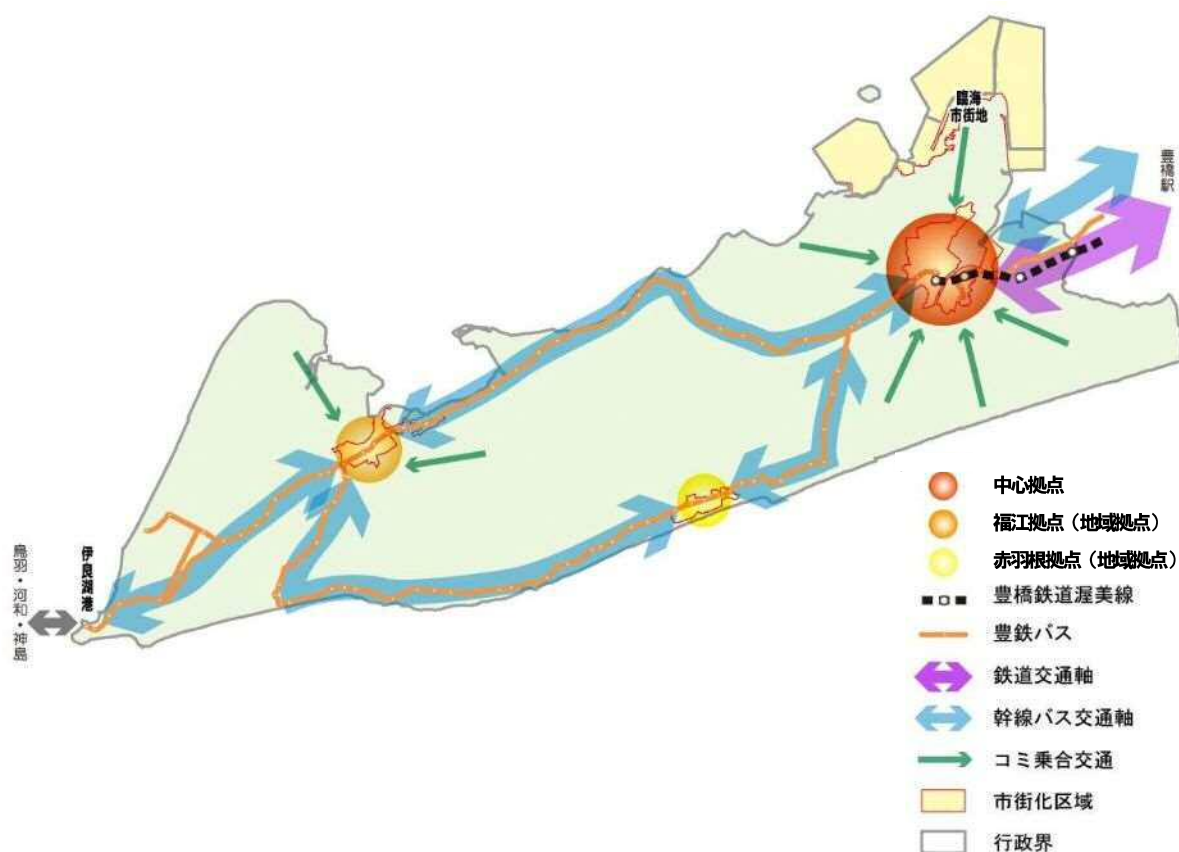
出典：改定版田原市都市計画マスタープラン

(2) 公共交通軸

市内と市外を結ぶ路線、市内の拠点や主要施設、交通結節点を結ぶ本市の基幹路線

- 鉄道交通軸（豊橋鉄道渥美線）
- 幹線バス交通軸（豊鉄バス伊良湖本線・支線）

図 目指すべき都市構造のイメージ



5 居住及び都市機能の誘導方針

（１）居住の誘導方針

市内の市街化調整区域には多数の農業集落や漁業集落が存在し、それぞれの伝統や文化、歴史、生活機能を有しています。特に農業は、農業産出額が全国１位となっており、工業と共に本市の産業を支えています。そのため、集落に居住している人を無理に拠点（市街地）に居住誘導するものではありません。生活利便性の高い拠点（市街地）を形成することで、市内外からの緩やかな居住誘導を図ります。

誘導区域については、長期的な地区別人口見通しを見据えつつ、徒歩や公共交通における拠点へのアクセス性、人口密度を確保することによる生活サービス施設の持続性、災害等に対する安全性の観点等から具体的な区域を設定します。

（２）都市機能の誘導方針

各拠点の特色に応じた都市機能の誘導を図ります。

■**中心拠点**（田原市街地）については、田原市の中心をなす拠点であることから、行政・商業・業務・医療・教育・交通などの高次な都市機能の維持・集積を図ります。

■**福江拠点**（地域拠点：福江市街地）については、中心拠点から距離があり、半島西部の集落の生活の拠点となっていることから、生活を支える都市機能サービスの維持・集積を図ります。

■**赤羽根拠点**（地域拠点：赤羽根市街地）については、主に日常生活サービス施設の維持・集積を図ります。

誘導区域については、各拠点地区における生活サービス施設等の土地利用の実態や都市基盤（基幹的な公共交通路線、道路等）、集落からの公共交通アクセス性、公共施設の配置、徒歩等による各種都市サービスの回遊性などの観点から具体的な区域を設定します。

（３）市街化調整区域について

本市は市全域が都市計画区域であるとともに、市街化調整区域が約９割を占め、約６割の市人口が市街化調整区域に居住しています。そのため、生活利便性を確保するためには、都市機能が集積する拠点（市街地内）への道路や公共交通によるネットワークの維持・充実を図る必要があります。

また、集落に現存する診療所やコンビニ等は、集落住民の日常生活に大切な機能であることから、これらの施設を市街地内に誘導はせず、既存の場所での立地を推奨します。

立地適正化計画では、市街化区域内での居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定しコンパクトなまちづくりを推進していきますが、本市に存在する多数の集落との関係性にも配慮しながら、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで、市全体のまちづくりを行います。